

日本の財政関係資料



令和3年4月
財務省

目 次

第1部 我が国財政について

I. 我が国財政の現状

1. 令和3年度一般会計予算	1
2. 一般会計における歳出・歳入の状況	3
3. 公債発行額、公債依存度の推移	4
4. 普通国債残高の累増	5
5. 国及び地方の長期債務残高	6
6. 普通国債残高の増加要因	7
7. 平成2年度と令和3年度における国的一般会計歳入歳出の比較	8
8. OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係	9
9. 国民負担率の国際比較	10
10. OECD諸国の政府支出及び収入の関係	11
11. 財政収支・プライマリーバランス対GDP比の推移	12
12. 財政収支の国際比較（対GDP比）	13
13. プライマリーバランスの国際比較（対GDP比）	14
14. 債務残高の国際比較（対GDP比）	15
コラム①. 我が国の資産の見方について	16

II. 財政健全化の必要性と取組

15. 公債依存の問題点	17
16. 低金利下における財政運営	18
17. 我が国の財政健全化目標とその変遷	19
18. 財政健全化目標に用いられるストック・フロー指標の関係	20
19. 債務残高対GDP比の安定的引下げとフロー収支の改善の関係	21
20. 国・地方の公債等残高対GDP比の推移	22
コラム②. 我が国の国債の保有及び流通市場の状況について	23
21. 我が国の財政健全化に向けた取組	24

III. 各分野の課題

22. 社会保障分野	27
23. 社会保障以外の歳出分野	33

第2部 令和3年度予算等について

…44

(参考)会計情報とPDCAサイクル

I. 一般会計と特別会計	54
II. 国の貸借対照表	55
III. PDCAサイクル	57

第1部 我が国財政について

I. 我が国財政の現状

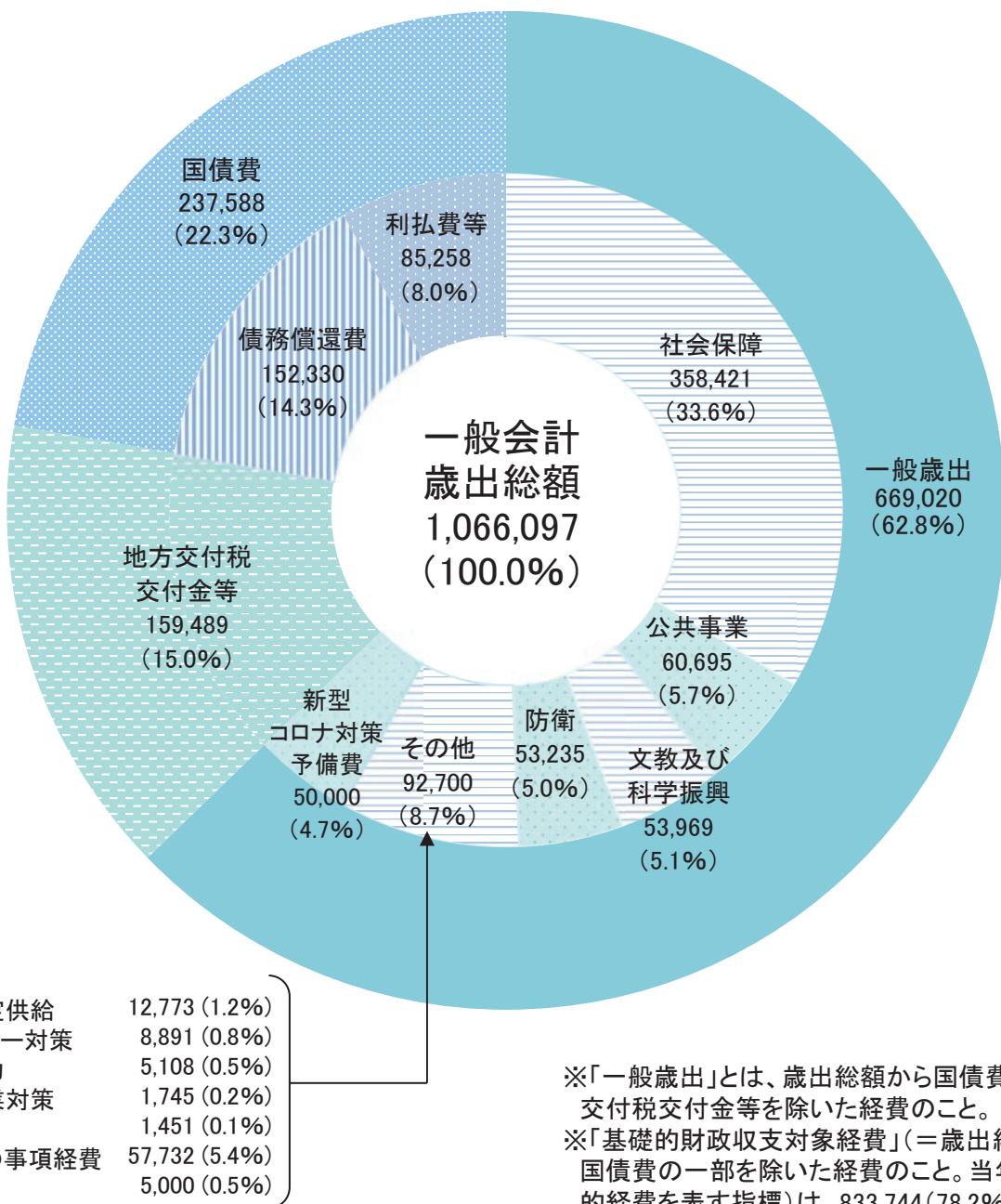
1. 令和3年度一般会計予算

(1) 岁出内訳

国の一般会計歳出では、社会保障関係費と地方交付税交付金等と国債費(国債の元利払いに充てられる費用)で歳出全体の約4分の3を占めています。

予算案(令和3年度)

(単位:億円)



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

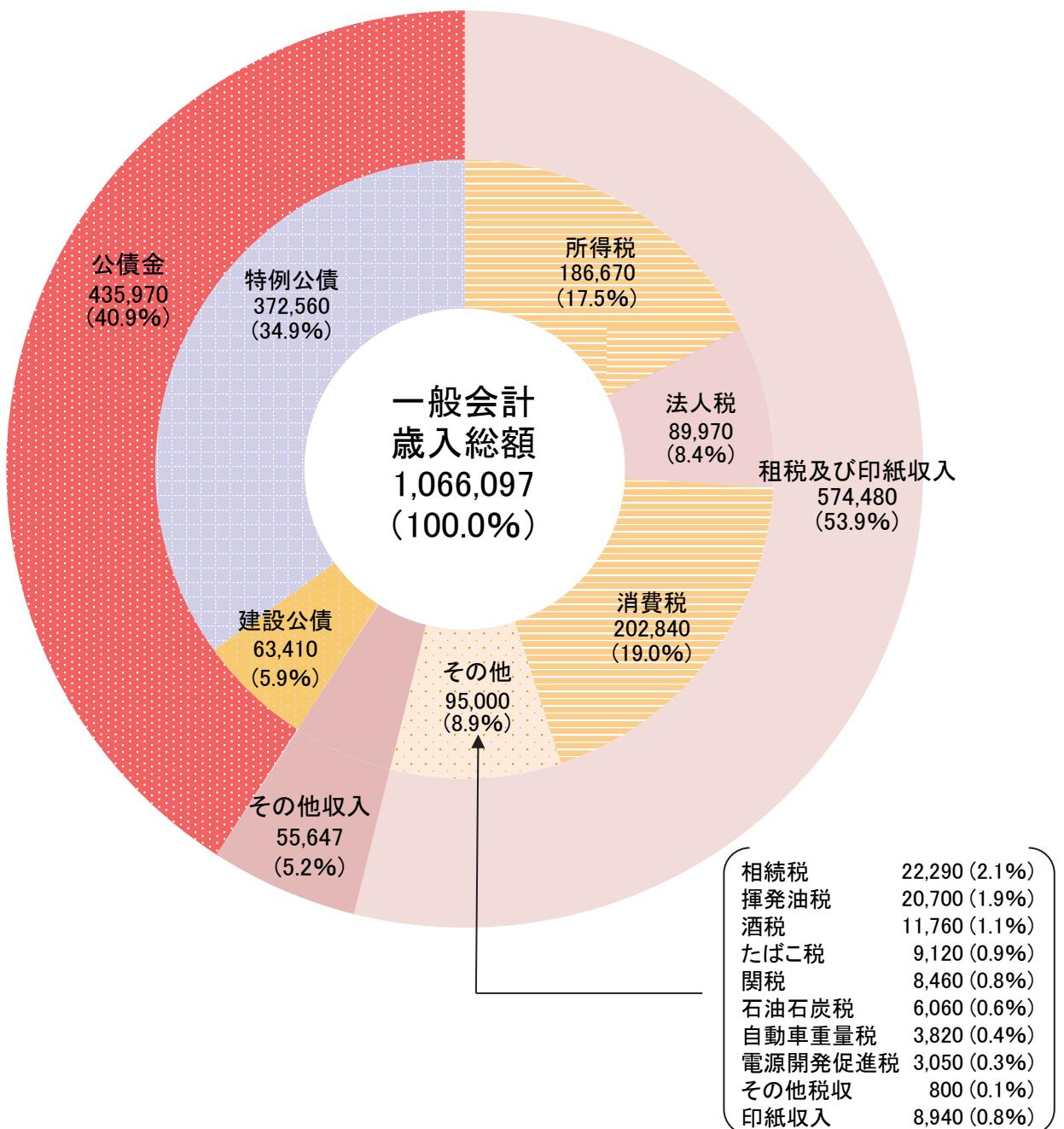
(注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は53.6%。

(2) 岁入内訳

令和3年度の一般会計予算における歳入のうち税収は約57兆円を見込んでいます。本来、その年の歳出はその年の税収やその他収入で賄うべきですが、令和3年度予算では歳出全体の約3分の2しか賄えていません。この結果、残りの約3分の1を公債金すなわち借金に依存しており、これは将来世代の負担となります。

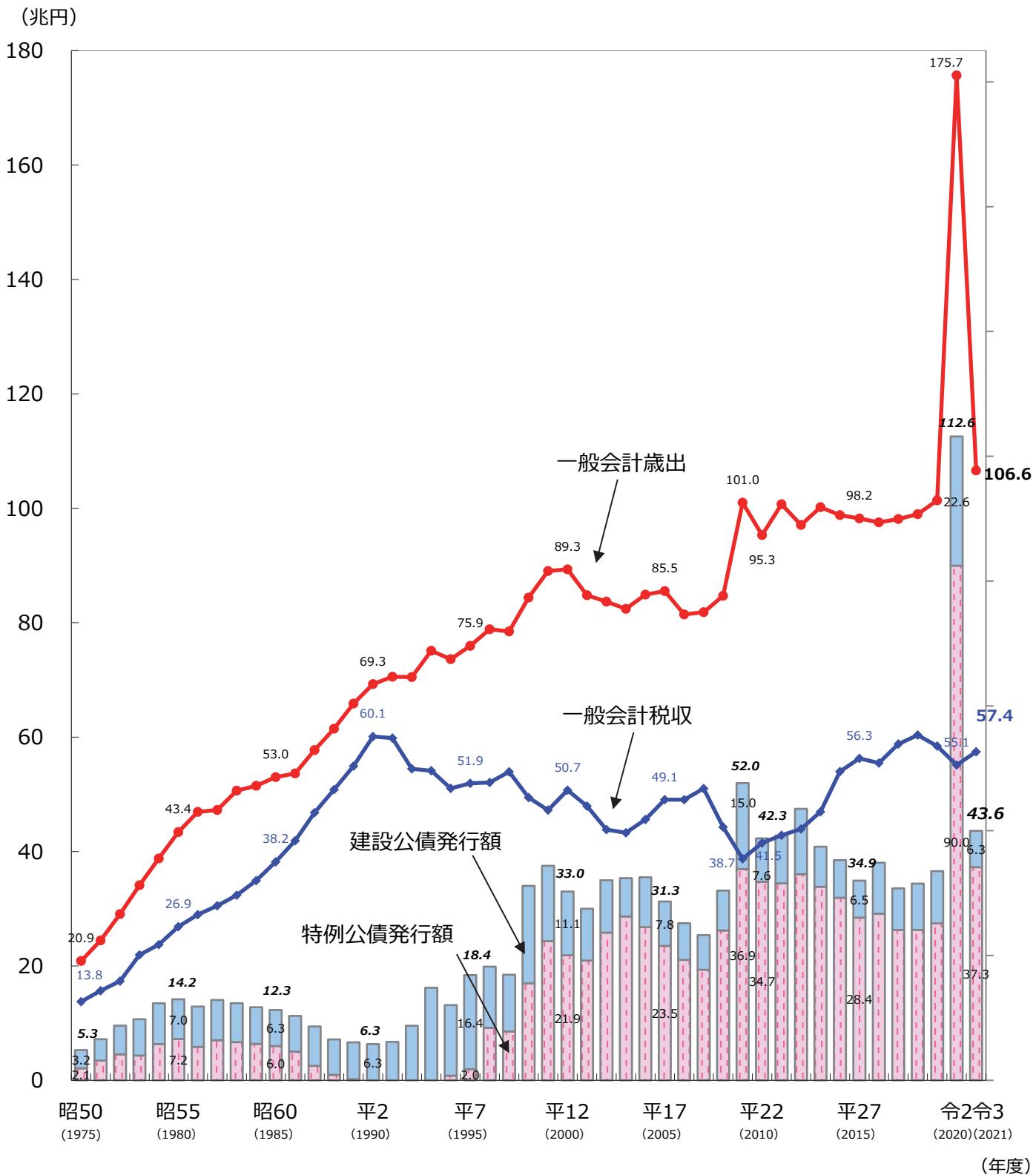
予算案(令和3年度)

(単位:億円)



2. 一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳出が税収を上回る状況が続いています。その差は借金(建設公債・特例公債)によつて賄われています。



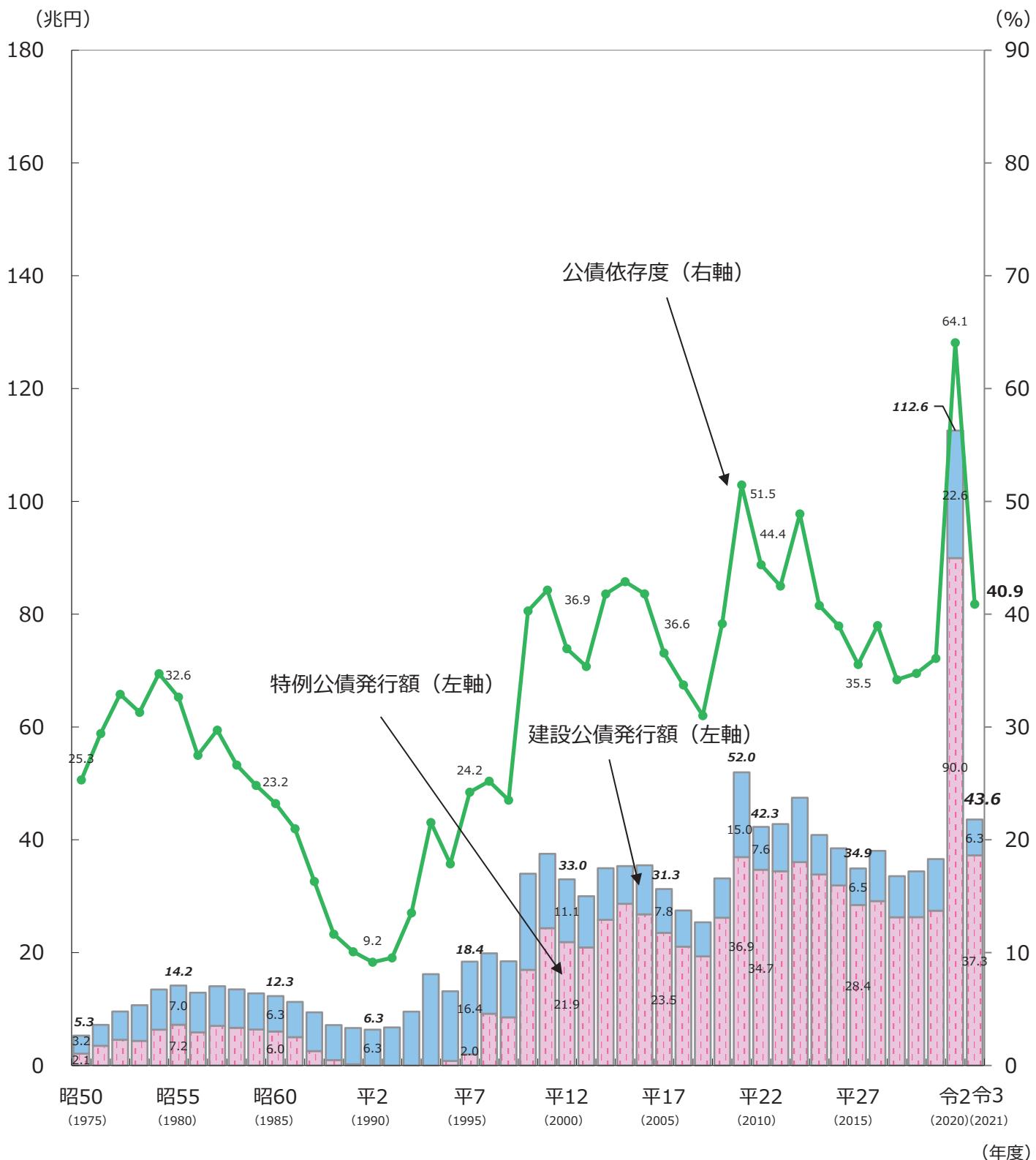
(注1)令和元年度までは決算、令和2年度は第3次補正後予算、令和3年度は政府案による。

(注2)令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

(注3)特例公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

3. 公債発行額、公債依存度の推移

令和3年度の公債依存度(公債発行額／一般会計歳出)は40.9%と見込まれています。



(注1)令和元年度までは決算、令和2年度は第3次補正後予算、令和3年度は政府案による。

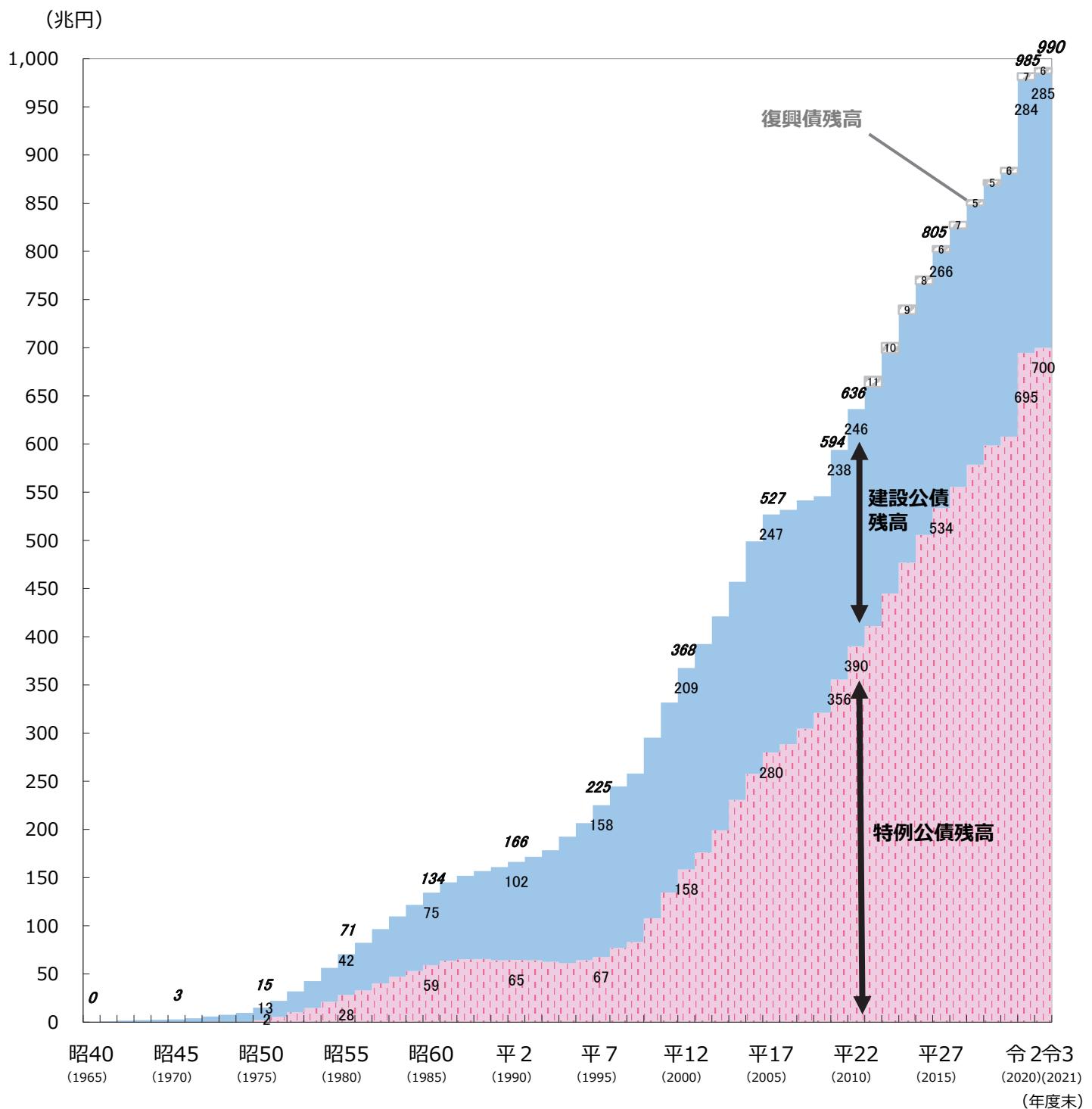
(注2)令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

(注3)特例公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(注4)公債依存度は公債発行額を一般会計歳出総額で除して算出。

4. 普通国債残高の累増

普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和3年度末には990兆円に上ると見込まれています。



(注1)令和元年度末までは実績、令和2年度末は第3次補正後予算、令和3年度末は政府案に基づく見込み。

(注2)普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

(注3)令和3年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は970兆円。

5. 国及び地方の長期債務残高

普通国債以外にも借入金や地方債などの長期債務が存在します。これらを国・地方の双方について集計した「国及び地方の長期債務残高」は、令和3年度末に1,212兆円(対GDP比217%)に達する見込みです。

	平成2年度末 (1990年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成23年度末 (2011年度末) <実績>	平成24年度末 (2012年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績>	平成28年度末 (2016年度末) <実績>	平成29年度末 (2017年度末) <実績>	平成30年度末 (2018年度末) <実績>	令和元年度末 (2019年度末) <実績>	令和2年度末 (2020年度末) <補正予算>	令和3年度末 (2021年度末) <政府案>
国	199 (197)	390 (387)	493 (484)	694 (685)	731 (720)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)	901 (850)	914 (870)	1010 (967)	1019 (999)
普通国債 残高	166 (165)	295 (293)	457 (448)	670 (660)	705 (694)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)	874 (823)	887 (843)	985 (942)	990 (970)
対GDP比	37% (37%)	55% (55%)	87% (85%)	134% (132%)	141% (139%)	145% (141%)	148% (142%)	149% (141%)	152% (144%)	154% (145%)	157% (148%)	158% (151%)	184% (176%)	177% (173%)
地方	67	163	198	200	201	201	199	197	196	194	192	193	193	193
対GDP比	15% (15%)	30% (30%)	38% (38%)	40% (40%)	40% (39%)	38% (38%)	37% (37%)	36% (36%)	35% (35%)	35% (35%)	34% (34%)	36% (36%)	35% (35%)	35% (35%)
国・地方 合計	266 (264)	553 (550)	692 (683)	895 (885)	932 (921)	972 (949)	1001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1012)	1,077 (1028)	1,095 (1044)	1,106 (1062)	1,204 (1161)	1,212 (1192)
対GDP比	59% (59%)	103% (103%)	131% (130%)	179% (177%)	187% (184%)	190% (185%)	191% (183%)	191% (183%)	194% (186%)	194% (185%)	197% (187%)	198% (190%)	225% (217%)	217% (213%)

(注1)GDPは、令和元年度までは実績値、令和2年度及び令和3年度は政府見通しによる。

(注2)債務残高は、令和元年度までは実績値。国は、令和2年度については第3次補正後予算、令和3年度については政府案に基づく見込み、地方は、地方債計画等に基づく見込み。

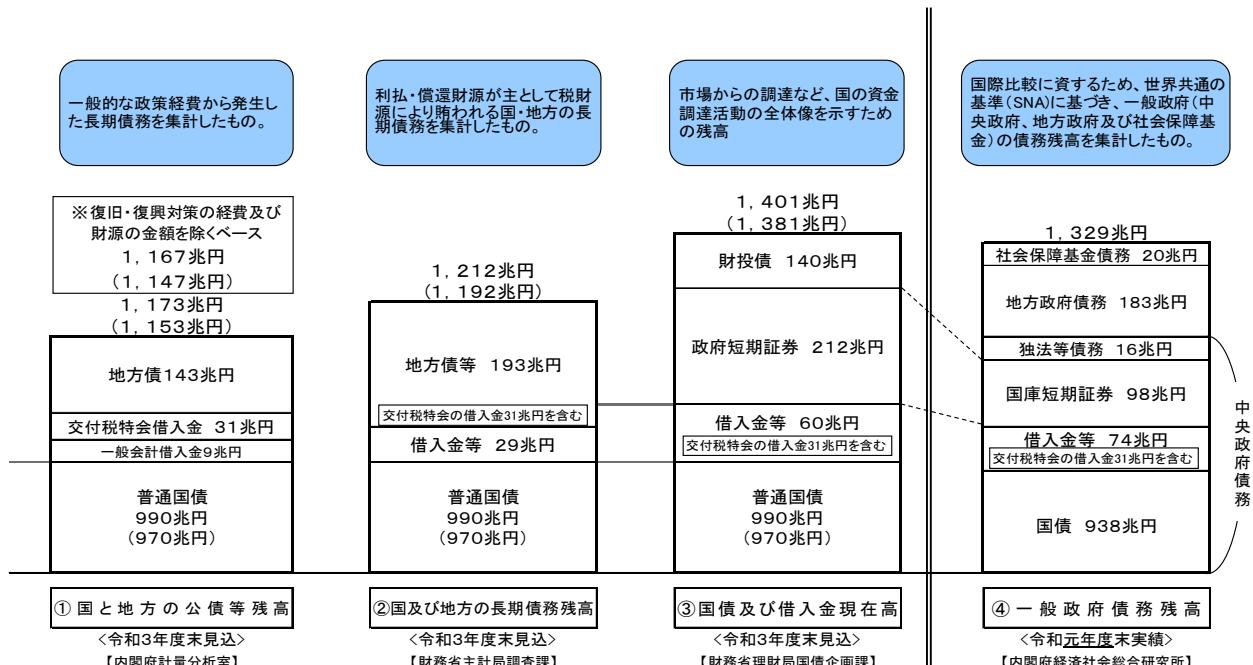
(注3)東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を普通国債残高に含めている。

(注4)令和元年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和2年度末、令和3年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注5)交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和3年度末で31兆円)である。

(注6)このほか、令和3年度末の財政投融資特別会計国債残高は140兆円。

(参考)各種統計における債務残高



(注1)「交付税特会」とは、「交付税及び譲与税配付金特別会計」を指す。

(注2)()内は、翌年度借換のための前倒債限度額(20兆円)を除いた額。

(注3)令和3年度末の普通国債は、復興債(約5.6兆円)を含む額。

(注4)①の一般会計借入金とは交付税特会借入金の一部を一般会計に承継したもの。

(注5)②の地方債等には、地方債、交付税特会借入金、地方公営企業債(普通会計負担分)(17兆円)が含まれる。

(注6)②及び③の借入金等=借入金+出資国債等。なお、②の借入金等は、地方の負担で償還される交付税特会借入金残高(31兆円程度)を除いた値。

(注7)④の国債は普通国債、交付国債及び承継国債、④の借入金等は出資国債等を含む。

(注8)④の国債及び地方政府債務に含まれる地方債は時価ベース。

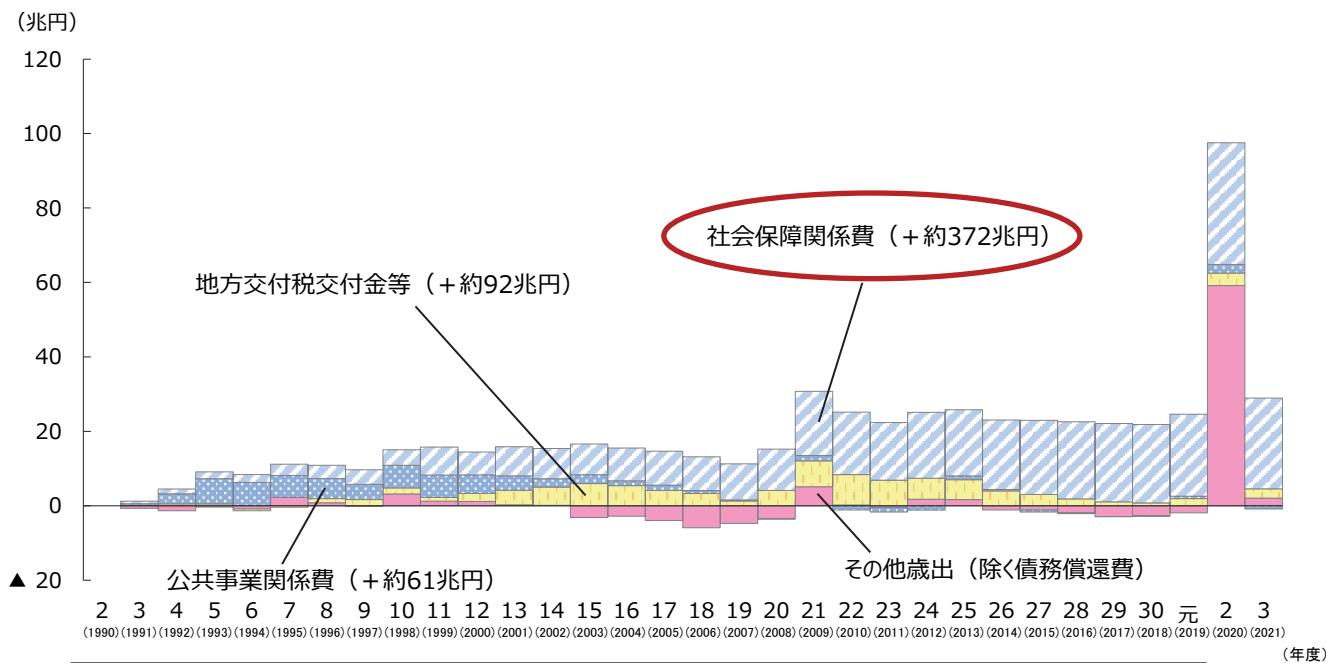
(注9)①、②及び③は令和3年度政府案及び地方債計画等に基づく見込み。

6. 普通国債残高の増加要因

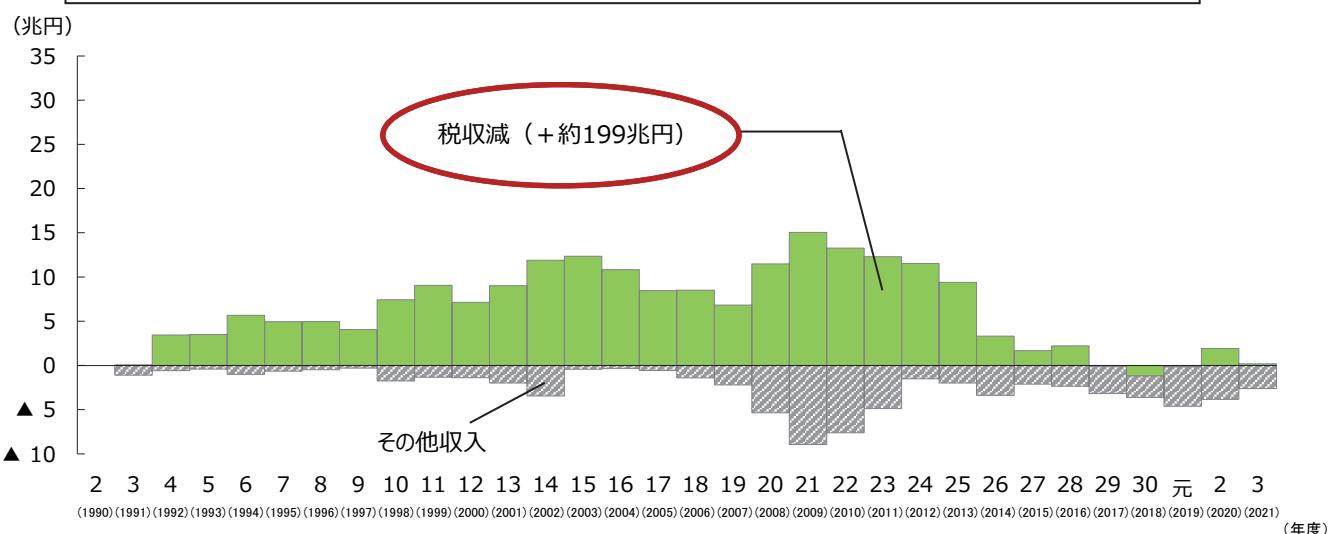
特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の普通国債残高の累増について見ると、歳出面では、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方交付税交付金等の増加が主要因となっています。また、歳入面では、過去の景気の悪化や減税による税収の落ち込みが主要因となっています。

平成2年度末から令和3年度末にかけての普通国債残高増加額：約818兆円

歳出の増加要因：+約564兆円



税収等の減少要因：+約125兆円



部分だけで普通国債残高
増加額の7割程度を占める。

平成2年度の収支差分による影響：+約88兆円

その他の要因(国鉄等債務承継など)：+約41兆円

(注1)令和元年度までは決算、令和2年度は第3次補正後予算、令和3年度は政府案による。

(注2)令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

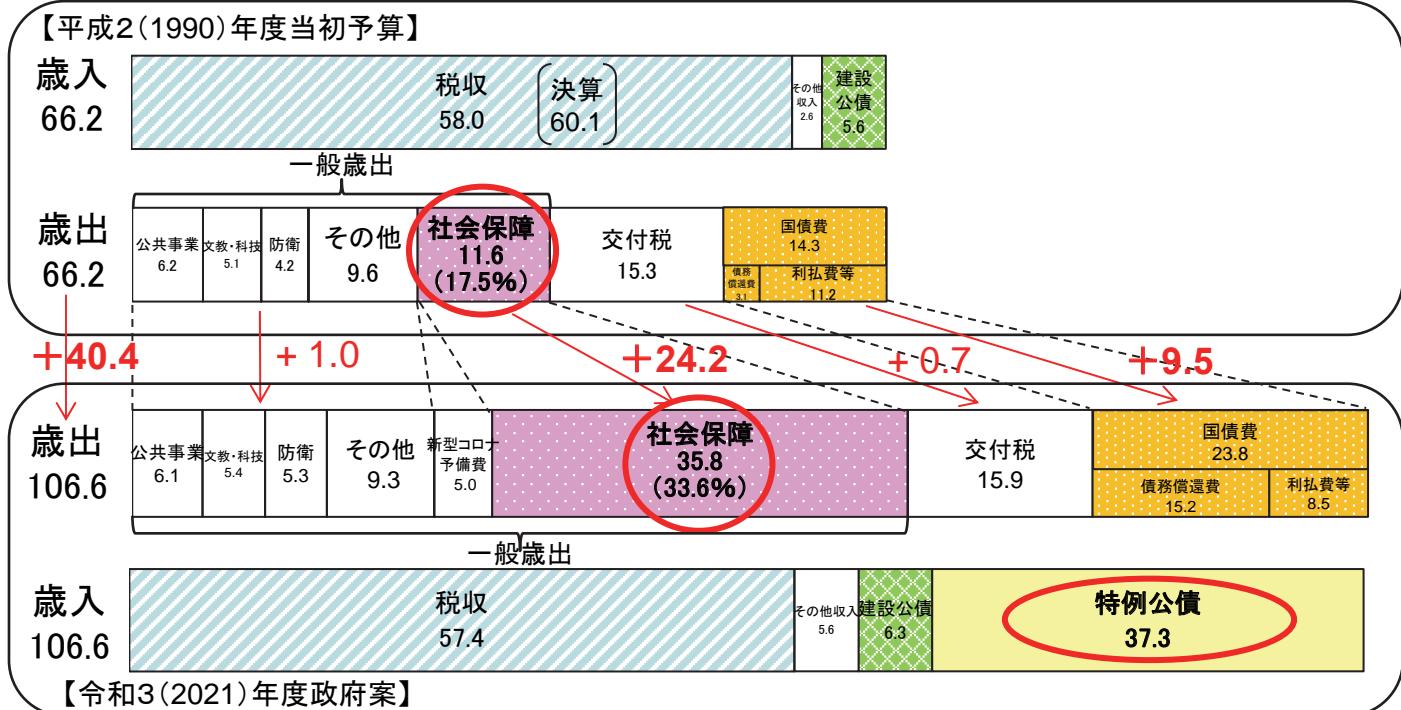
(注3)普通国債残高からは、復興債残高(令和3年度末で5.6兆円)を除くとともに、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの(7.6兆円)を除いている(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)。

(注4)税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである(増減が残高の増加に影響しない)ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分(地方の財源不足補てん部分等)を歳出の増加要因として計上している。

7. 平成2年度と令和3年度における国的一般会計歳入歳出の比較

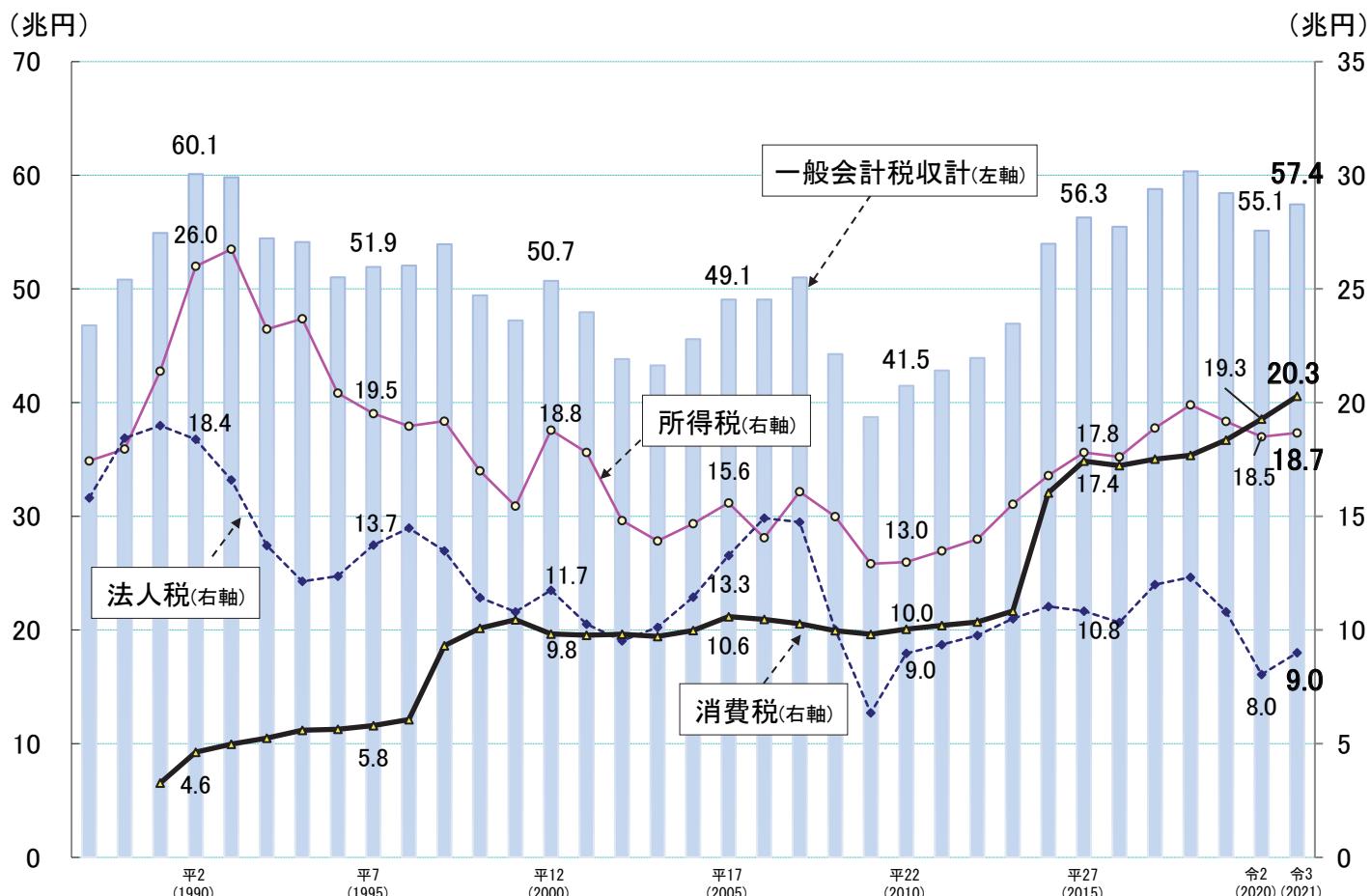
特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度予算と比較すると、令和3年度予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債でまかなっています。

(単位：兆円)



(注)括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。

(参考)一般会計税収の推移

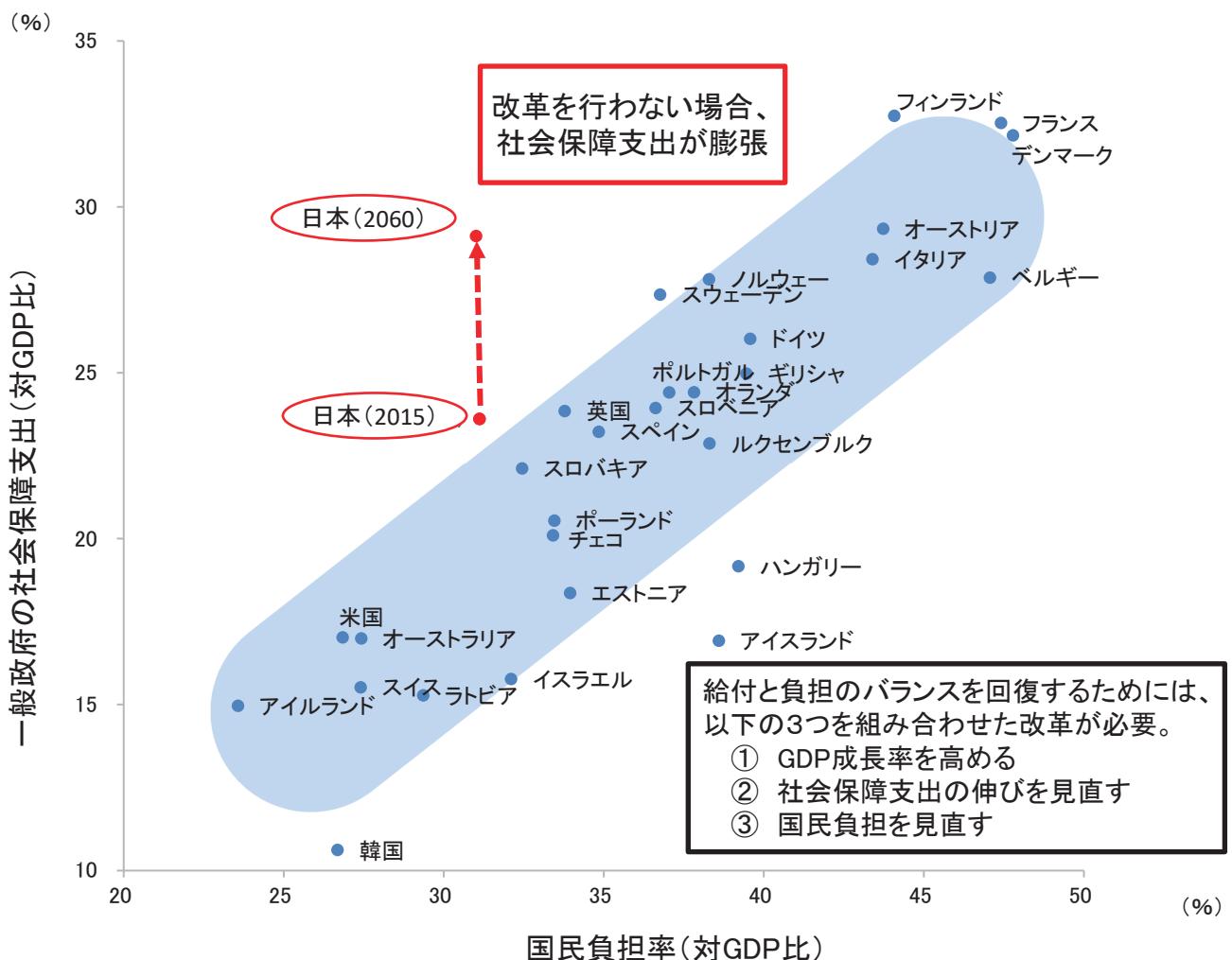


(注) 令和元年度以前は決算額、令和2年度は補正後予算額、令和3年度は予算額(案)である。

(年度)

8. OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係

我が国は諸外国と比べ、給付と負担のバランスが不均衡の状態に陥っており、制度の持続可能性を確保するための改革が急務です。



(出所)国民負担率: OECD “ National Accounts ”、“ Revenue Statistics ”、内閣府「国民経済計算」等。

社会保障支出：OECD “ National Accounts”、内閣府「国民経済計算」。

(注1)数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2)日本は2015年度実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績)。

(注3)日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(2018年4月6日 起草検討委員提出資料)より作成。

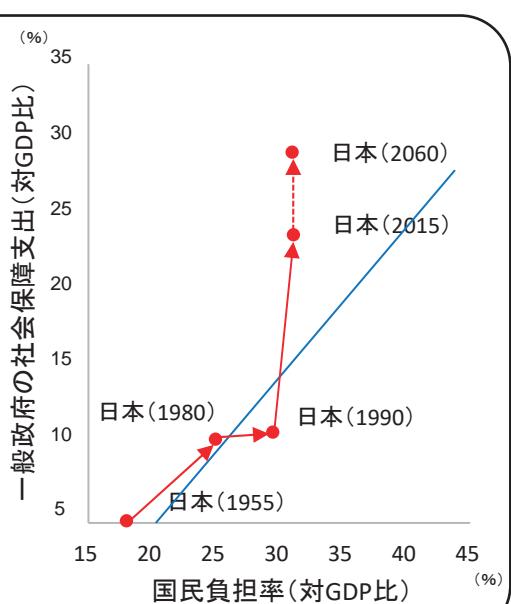
(注4)日本は2008年度は、財政政策審査議会が我が国の財政に関する実行責任(改訂版)／(注4)(注4)繩掛けは部分は、日本・諸外国の各座標とその回帰線からの距離の95%信頼区間を表している。

(参考)日本の社会保障支出と国民負担率の変遷

- 右図の青線は、(特例公債発行から脱却した1990年度における非社会保障支出対GDP比を前提として、)社会保障の給付と負担のバランスがとれ、プライマリーバランスが均衡している状況を示しています。この青線よりも上に位置している年度は、社会保障給付を租税と社会保険料等(国民負担)で賄えておらず、プライマリーバランスが赤字となっていることを意味しています。
 - 日本は、戦後、高度経済成長に伴い負担とバランスがとれた形で給付を増やしてきました。
 - しかしながら、1990年度以降は、少子高齢化に伴い、社会保障給付費が増大する一方で、それに見合った負担は確保されておらず、給付と負担がアンバランスとなっていることがわかります。引き続き、社会保障の持続可能性を高めるため、歳出・歳入両面の改革の取組を続けていくことが必要です。

(注1)ここで示すプライマリーバランスは「国民負担率 - (社会保障支出 + 非社会保障支出[利息費を除く])」として簡便に捉えたものであり、SNAベースのプライマリーバランスとは異なる。

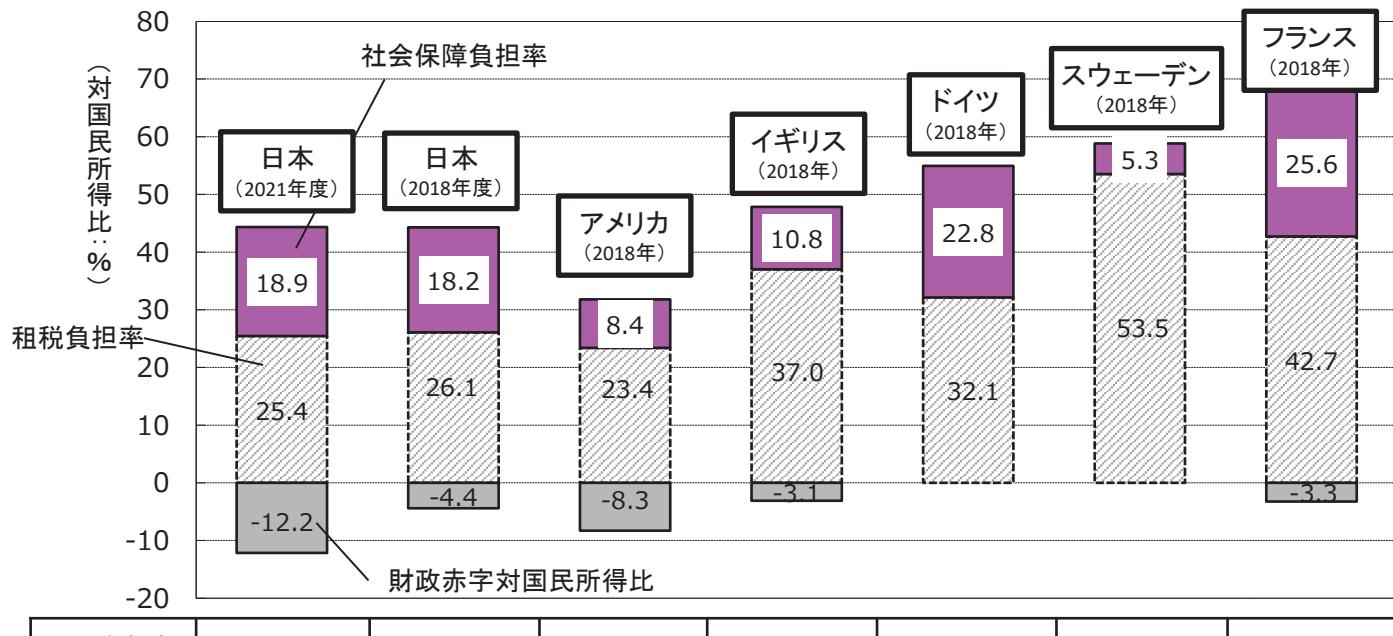
貴を除く」として簡便に捉えるものであり、SNAベースのノイマイヤーハラスとは異なり(注2)非社会保障支出は、1990年度は対GDP比約15.8%であり、それ以降もほぼ同水準(15.5%台)で推移している。



9. 国民負担率の国際比較

我が国の国民負担率は、諸外国と比べて低いのが現状です。我が国の財政や社会保障の仕組みを持続的なものとしていくためには、高齢化に伴う社会保障給付費の増加と国民の負担の関係について、国民全体で議論していく必要があります。

【国民負担率=租税負担率+社会保障負担率】 【潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比】



国民負担率	44.3 (31.2)	44.3 (32.0)	31.8 (25.0)	47.8 (34.4)	54.9 (41.1)	58.8 (37.7)	68.3 (48.0)
潜在的な国民負担率	56.5 (39.7)	48.7 (35.2)	40.1 (31.5)	51.0 (36.6)	54.9 (41.1)	58.8 (37.7)	71.5 (50.3)

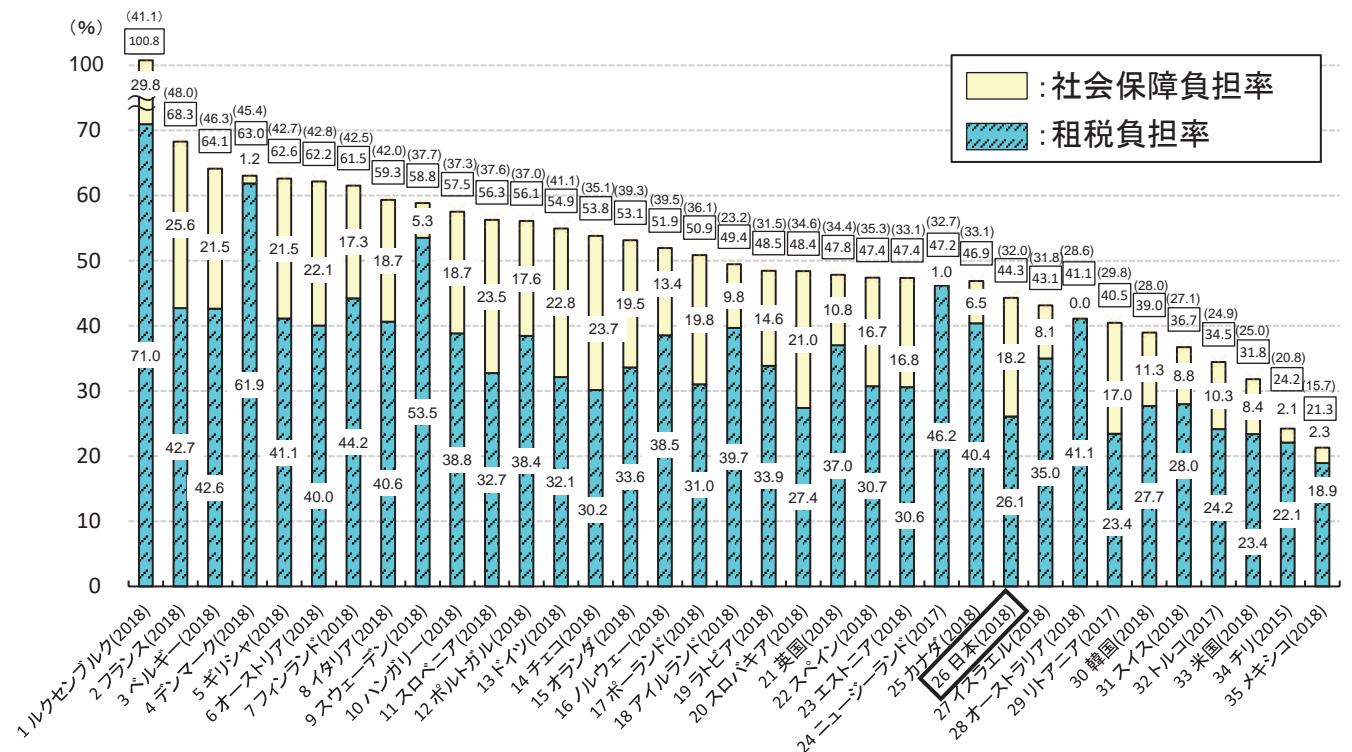
(対国民所得比 : % (括弧内は対GDP比))

(出所)日本:内閣府「国民経済計算」等 諸外国:OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、“Economic Outlook 108”(2020年12月1日)

(注1)日本の2021年度(令和3年度)は見通し、2018年度(平成30年度)は実績。諸外国は2018年実績。

(注2)財政収支は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。

国民負担率(対国民所得比)のOECD諸国との比較



(出所)日本:内閣府「国民経済計算」等 諸外国:OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”

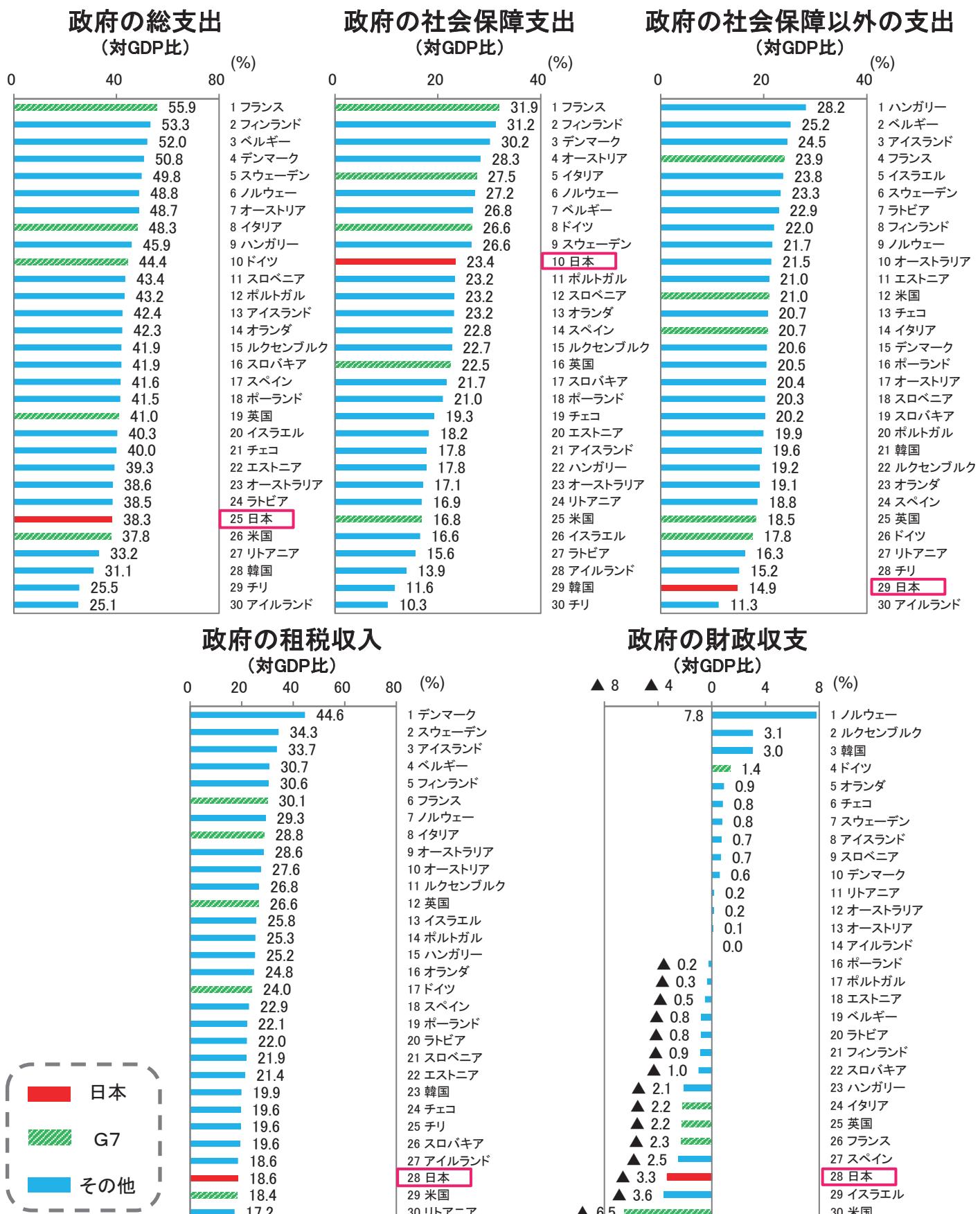
(注1)OECD加盟国37カ国中35カ国の実績値。コロンビア及びアイスランドについては、国民所得の計数が取得できないため掲載していない。

(注2)括弧内の数字は、対GDP比の国民負担率。

(注3)日本は年度、その他の国は暦年。

10. OECD諸国の政府支出及び収入の関係

政府の総支出はOECD諸国の中で低い水準となっており、その内訳を見ると、社会保障以外の支出は低く、社会保障支出は、高齢化を反映して中程度となっています。一方で、租税収入や財政収支は、OECD諸国と比較して、低い水準となっています。



(出所)財政収支以外:内閣府「国民経済計算」、OECD “National Accounts” “Revenue Statistics”等、財政収支:OECD“Economic Outlook 108”(2020年12月1日)

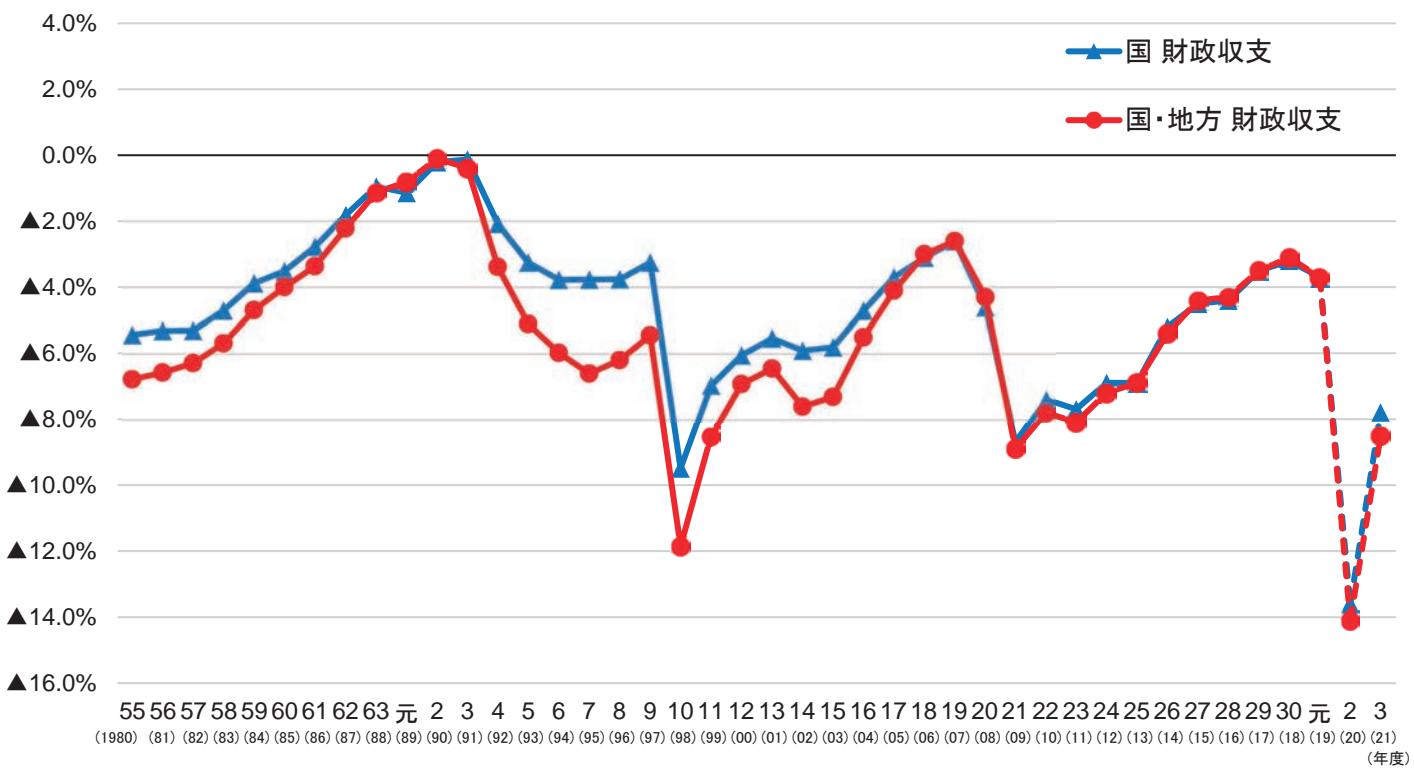
(注1)日本は2018年度実績、諸外国は2018年実績(リトアニア、ルクセンブルクは2017年実績)。

(注2)一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本の財政収支には社会保障基金を含まず、米国の財政収支には社会保障年金信託基金を含まない。

11. 財政収支・プライマリーバランス対GDP比の推移

我が国の財政収支とプライマリーバランス対GDP比は、赤字が続いています。

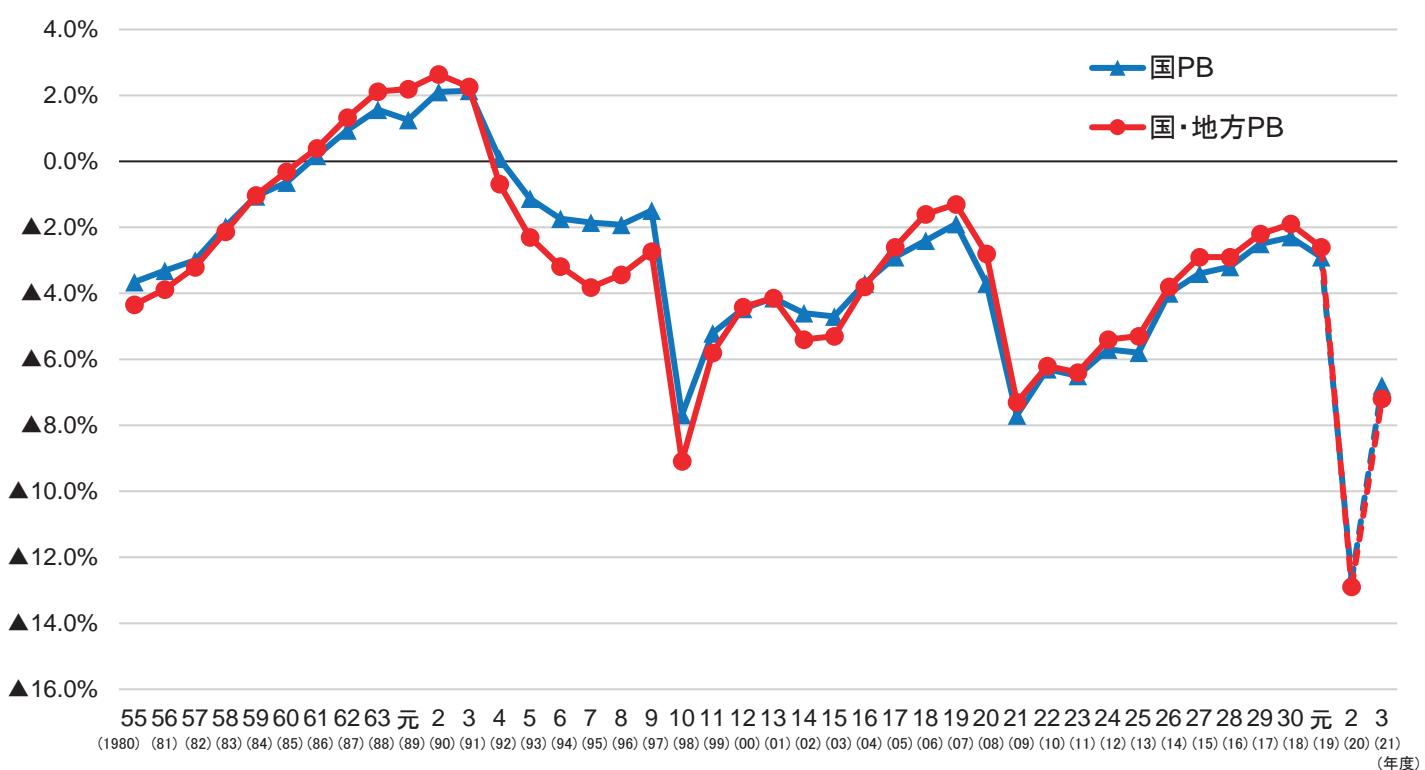
■ 財政収支対GDP比



(注1)昭和55年度から平成5年度までは、93SNAベース。平成6年度以降は、08SNAベース。

(注2)平成13年度以前の国財政収支、国・地方財政収支はSNAベースの純貸出(+)／純借入(−)を単純に合計したもの。平成14年度以降の国財政収支、国・地方財政収支は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年1月21日)(復旧・復興対策の経費及び財源の金額除き)ベースであり、単年度限りの特殊要因を除いていることに留意。

■ プライマリーバランス対GDP比

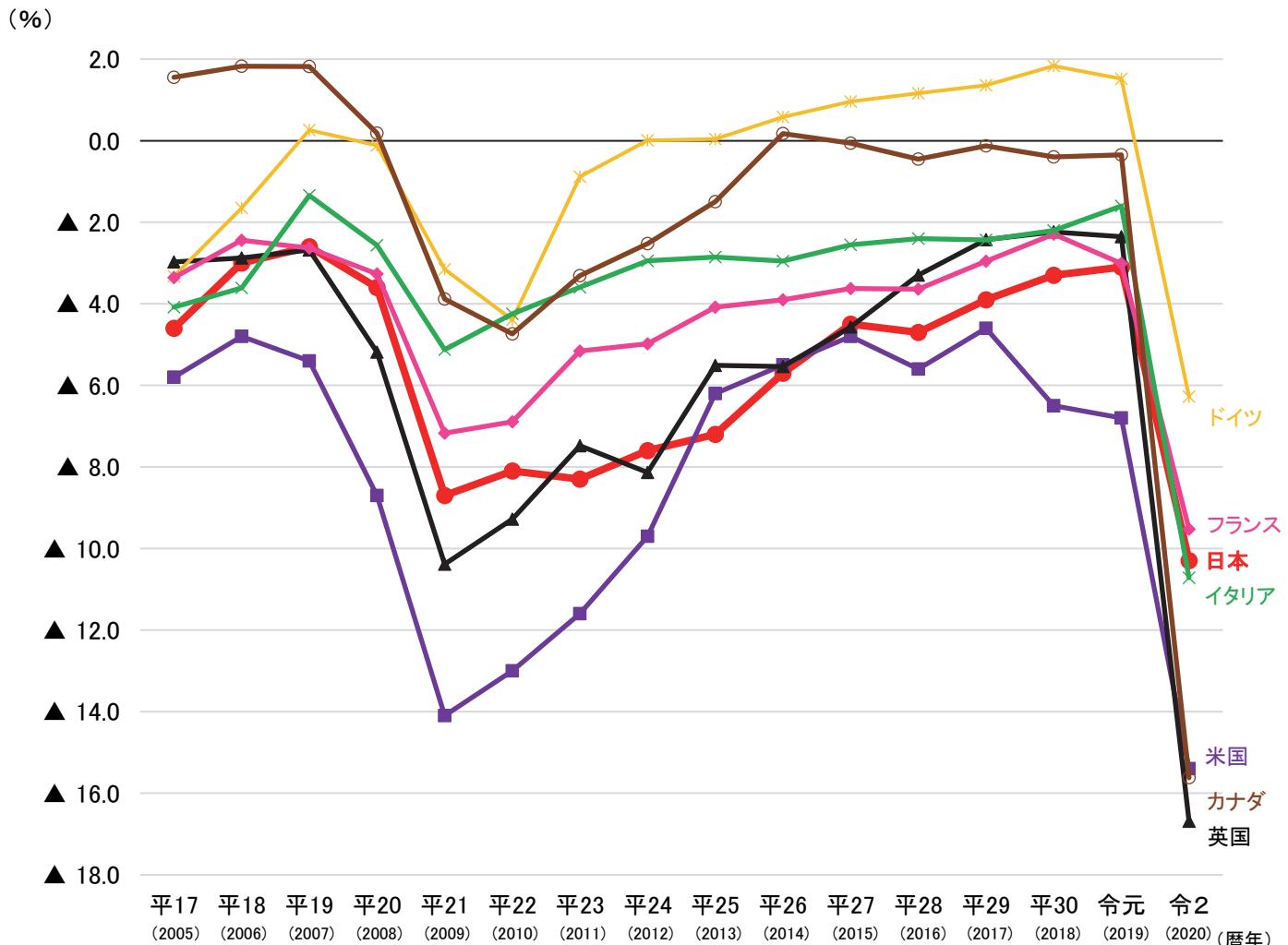


(注1)昭和55年度から平成5年度までは、93SNAベース。平成6年度以降は、08SNAベース。

(注2)平成13年度以前の国PB、国・地方PBはSNAベースのプライマリーバランス。平成14年度以降の国PB、国・地方PBは内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年1月21日)(復旧・復興対策の経費及び財源の金額除き)ベースであり、単年度限りの特殊要因を除いていることに留意。

12. 財政収支の国際比較(対GDP比)

財政収支は、平成20年(2008年)秋のリーマンショックの影響により、他の主要国と同様に悪化しました。その後、我が国の財政収支は改善傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年(2020年)はリーマンショックを超える赤字幅となっています。



暦年	平成17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)
日本	▲4.6	▲3.0	▲2.6	▲3.6	▲8.7	▲8.1	▲8.3	▲7.6	▲7.2	▲5.7	▲4.5	▲4.7	▲3.9	▲3.3	▲3.1	▲10.3
米国	▲5.8	▲4.8	▲5.4	▲8.7	▲14.1	▲13.0	▲11.6	▲9.7	▲6.2	▲5.5	▲4.8	▲5.6	▲4.6	▲6.5	▲6.8	▲15.4
英國	▲3.0	▲2.9	▲2.7	▲5.2	▲10.4	▲9.3	▲7.5	▲8.1	▲5.5	▲5.5	▲4.6	▲3.3	▲2.4	▲2.2	▲2.4	▲16.7
ドイツ	▲3.3	▲1.7	0.3	▲0.1	▲3.2	▲4.4	▲0.9	0.0	0.0	0.6	1.0	1.2	1.4	1.8	1.5	▲6.3
フランス	▲3.4	▲2.4	▲2.6	▲3.3	▲7.2	▲6.9	▲5.2	▲5.0	▲4.1	▲3.9	▲3.6	▲3.6	▲3.0	▲2.3	▲3.0	▲9.5
イタリア	▲4.1	▲3.6	▲1.3	▲2.6	▲5.1	▲4.2	▲3.6	▲2.9	▲2.9	▲3.0	▲2.6	▲2.4	▲2.4	▲2.2	▲1.6	▲10.7
カナダ	1.6	1.8	1.8	0.2	▲3.9	▲4.7	▲3.3	▲2.5	▲1.5	0.2	▲0.1	▲0.5	▲0.1	▲0.4	▲0.3	▲15.6

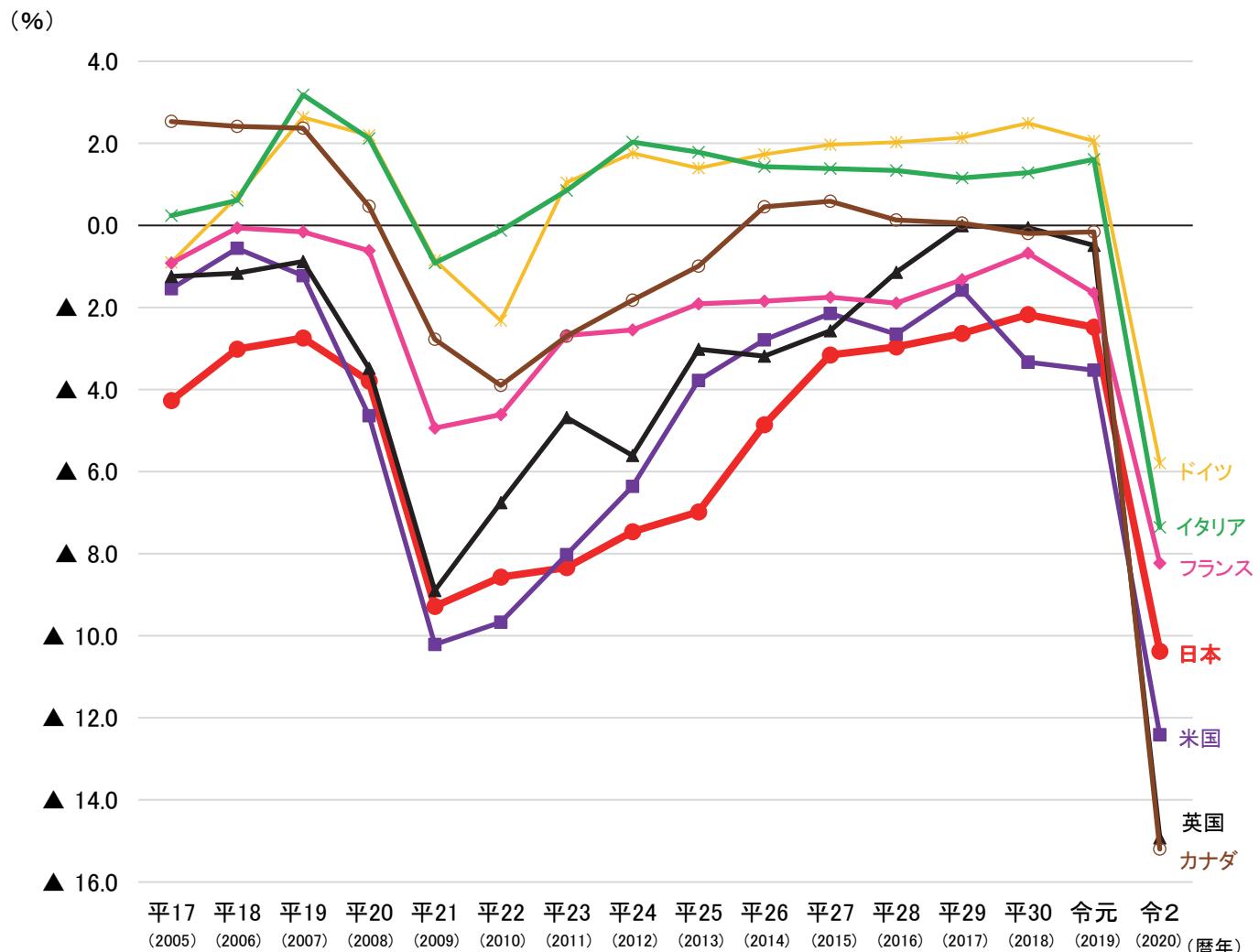
(出所)OECD “Economic Outlook 108”(2020年12月1日)

(注1)数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本は社会保障基金、米国は社会保障年金信託基金を除いた値。

(注2)日本は2019年及び2020年、それ以外の国々は2020年が推計値。なお、2021年については、日本:▲5.1%、米国:▲11.6%、英国:▲13.3%、ドイツ:▲4.4%、フランス:▲7.4%、イタリア:▲6.9%、カナダ:▲11.3%と推計されているが、日本について令和2年度第3次補正後予算及び令和3年度政府案により生じる財政収支赤字が反映されていないことに留意が必要。

13. プライマリーバランスの国際比較(対GDP比)

世界最高の債務残高対GDP比水準を抱える我が国においてこそ、PB黒字化を達成する必要性は高いですが、フロー収支でみて我が国の財政運営は必ずしも引き締まつたものとは言えません。また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年(2020年)は各国とも大幅な赤字となりました。



(出所)OECD “Economic Outlook 108”(2020年12月1日)

(注1)数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

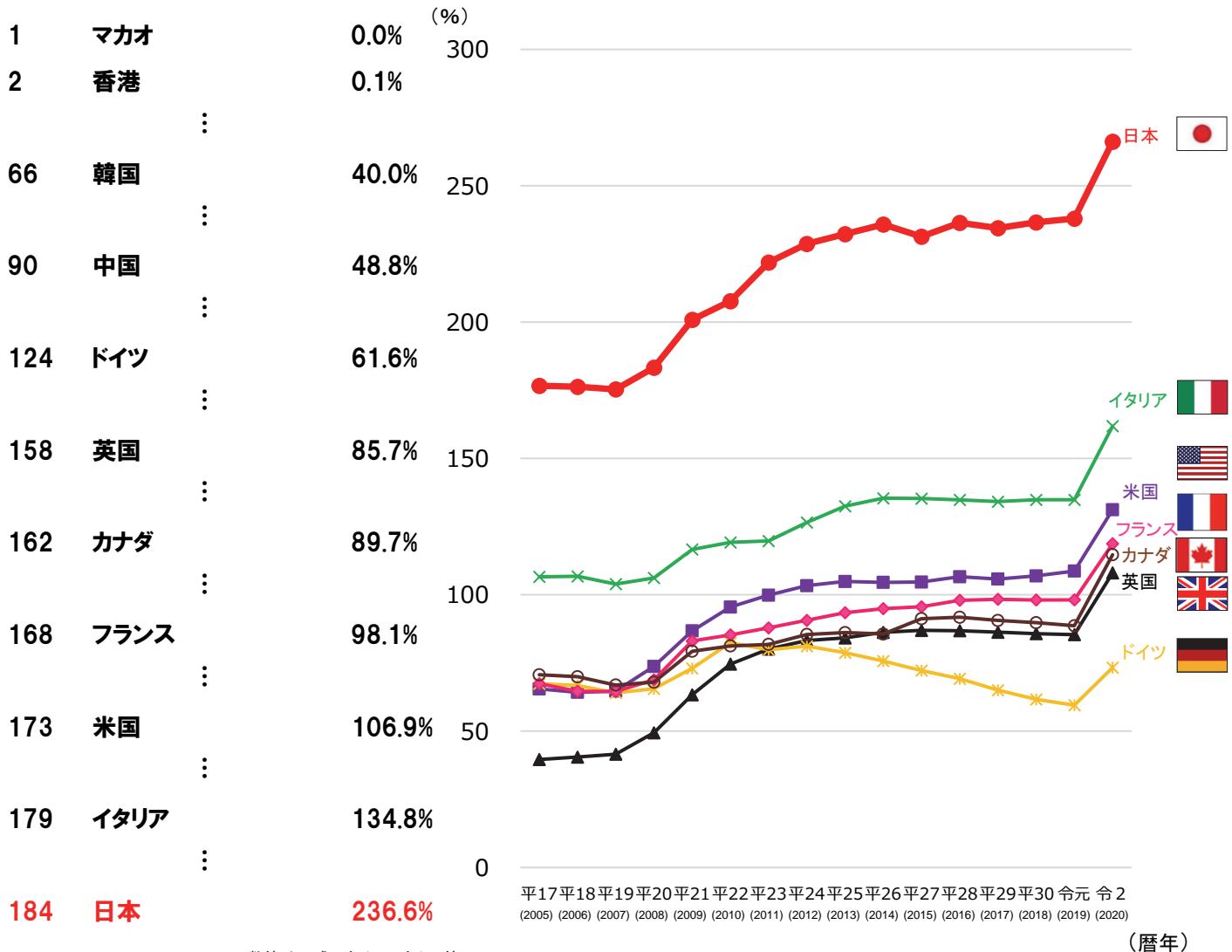
(注2)日本は2019年及び2020年、それ以外の国々は2020年が推計値。なお、2021年については、日本:▲5.3%、米国:▲9.6%、英国:▲11.5%、ドイツ:▲4.0%、フランス:▲6.4%、イタリア:▲3.7%、カナダ:▲11.2%と推計されているが、日本について令和2年度第3次補正後予算及び令和3年度政府案により生じるプライマリーバランス赤字が反映されていないことに留意が必要。

14. 債務残高の国際比較(対GDP比)

債務残高の対GDP比は、G7諸国のみならず、その他の諸外国と比べても突出した水準となっています。

＜全世界における順位(184カ国・地域中)＞

＜主要先進国の推移＞



※ 数値は平成30年(2018年)の値。

暦年	平成17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)
日本	176.6	176.3	175.3	183.3	200.9	207.7	221.9	228.7	232.2	235.8	231.3	236.4	234.5	236.6	238.0	266.2
米国	65.5	64.2	64.7	73.7	86.8	95.5	99.8	103.3	104.9	104.5	104.6	106.6	105.7	106.9	108.7	131.2
英國	39.6	40.5	41.5	49.4	63.3	74.6	80.1	83.2	84.2	86.2	86.9	86.8	86.2	85.7	85.4	108.0
ドイツ	67.3	66.7	64.0	65.5	73.0	82.4	79.8	81.1	78.7	75.7	72.2	69.2	65.0	61.6	59.5	73.3
フランス	67.4	64.6	64.5	68.8	83.0	85.3	87.8	90.6	93.4	94.9	95.6	98.0	98.3	98.1	98.1	118.7
イタリア	106.6	106.7	103.9	106.2	116.6	119.2	119.7	126.5	132.5	135.4	135.3	134.8	134.1	134.8	134.8	161.8
カナダ	70.6	69.9	66.9	67.9	79.3	81.2	81.8	85.4	86.1	85.6	91.2	91.7	90.5	89.7	88.6	114.6

(出所)IMF “World Economic Outlook”(2020年10月)

(注1)数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2)日本は2019年及び2020年、それ以外の国々は2020年が推計値。なお、2021年については、日本：264.0%、米国：133.6%、英国：111.5%、ドイツ：72.2%、フランス：118.6%、イタリア：158.3%、カナダ：115.0%と推計されているが、日本について令和2年度第3次補正後予算及び令和3年度政府審に沿って見込まれる債務残高の増加が反映されていないことに留意が必要。

(コラム①)我が国の資産の見方について

財政健全化目標のメルクマールとされている「国・地方の公債等残高」に含まれない債務(公的年金預り金、財投債など)の見合資産は、財政健全化とは直接関係しません。

また、政府が保有する有形固定資産は、市場での売却可能性がないか、あっても財政危機時における価値下落の可能性があること等に留意する必要があります。

(参考①)IMFやOECDの資産の見方

■ IMF「Fiscal Monitor(平成30年10月)」

- バランスシート上の資産を評価することは、高い水準の公的債務に起因する脆弱性を否定するものではない。資産の多くは流動性に乏しいか、または市場性がなく、短期的な資金調達や赤字補填に適うものではない。資産の評価価値は債務よりも変動が大きく、景気循環と強く連動するおそれがある。これは、資金調達需要が最も差し迫ったような状況においては、資産価値もどん底まで落ちている可能性があることを意味する。したがって、総債務や財政赤字、資金調達需要を評価することが、財政政策にとって重要であることに変わりはない。」
- 非金融資産は、建造物やインフラ、土地などである。これらの多くは公的な資本ストックであり、経済的・社会的な成果を導く上で不可欠な役割を担うものである。一方で、これらは概して流動性に乏しく市場性もないか、または中長期的に見た場合にのみ市場性を有するにすぎない(例:民営化)。
- 金融資産は、しばしば市場性があり、相対的に流動性があるが、公的企業が保有する直接貸付金や非上場株式はその例外であり、評価の信頼性に乏しいときもある。

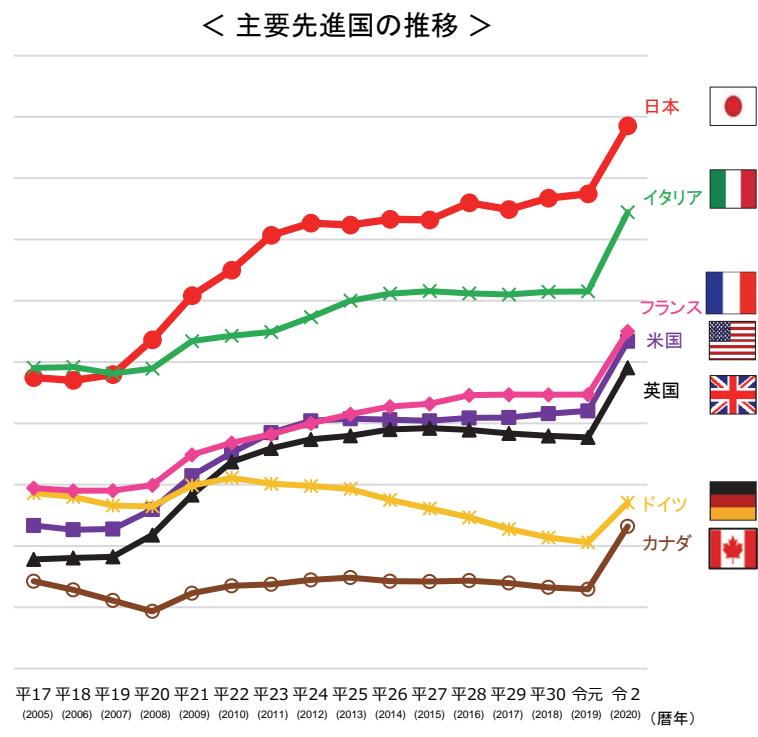
■ OECD「対日経済審査報告書(平成27年4月15日公表)」

- 政府資産が大きく蓄積していることは念頭に置いておく必要があるものの、公的部門の現状を概してみるためには、総債務残高が最もよい手法であると思われる。
- 道路や公共施設などの有形固定資産は政府資産の4分の1以上であり、これらは有事の際の現金化は容易ではない。

(参考②)純債務残高対GDP比の国際比較

我が国は、政府の総債務残高から政府が保有する金融資産(国民の保険料からなる年金積立金等)を差し引いた純債務残高で見ても、他のG7諸国のみならず、世界で最も高い水準です。

< 全世界における順位(88カ国・地域中) >		
1	ノルウェー	▲71.8%
2	カザフスタン	▲15.8%
3	ルクセンブルク	▲10.7%
⋮	⋮	⋮
14	韓国	9.6%
⋮	⋮	⋮
28	カナダ	26.5%
⋮	⋮	⋮
47	ドイツ	42.7%
⋮	⋮	⋮
77	英国	75.9%
⋮	⋮	⋮
80	米国	83.2%
⋮	⋮	⋮
82	フランス	89.3%
⋮	⋮	⋮
85	イタリア	122.9%
⋮	⋮	⋮
88	日本	153.5%



Ⅱ. 財政健全化の必要性と取組

15. 公債依存の問題点

我が国では、受益と負担の均衡がとれておらず、現在の世代が自分たちのために財政支出を行えば、将来世代に重いツケを回すことになります。財政の公債依存には、「受益と負担のアンバランス」、「望ましくない再分配」、「財政の硬直化による政策の自由度の減少」、「国債や通貨の信認の低下などのリスクの増大」といった問題点があります。

受益と負担のアンバランス

- ✓ 我が国では、社会保障関係費の増大に見合う税収を確保できており、給付と負担のバランスが不均衡の状態に陥っており、制度の持続可能性を確保できていない。
- ✓ また、公債に依存する緩い財政規律のもとでは、財政支出の中身が中長期的な経済成長や将来世代の受益に資するかのチェックが甘くなりやすい。

望ましくない再分配

- ✓ 将来世代のうち国債保有層は償還費等を受け取れる一方、それ以外の国民は社会保障関係費等の抑制や増税による税負担を被ることになりかねない。
- ✓ 将来世代は自ら決定に関与できなかったことに税負担等を求められ、望ましくない再分配が生じる。

財政の硬直化による政策の自由度の減少

- ✓ 経済危機時や大規模な自然災害時の機動的な財政上の対応余地が狭められる。

国債や通貨の信認の低下などのリスクの増大

16. 低金利下における財政運営

低金利環境においても、公債発行に依存せず、財政健全化を進めていくことが重要です。

「金利＜成長率がいつまでも続く」との想定は過度に楽観的

- ✓ 過去の状況を見ると、金利が名目成長率を上回っている場合が多い。このまま金利が名目成長率を下回り続けるとの想定はあまりにも楽観的。
- ✓ そのため、少なくとも金利は名目成長率と同程度の前提に立つ必要があります。

債務残高対GDP比の安定的な引下げには、PB黒字化が必要

- ✓ 金利＜成長率でも、毎年度のプライマリーバランスの赤字によって新たに追加される債務が大きければ、債務残高対GDP比の低下は望めません。

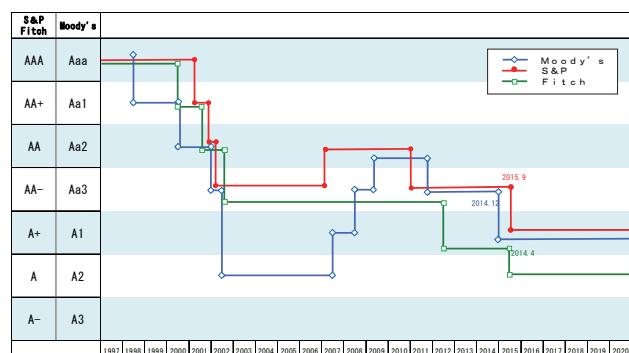
低金利の恩恵は日本の財政への信認が大前提

- ✓ 国債の信認と安定消化は財政健全化努力の賜です。「信認されているから健全化不要」との主張は本末転倒です。
- ✓ 国債の信認が失われれば、通貨の信認や金融機関の財務状況にも悪影響を及ぼします。たとえ、自国通貨建債務でも資本逃避のリスクが存在します。

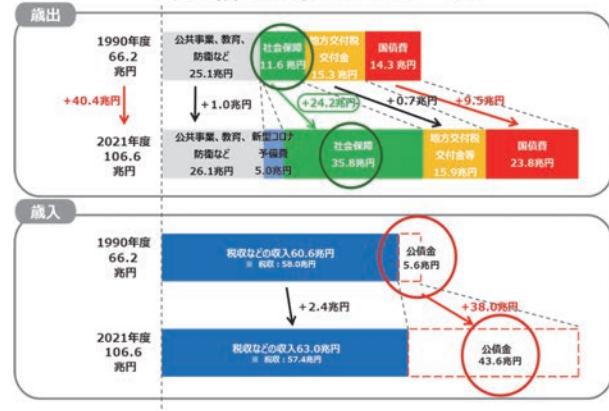
日本の財政赤字は構造的要因

- ✓ 日本の財政赤字は、少子高齢化を背景とする社会保障関係費の増大という構造的なものが原因です。
- ✓ 「機動的な財政上の対応」を名目に、社会保障制度の持続可能性の確保という構造的な問題を放置すべきではありません。

主要格付け会社による日本国債格付けの推移



財政構造の変化 (H2→R3)



17. 我が国の財政健全化目標とその変遷

平成2年度予算では特例公債の発行から脱却できましたが、阪神・淡路大震災への対応等により、平成6年度以降、特例公債の発行が復活し、現在まで続いています。

その後、財政健全化目標(フロー)は、「特例公債脱却」から「国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化」に転換され、目標達成が目指されてきました。

昭和51年 (1976年) 5月14日	昭和50年代前期経済計画 (閣議決定)	特例公債脱却	昭和55年度までのできるだけ早期に特例公債に依存しない財政に復帰する。
昭和54年 (1979年) 9月3日	第88回臨時国会における 大平内閣総理大臣所信表明演説		昭和59年度までに特例公債依存から脱却することを基本的な目標として、財政の公債依存体質を改善する。
昭和58年 (1983年) 8月12日	1980年代経済社会の展望と 指針(閣議決定)		昭和65年度(平成2年度)までに特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努め、財政の対応力の改善を図る。
平成9年 (1997年) 12月5日	財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成10年6月5日改正、同年12月18日停止)		平成15年度(改正後:17年度)までに国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比100分の3以下とする。一般会計の歳出は平成15年度(改正後:17年度)までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとする。
平成14年 (2002年) 6月25日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002 (閣議決定)	国・地方PBの 黒字化	2010年代初頭に国と地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化させることを目指す。
平成18年 (2006年) 7月7日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (閣議決定)		① 2011年度(平成23年度)には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。 ② 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、債務残高GDP比の発散を止め安定的に引き下げるこを確保する。
平成21年 (2009年) 6月23日	経済財政改革の基本方針 2009(閣議決定)		今後10年以内に国・地方のプライマリーバランス黒字化の確実な達成を目指す。まずは、5年を待たずに国・地方のプライマリーバランス赤字(景気対策によるものを除く)の対GDP比を少なくとも半減させることを目指す。
平成22年 (2010年) 6月22日	財政運営戦略(閣議決定)		① 国・地方及び国単独の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目指す。 ② 2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。
平成25年 (2013年) 6月14日	経済財政運営と改革の基本方針(閣議決定)		国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。
平成27年 (2015年) 6月30日	経済財政運営と改革の基本方針2015(閣議決定)		国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。
平成30年 (2018年) 6月15日	経済財政運営と改革の基本方針2018(閣議決定)		経済財政と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

現在の財政健全化目標

2025年度

国・地方を合わせた
プライマリーバランス(PB)を黒字化

同時に

債務残高対GDP比の安定的な引下げ

18. 財政健全化目標に用いられるストック・フロー指標の関係

＜ストックの指標＞ 債務残高対GDP比

国や地方が抱えている借金の残高(国・地方の公債等残高)をGDPと比較して考える指標。経済規模に対する国・地方の債務の大きさを計る指標として、財政の健全性を図る上で重要視されます。

＜フローの指標①＞ 財政収支(利払費を含めた収支)

(借金に頼らず)税収等で、「政策的経費+過去の借金の利払費」のどの程度を賄えているかを示す指標。ちょうど賄えている状態(財政収支均衡)では、今年の借金は、過去の借金の元本返済(債務償還費)分にとどまり、債務残高は不变となります。債務残高を減少させるためには、財政収支黒字(税収等で、過去の借金の元本返済(債務償還費)も進める状態)となる必要があります。

＜フローの指標②＞ 基礎的財政収支 (プライマリーバランス、利払費を除く収支)

税収等で、「政策的経費」をどの程度を賄えているかを示す指標で、利払費を除く分、財政収支よりも財政規律的には緩い概念。プライマリーバランスが均衡している状態では、今年の借金は、過去の借金の元本返済に加え、利払費まで含めた金額となるため、債務残高は利払費分だけ(雪だるま式に)増加していきます。プライマリーバランスが赤字なら、それがさらに債務残高の増加につながります。

ストックの指標(「債務残高対GDP比」の安定的引下げ)との関係を考える場合、分子である債務残高の増加が、分母であるGDPの増加の範囲内に抑えられるか否かがカギとなり、次のページで説明するように、プライマリーバランスの水準、金利、成長率の関係がポイントとなります(p.21参照)。

図A 財政の現状

(歳 入)	(歳 出)
借金 [新たな債務の増加]	債務償還費 [過去の債務の減少] 利払費 PB(赤字) 政策的経費
税収等	

図B PBが均衡した状態

(歳 入)	(歳 出)
借金 [新たな債務の増加]	債務償還費 [過去の債務の減少] 利払費 財政収支(赤字) 政策的経費
税収等	政策的経費

図C 財政収支が均衡した状態

(歳 入)	(歳 出)
借金 [新たな債務の増加]	債務償還費 [過去の債務の減少] 利払費 財政収支(赤字) 税収等

※ PBを考える際には、厳密には歳入から利子収入を除く等の必要があるが、ここでは簡単化のために捨象。

19. 債務残高対GDP比の安定的引下げとフロー収支の改善の関係

債務残高対GDP比の変動要因は、(1)名目成長率と金利の大小関係、(2)プライマリーバランスの動向の2つです。

このうち(1)については、長期金利が名目成長率を上回っている場合が多いです。

このため、債務残高対GDP比の安定的な引下げには、少なくとも名目成長率と名目金利が同程度であるという前提に立ち、フロー収支の改善(プライマリーバランスの黒字化)を目指すことが必要となります。

- ・ 金利(r) = 名目経済成長率(g) で、PB赤字 = 0 であれば、債務残高対GDP比は一定

➡ 債務残高対GDP比の安定的な引下げのためには、
プライマリーバランスの黒字化が必要

(今期の)
債務残高対GDP比

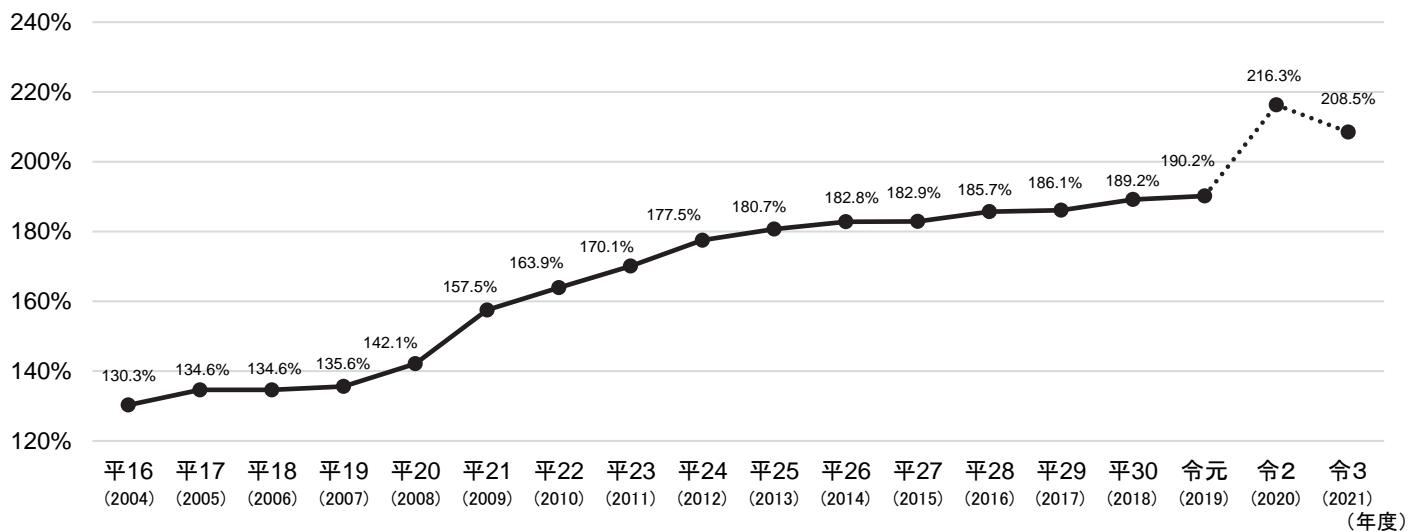
$$= \frac{(前期の) 債務残高 \times (1 + \text{名目金利}(r)) + (今期の) PB赤字}{(前期の) GDP \times (1 + \text{名目成長率}(g))}$$

基礎的財政収支(PB)が均衡している状態において、

- 名目金利(r) > 名目成長率(g)の場合 債務残高対GDP比は増加
- 名目金利(r) = 名目成長率(g)の場合 債務残高対GDP比は一定
- 名目金利(r) < 名目成長率(g)の場合 債務残高対GDP比は減少

20. 国・地方の公債等残高対GDP比の推移

財政健全化目標に用いられるストックの指標である国・地方の公債等残高対GDP比は、依然として高い水準にあります。



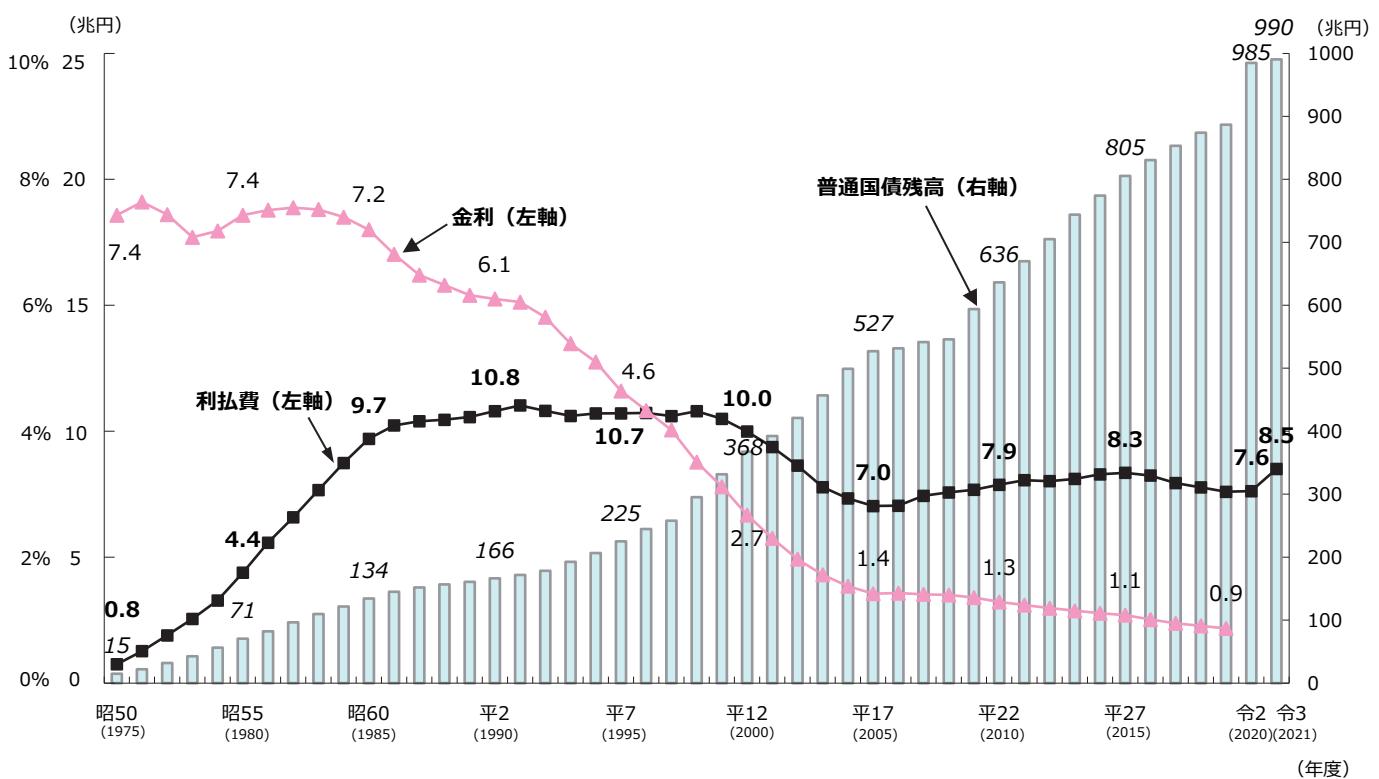
	平成16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
実額(兆円)	689.9	718.7	723.0	730.2	733.3	783.1	827.2	850.3	886.2	926.6	956.7	988.9	1011.7	1034.1	1053.5	1064.6	1159.8	1166.7
対GDP比	130.3%	134.6%	134.6%	135.6%	142.1%	157.5%	163.9%	170.1%	177.5%	180.7%	182.8%	182.9%	185.7%	186.1%	189.2%	190.2%	216.3%	208.5%

名目GDP (兆円)	529.6	534.1	537.3	538.5	516.2	497.4	504.9	500.0	499.4	512.7	523.4	540.7	544.8	555.7	556.8	559.7	536.1	559.5

(出所)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年1月21日)

(注)復興・復旧対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

(参考)利払費と金利の推移



(注1)利払費は、令和元年度までは決算、令和2年度は第3次補正後予算、令和3年度は政府案による。

(注2)令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

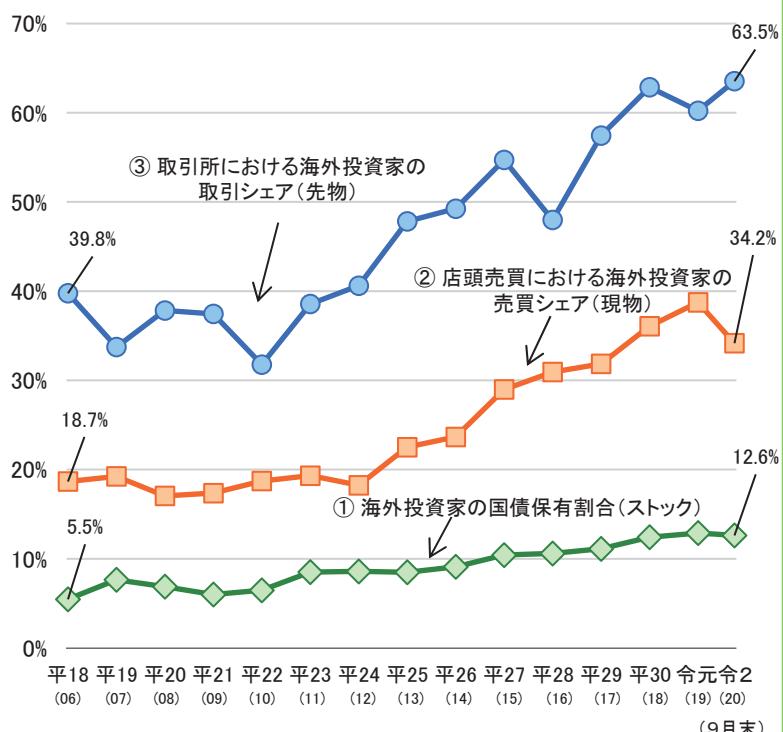
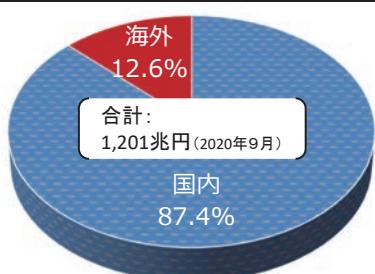
(注3)金利は、普通国債の利率加重平均の値を使用。

(注4)普通国債残高は各年度3月末現在高。ただし、令和2年度末は第3次補正後予算、令和3年度は政府案に基づく見込み。

(コラム②)我が国の国債の保有及び流通市場の状況について

内国債は、国民が貸し手であるため、将来世代への負担の転嫁は生じないと指摘もありますが、p.17で述べたとおり、将来世代に負担が先送りされています。また、グローバル化が進展し、国際的な金融取引が増加する中、海外投資家の国債保有割合・流通市場でのプレゼンスは上昇しており、海外投資家からの財政への信認を確保する必要性が一層増えています。

① 海外投資家の国債保有割合

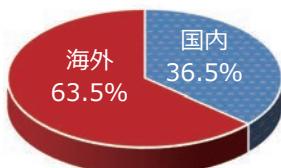


国債流通市場における海外投資家売買シェア

【② 現物】



【③ 先物】



（出所）日本銀行、日本証券業協会、東京証券取引所、大阪取引所

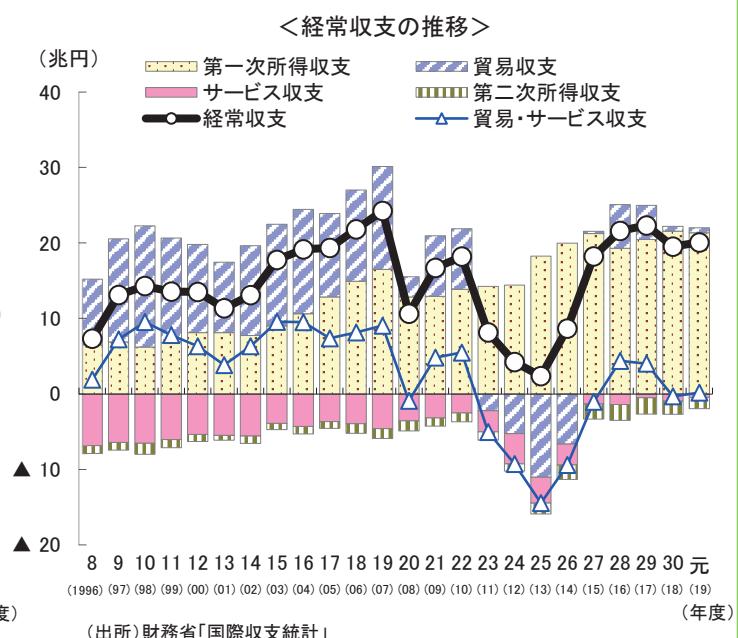
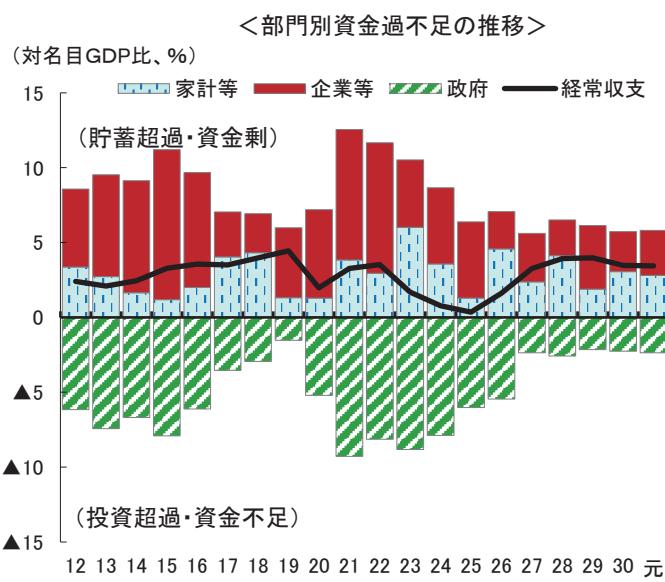
（注1）国庫短期証券（T-Bill）を含む。②現物は債券ディーラー分を除いた計数。

（注2）海外投資家の国債保有割合（左図）は、2020年9月時点における割合であり、

店頭売買における海外投資家の売買シェア（右図）は、2020年第3四半期（7-9月）における割合。

（参考）経常収支の推移

我が国では、これまで政府部門の赤字を民間貯蓄の黒字が上回って経常黒字となっていますが、経常収支が赤字となった場合は海外資金に依存せざるを得なくなります。今後とも財政健全化に向けた取組が必要です。



（出所）日本銀行、内閣府

（注）家計等＝家計+対家計民間非営利団体 企業等＝非金融法人+金融機関

21. 我が国の財政健全化に向けた取組

政府は、「新経済・財政再生計画」に基づき、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、歳出改革等に取り組んでいます。

「新経済・財政再生計画」(2018年6月策定)のポイント

財政健全化目標

2025年度

国・地方を合わせた
プライマリーバランス(PB)を黒字化

同時に

債務残高対GDP比の安定的な引下げ

2019～2021年度の予算編成における歳出改革の方針

社会保障
関係費

2019～2021年度の間、経済・物価動向等を踏まえ、
社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による
増加分に相当する伸びにおさめる

非社会保障
関係費

経済・物価動向等を踏まえつつ、施策の優先順位の
洗い直し、無駄の徹底排除と予算の重点化など、
これまでどおり歳出改革の取組を継続

地方の歳出
水準

地方の財源について、2018年度の計画の水準を
下回らないよう実質的に同水準を確保

目標の実現に向けて

- ・「骨太方針2018及び骨太方針2019等に基づき、…経済・財政一体改革を推進することとし、2020年末までに改革工程の具体化を図る。」(骨太2020)
- ・「骨太方針2018、骨太方針2019等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。」(骨太2020)
- ・「経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点(2021年度)において評価を行い、2025年度PB黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。」(骨太2018)

(参考)我が国の財政に対する国際機関の見方

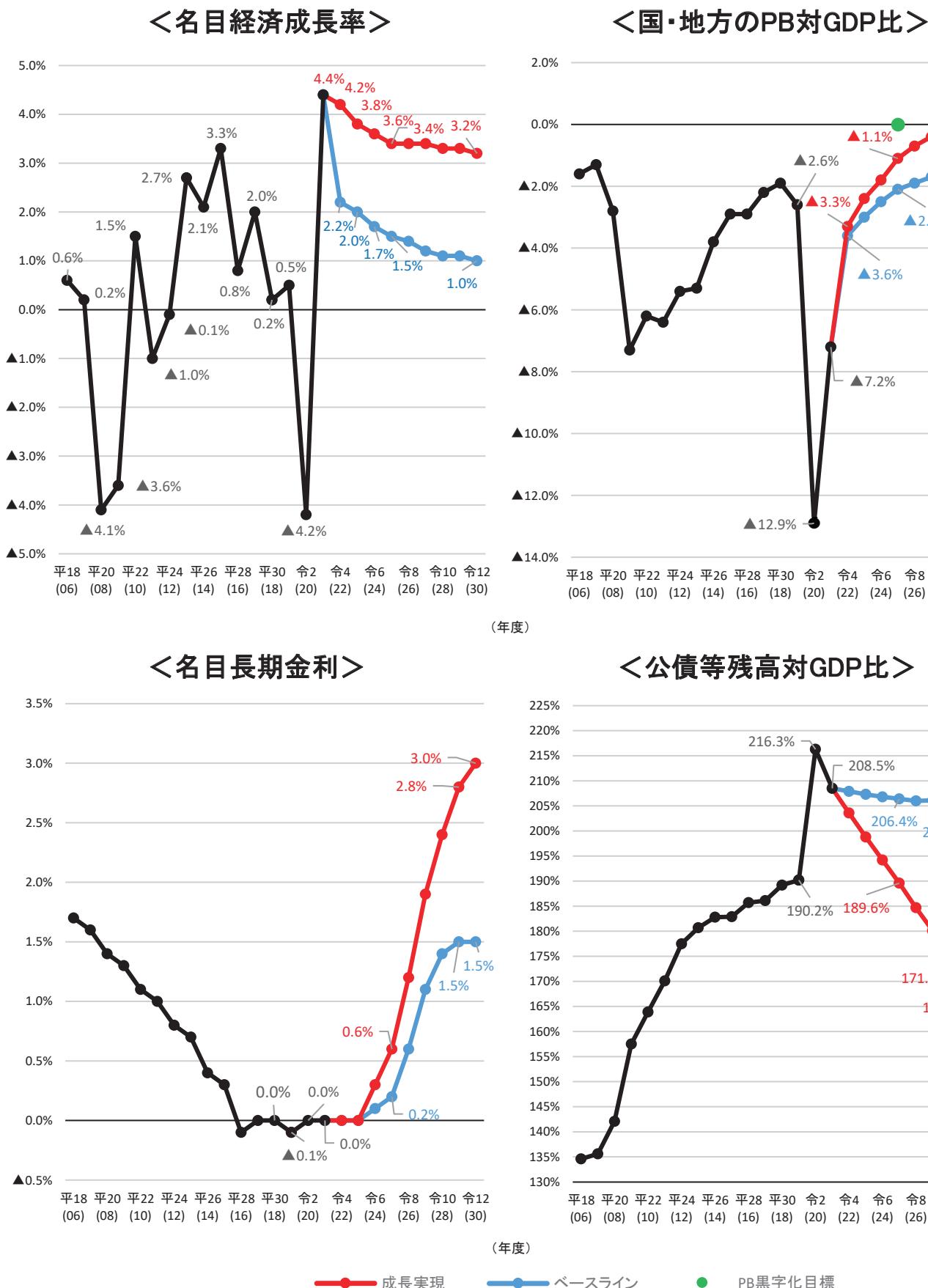
OECD「2019年 対日経済審査報告書」(平成31年4月15日公表)

- 日本は具体的な歳出削減と税収増加策を盛り込んだ包括的な財政健全化計画とともに、その実行を担保する財政政策の枠組みの強化を必要としている。OECDの試算によれば、2060年までに政府債務残高GDP比を150%にまで低下させるためには、GDP比5%から8%程度の基礎的財政黒字を維持することが必要である。
- 歳出増加を抑制するには、医療・介護に焦点を当てる必要があり、医療・介護に投入される資源をより効率的に活用しつつ、質の高いケアを提供することが求められる。優先的課題として、病院における長期療養を介護にシフトさせるとともに、在宅ケアに焦点を当てること、後発医薬品の更なる使用促進、予防的ケアの改善が挙げられる。
- 日本は主として消費税に依拠して歳入増加を図るべきである。(…)十分な水準の基礎的財政黒字を消費増税のみによって確保するためには、OECD平均である19%を超え、税率を20%から26%の間の水準へと引き上げることが必要となる。

IMF「2019年 対日4条協議審査報告書」(令和2年2月10日公表)

- 債務を削減し、不確実性を低下し、リフレーションと経済成長を支えるためには、よく具体化された中期的な財政枠組みが必要である。政府は2025年度の基礎的財政収支目標を掲げているが、生産性や成長率、政府支出に関するより現実的な前提やより具体的な目標の達成手段によって、その信頼性は向上するだろう。(後略)
 - マクロ財政見通しに高齢化に伴う歳出増を織り込み、継続的に評価することは重要。スタッフによるシナリオは、高齢化に伴う歳出増を賄うためには、消費税率を段階的に2030年までに15%、2050年までに20%に引き上げる必要があると示唆。(中略)財政調整を引き延ばすコストは重大であり、現在の高齢者の受益増と将来世代の負担増をもたらすだろう。
- 社会保障改革は、財政再建に向けた2つめの不可欠な要素である。年金、医療、介護支出の主たる変化がなければ、財政の持続可能性は手の届かないものであり続ける可能性。(中略)政府による2020年半ばまでの包括的な改革パッケージを歓迎。
 - 医療と介護について。高齢化と高価な医療技術に伴う医療費の増加は、日本の財政の持続可能性に大きな課題をもたらす。(中略)介護については、介護ニーズの低い者に対するサービスの合理化を含め、政府はその費用を抑制する措置を探求すべきである。

(参考)内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(令和3年1月21日)」



※経済・財政面における主要な想定

○経済シナリオ

・「成長実現ケース」：デフレ脱却・経済再生に向けた政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現。

・「ベースラインケース」：経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移。

○財政前提

・令和2(2020)年度、令和3(2021)年度：令和2年度第3次補正後予算政府案及び令和3年度予算政府案を反映。

・令和4(2022)年度以降：社会保障歳出は高齢化要因や物価・賃金上昇率等を反映して増加。

それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。

III. 各分野の課題

22. 社会保障分野

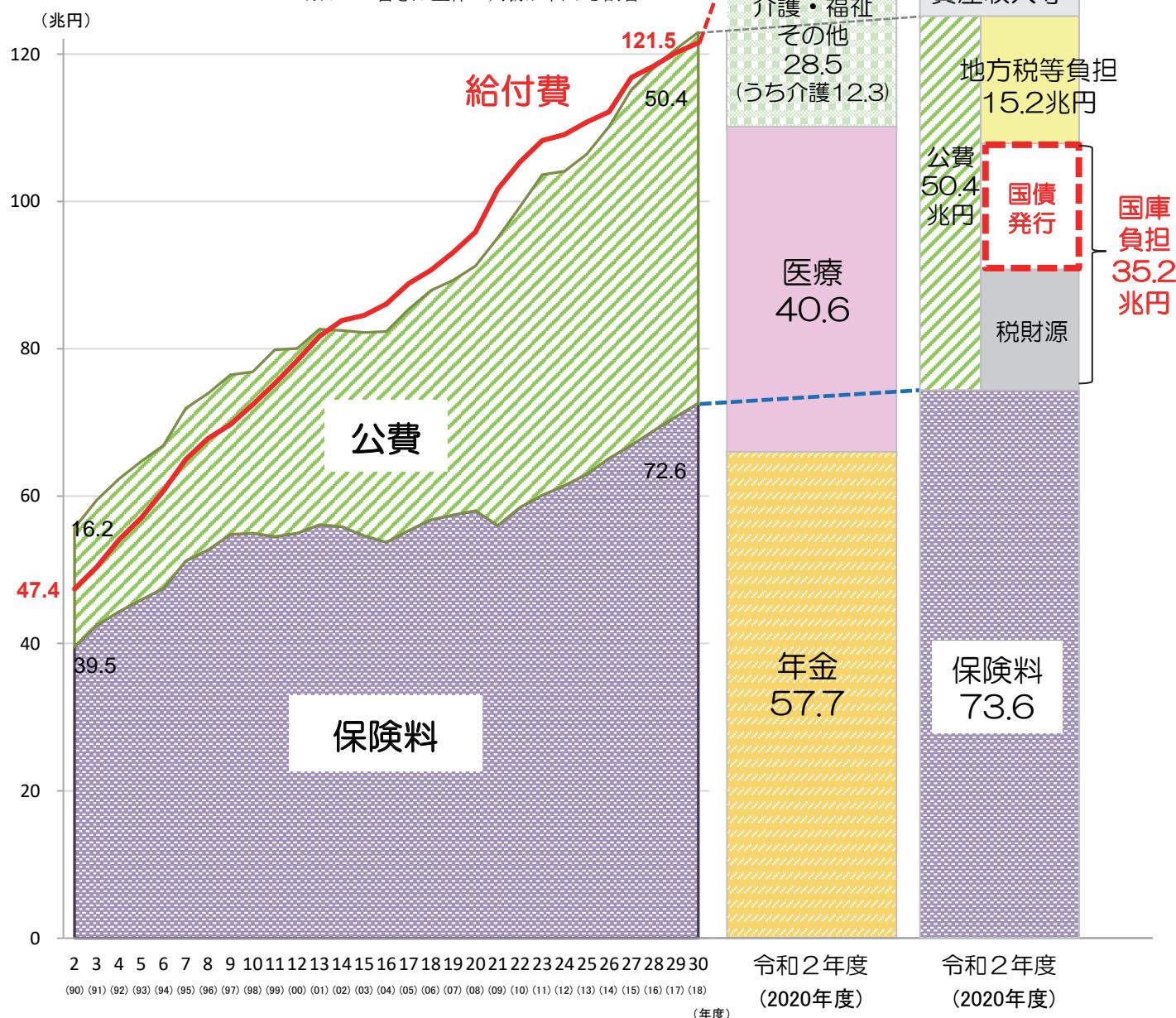
(1) 社会保障給付費の増

社会保障制度の基本は保険料による支え合いですが、保険料のみでは負担が現役世代に集中してしまったため、公費も充てることとしています。実際には、必要な公費負担を税金で賄いきれておらず、借金に頼っており、私たちの子や孫の世代に負担を先送りしている状況です。

私たちが受益する社会保障の負担は、あらゆる世代で負担を分かち合いながら私たちで賄う必要があります。また、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、社会保障制度を全世代型に転換していくかなければなりません。

	平成2年度	平成30年度
被保険者負担	18.5兆円 (28%)	38.3兆円 (29%)
事業主負担	21.0兆円 (32%)	34.3兆円 (26%)
公費	16.2兆円 (25%)	50.4兆円 (38%)
給付費	47.4兆円	121.5兆円

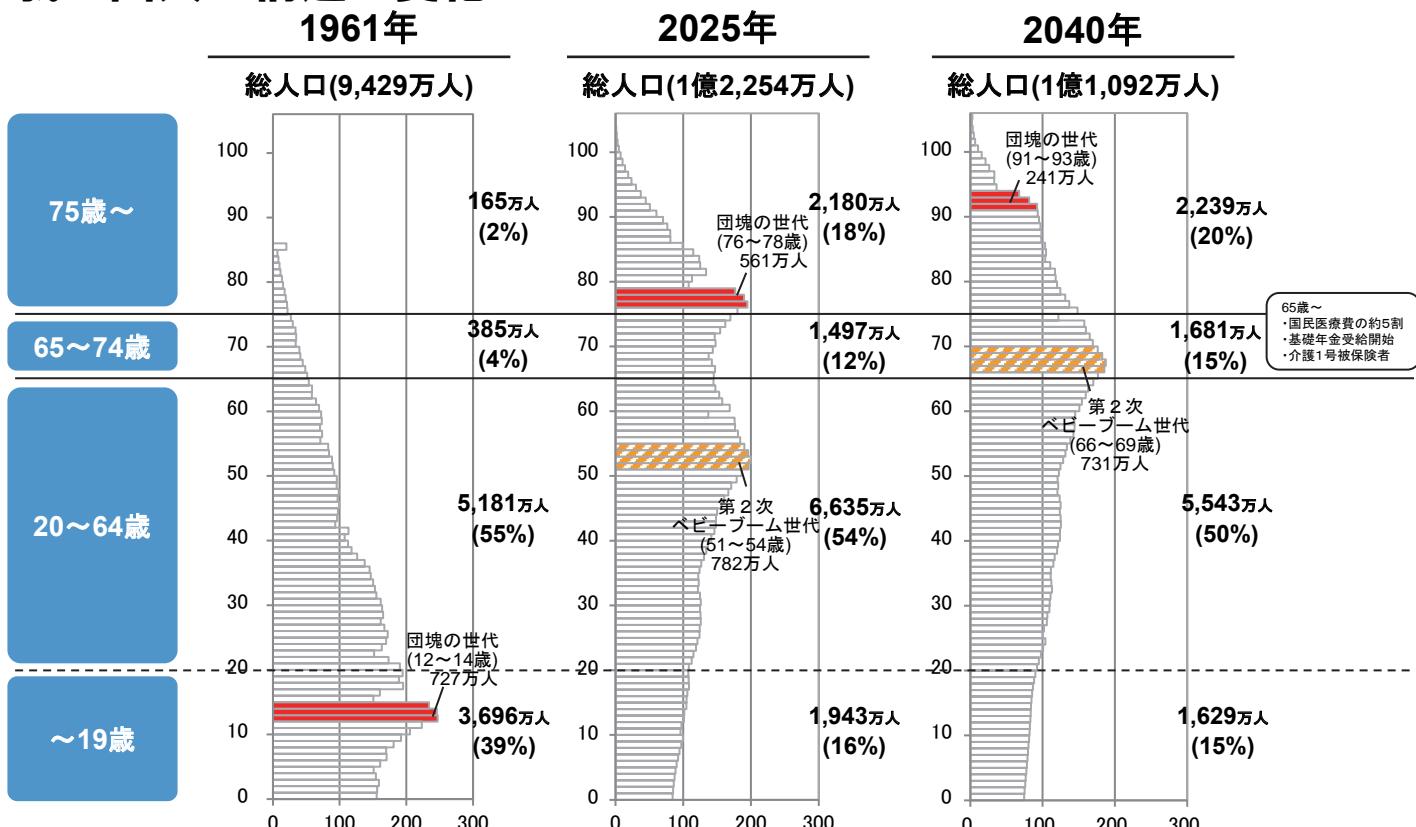
※かっこ書きは全体の財源に占める割合



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「平成30年度社会保障費用統計」、令和2年度の値は厚生労働省(当初予算ベース)

2025年には、団塊の世代(1947年～49年生まれ)全員が後期高齢者(75歳～)に移行し、75歳以上人口割合が増加していきます。75歳以上になると、1人当たり国民医療費や介護費は大幅に増加します。さらに2040年には、第2次ベビーブーム世代(1971年～74年生まれ)全員が65歳以上になります。他方で、その間、20～64歳人口は急速に減少し、2040年以降も減少が続くことが見込まれています。こうした中、医療・介護分野等の給付の効率化・重点化に取り組んでいく必要があります。

我が国人口構造の変化



(出所)総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)

(注)団塊の世代は1947～49(S22～24)年、第2次ベビーブーム世代は1971～74(S46～49)年生まれ。1961年は沖縄県を含まない。

グラフにおいて、1961年の85歳人口、2025年と2040年の105歳人口は、それぞれ85歳以上人口、105歳以上人口の合計。

1人当たり医療費・介護費の増加

	医療 (2018年)		介護 (2018年)		全人口に占める 人口数及び割合	
	1人当たり 国民医療費 (64歳以下 : 18.8万円)	1人当たり 国庫負担 (64歳以下 : 2.7万円)	1人当たり 介護費 (括弧内は要支援・ 要介護認定率)	1人当たり 国庫負担	2018年	2025年
65～74歳	55.5万円	8.0万円	4.9万円 (4.2%)	1.3万円	1,760万人 (13.9%)	1,497万人 (12.2%) ▲約263万人
75歳以上	91.9万円	32.8万円	47.0万円 (31.9%)	12.8万円	1,798万人 (14.2%)	2,180万人 (17.8%) +約382万人

(出所)年齢階級別的人口は総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)

国民医療費は厚生労働省「平成30年度国民医療費の概況」

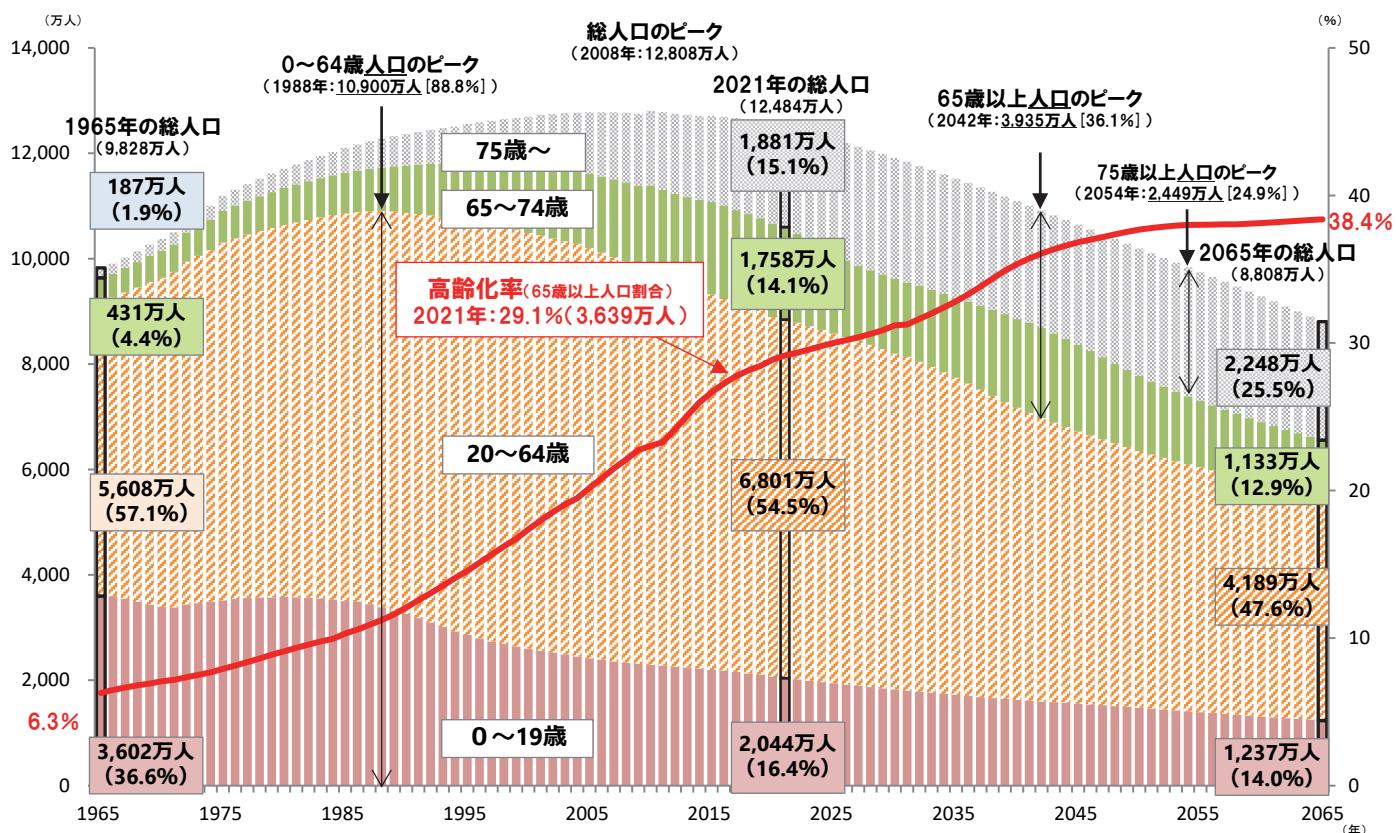
介護費及び要支援・要介護認定率は、厚生労働省「介護給付費等実態調査(平成30年度)」、「介護保険事業状況報告(平成30年)」、総務省「人口推計」

(注)1人当たり国民医療費は、年齢階級別の国民医療費を人口で除して機械的に算出。

1人当たり国庫負担は、それぞれの年齢階層の国庫負担額を2018年時点の人口で除すなどにより機械的に算出。

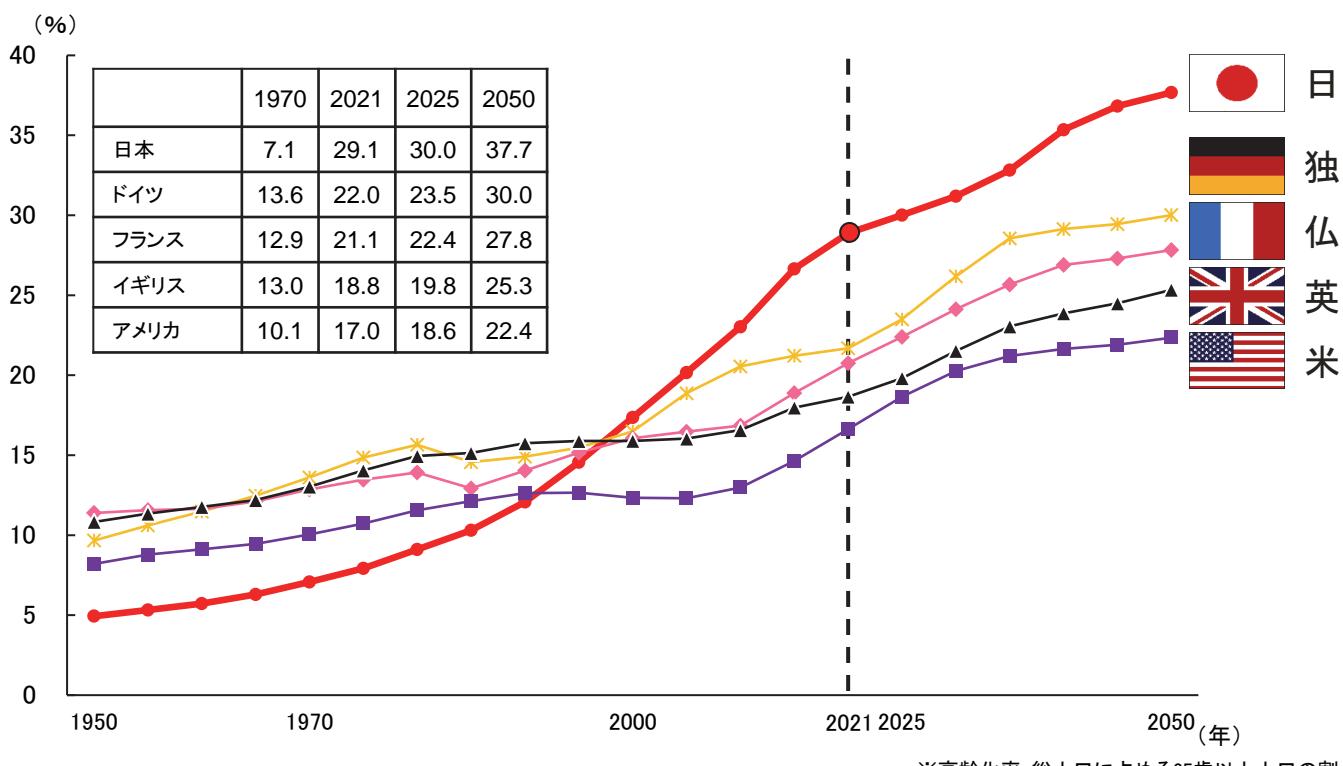
2025年以降も、他国に類を見ない速度で高齢化と少子化が進展し、人口が減少していく見通しです。

少子高齢化の進行



(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)
(注) カッコ書きの計数は構成比

高齢化率の国際比較



(出所) 日本 ~2019: 総務省「人口推計」

2020~2050: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)

諸外国 国連 “World Population Prospects 2019”

※高齢化率: 総人口に占める65歳以上人口の割合

(2)社会保障と税の一体改革

社会保障にかかる費用の相当部分を将来世代につけ回しているという現状を改善するために、「社会保障と税の一体改革」を行っています。

「税制抜本改革」で
安定財源を確保

社会保障の充実・安定化

同時に達成

財政健全化目標の達成

社会保障の充実の対象分野

すべての世代が安心感と納得感を得られる、全世代型の社会保障制度へ

改革前の消費税(国分)の使途

高齢者3経費(基礎年金・老人医療・介護)

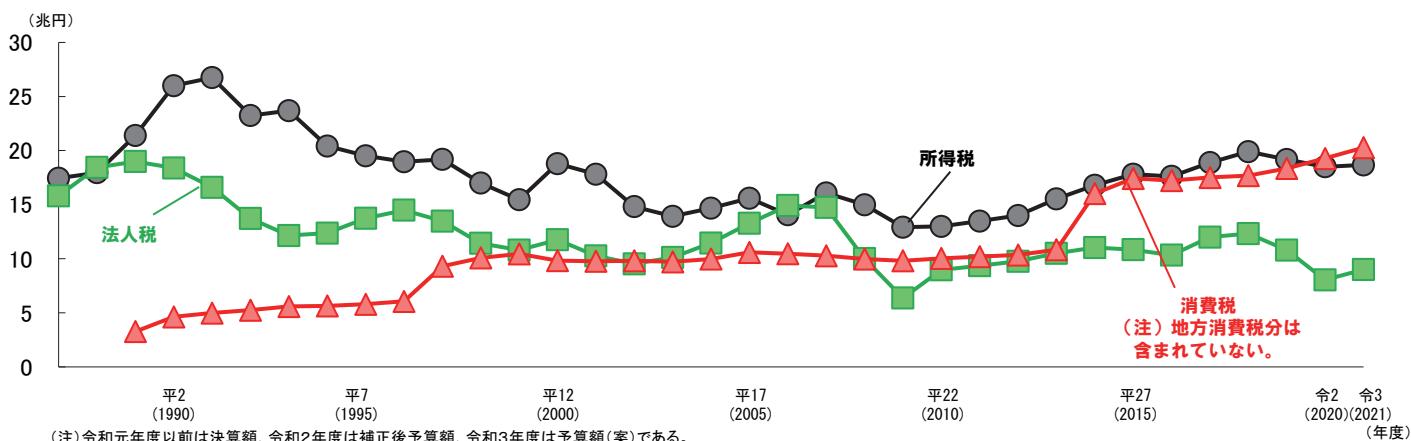
改革後の社会保障の充実

社会保障4経費(子ども・子育て、医療・介護、年金)

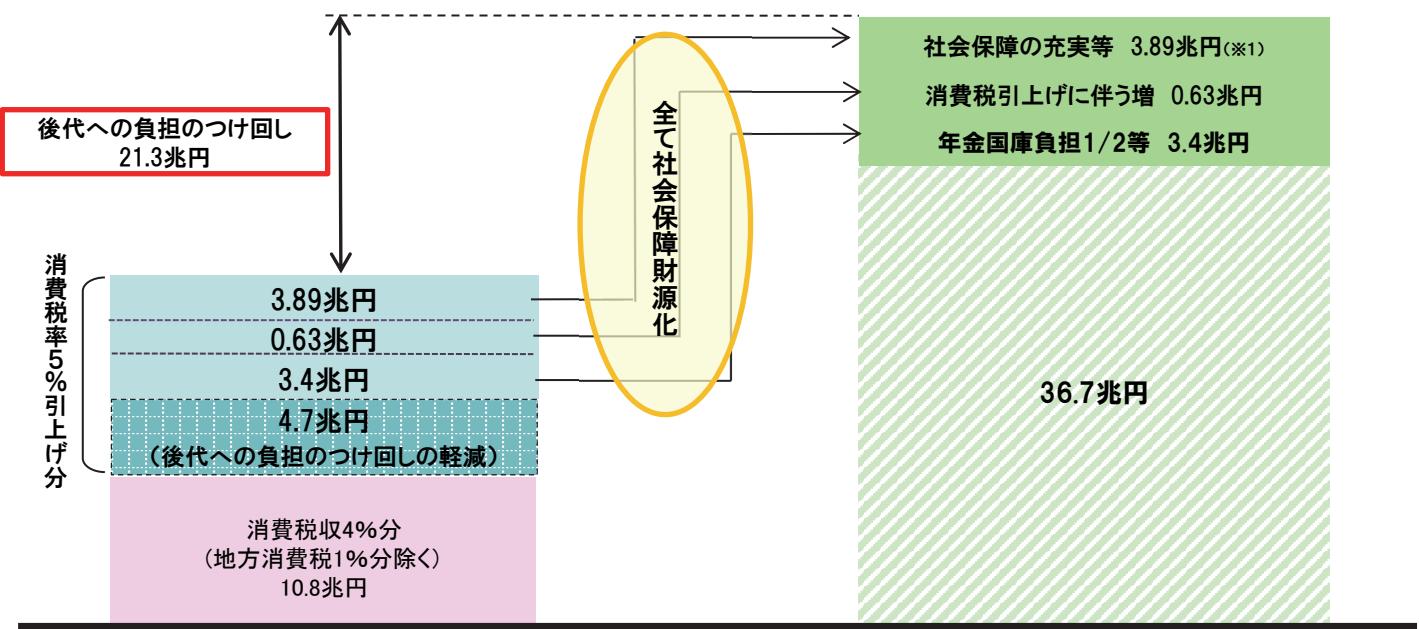
なぜ、消費税なのか？

- 景気の変化に左右されにくく、税収が安定している
- 働く世代など特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的

社会保障の財源を調達する手段としてふさわしい税金



社会保障経費と消費税収の関係



(注1)社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用した分とあわせ、社会保障の充実(4.29兆円)を実施している。

(注2)消費税収及び社会保障4経費の各数値は、軽減税率制度の影響を反映した令和3年度予算政府案ベースの国・地方の数値である。

消費税増収分等によりこれまで実施してきた社会保障の充実等(主な施策)

消費税率 8%→10%への引上げにより行われる主な施策

幼児教育の無償化

- 3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化
- 0歳から2歳までの子供たちも、住民税非課税世帯の方を対象として無償化

高等教育の無償化

- 所得の低い家庭の意欲ある子供たちに対し、大学等の授業料等減免、給付型奨学金の支給を大幅に拡充

(授業料減免の上限額(年額))

国公立：約54万円、私立：約70万円

(給付型奨学金の給付額(年額))

【自宅生】国公立：約35万円、私立：約46万円

【自宅外生】国公立：約80万円、私立：約91万円

※いずれも住民税非課税世帯の場合

低所得高齢者の暮らしを支援

- 一定以下の所得の年金受給者に対して、**最大年6万円**を支給する制度を開始

※この他、待機児童の解消、介護職員の待遇改善、所得の低い高齢者の介護保険料軽減を実施。

消費税率 5%→8%への引上げにより行われる主な施策

子ども・子育て

待機児童を解消し、働きたい女性が働く環境を整備

- 2017年度末までに保育の受け皿を約50万人分増加
※ 加えて、待機児童解消のため、新たに「子育て安心プラン」を実施（2020年度末までに+約32万人分）
- 2019年度末までに放課後児童クラブ利用者を約30万人分増加
※ 「新しい経済政策パッケージ」に基づき、2018年度末までに前倒し

安心して子供を預けられる保育施設の充実

- 保育士等の職員の人材確保・待遇改善
- 保育士等の職員をより手厚く配置
※ 例：3歳児と職員の割合を20：1⇒15：1

保護者のいない児童、被虐待児等への支援

- 児童養護施設等の職員の人材確保・待遇改善
- 児童養護施設等の職員をより手厚く配置
※ 例：子供と職員の割合を5.5：1⇒4：1

医療・介護

住み慣れた地域内で患者の状態に応じた医療を提供

- 医師、看護師等の医療従事者の確保
- 患者の状態に応じた病床を整備

住み慣れた地域や自宅での介護サービスを充実

- 介護職員の人材確保・待遇改善
- 認知症対策の推進（認知症の方とその家族への生活支援を強化）

国民健康保険等の保険料軽減の対象者を拡大

- 保険料（定額部分）の5割軽減対象及び2割軽減対象の範囲をそれぞれ拡大し、対象者を約500万人拡大

難病に悩む方々をより多く支援するため、医療費支援の対象を拡大

- 医療費支援の対象疾病数拡大（【難病】56疾病⇒333疾病 【小児慢性特定疾病】514疾病⇒762疾病（2020年12月時点））

皆保険のセーフティネットである国保への財政支援の強化

※ 2018年度に国保の財政運営責任を市町村から都道府県に移行。県が地域医療の提供水準と標準保険料率を設定

年 金

年金の受給に必要な資格期間の短縮(25年⇒10年)

(3) 今後の社会保障の課題

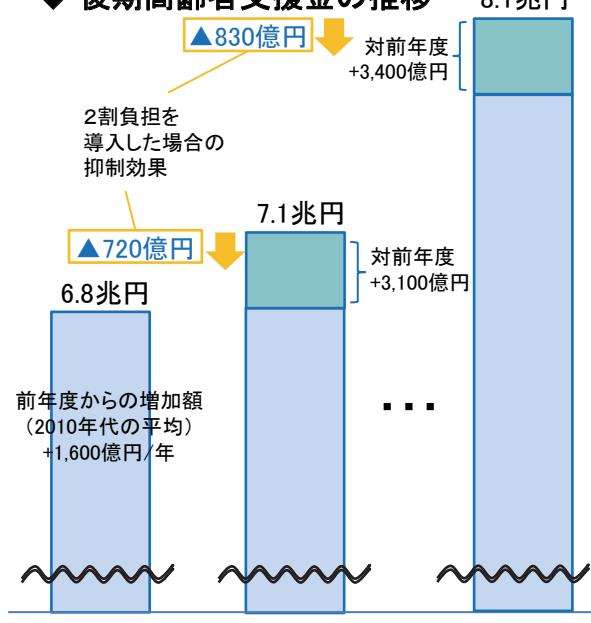
①後期高齢者の患者負担割合の見直し

75歳以上の方の1人当たり医療費は約100万円であり、その財源の8割強は公費と現役世代からの支援金です。一般に高齢になるほど増加する医療費を公費や保険制度間で支える仕組みですが、今後、支え手である現役世代の人口が減少していく中で、支援金としての現役世代の負担は大きくなっています。こうした中、年齢ではなく負担能力に応じた負担へ転換していく必要があります。現在9割給付(1割負担)とされている後期高齢者について、課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上)の方について8割給付(2割負担)を導入することとしています。

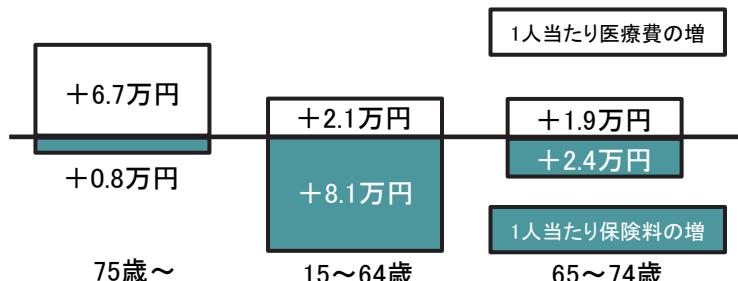
◆ 後期高齢者の医療費と財源



◆ 後期高齢者支援金の推移



◆ 1人当たり医療費と保険料の増加(2009年→2018年)



②我が国の医療提供体制の問題点

我が国における人口当たりの病床数は、他の先進国と比較して多くなっています。これは、病床当たりの医師数が非常に少ない要因にもなっており、医師の働き方改革の推進の観点からも重要な課題です。人口減少や高齢化による医療需要の質・量の変化を見据え、経営主体の別を問わず、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を着実に進めることが求められています。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、地域によっては感染症患者受入病床数不足が発生したことを踏まえ、感染症対応も含めた医療機関間の役割分担・連携体制の構築が求められています。

◆ 主要先進国における医療提供体制の比較

国名	平均在院日数 (急性期)	人口千人当たり 総病床数	人口千人当たり 臨床医師数	病床百床当たり 臨床医師数
日本	27.8 (16.1)	13.0	2.5	19.2
ドイツ	8.9 ※ (7.5) ※	8.0 ※	4.3	53.1 ※
フランス	8.8 (5.4)	5.9	3.2	53.7
イギリス	6.8 (5.9)	2.5	2.8	113.8
アメリカ	6.1 ※ (5.5) ※	2.9 ※	2.6	91.2 ※

◆ 経営主体別の病院数と病床数

経営主体	病院数	病床数
公立・公的病院等	1,633 (22.7%)	487,606 (41.3%)
民間病院	5,574 (77.3%)	692,499 (58.7%)
計	7,207	1,180,105

(出所)平成30年度病床機能報告(2018年7月1日時点の一般病床及び療養病床のデータ)

(注)公立・公的病院等:新公立病院改革プラン策定対象病院、公的医療機関等2025プラン策定対象病院(民間の地域医療支援病院を含む)

民間病院:公立・公的病院等以外の病院

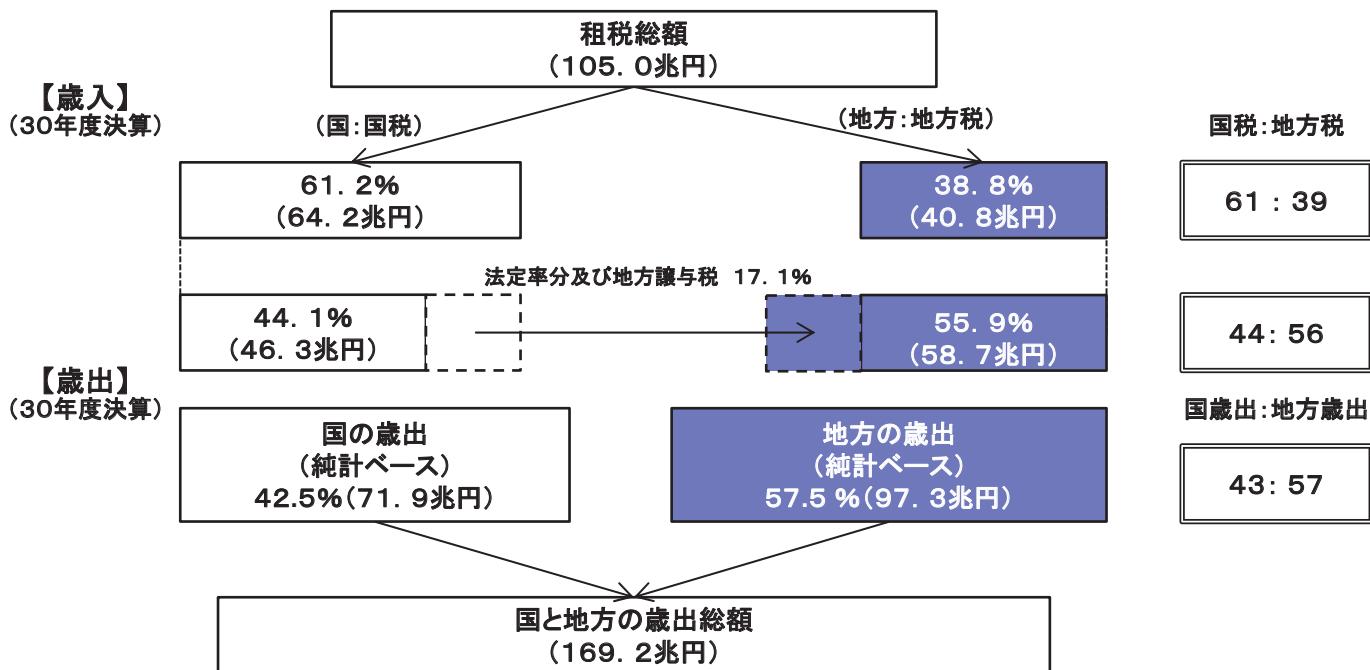
(出所)「OECD Health Statistics 2020」、「OECD Stat」より作成(2018年データ。※は2017年のデータ)

23. 社会保障以外の歳出分野

(1) 国と地方

①国と地方の税財源配分と歳出割合

国と地方の歳出比は概ね4:6ですが、地方交付税等の財政移転により、国と地方の税財源比も概ね4:6となっています。



(出所)「地方財政の状況(令和2年3月)」等

②国と地方の財政状況比較

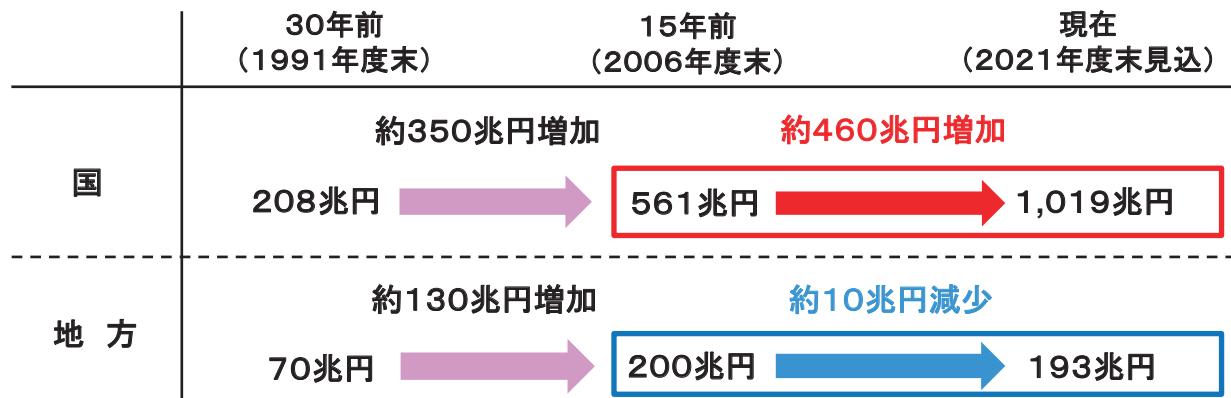
国と地方の財政状況を比較すると、基礎的財政収支・財政収支(フロー)で見ても、長期債務残高(ストック)で見ても、国は地方よりも極めて厳しい状況にあります。

○国と地方の基礎的財政収支・財政収支(フロー)(2021年度見込み)

	基礎的財政収支	財政収支
国	▲37.8兆円程度	▲43.7兆円程度
地方	▲2.3兆円程度	▲3.6兆円程度

(出所)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年1月21日)より。

○国と地方の長期債務残高(ストック)の推移

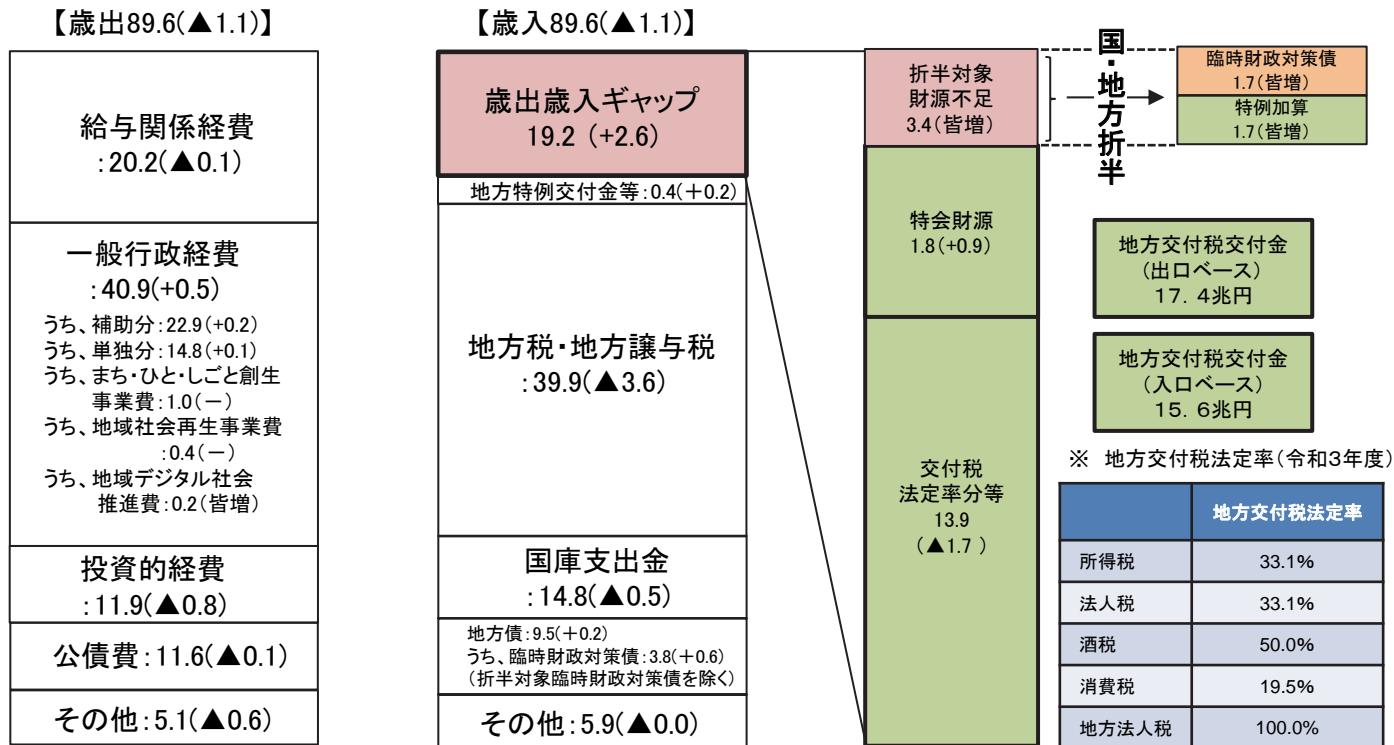


(注) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上しています。なお、2007年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、2007年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(2021年度末見込みで31兆円程度)です。

③地方交付税総額の算定制度

地方交付税の総額については、国税の一定割合(法定率分)等に、地方財政計画上の歳出歳入ギャップ(財源不足)のうち法定率分等を充てても不足する財源(折半対象財源不足)がある場合、その半分を特例加算として加えた額として決定されます。

令和3年度地方財政計画(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)



※ 令和2年度微収猶予の特例分(0.2兆円)を除いています。

※ 国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れる地方交付税交付金(入口ベース)は15.6兆円。

④地方一般財源総額実質同水準ルール

「地方一般財源総額実質同水準ルール」とは、地方の一般財源の総額について、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するものです。

同ルールの下、令和3年度地方財政計画において、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しています。

令和3年度地方財政計画 (単位:兆円)

【歳出:89.6】

【歳入:89.6】

給与関係経費 : 20.2	地方交付税 : 17.4
	地方特例交付金等 : 0.4
一般行政経費: 40.9 うち、補助分: 22.9 うち、単独分: 14.8 うち、まち・ひと・しごと創生事業費: 1.0 うち、地域社会再生事業費: 0.4 うち、地域デジタル社会推進費: 0.2	地方税・地方譲与税 : 39.9
	臨時財政対策債 : 5.5
投資的経費 : 11.9	国庫支出金 : 14.8
公債費 : 11.6	地方債 : 5.8 (臨時財政対策債を除く)
水準超経費: 1.2	その他 : 5.9
その他: 3.9	

※ 令和2年度微収猶予の特例分(0.2兆円)を除いています。

新経済・財政再生計画における記述

(「骨太2018」(平成30年6月15日閣議決定))

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

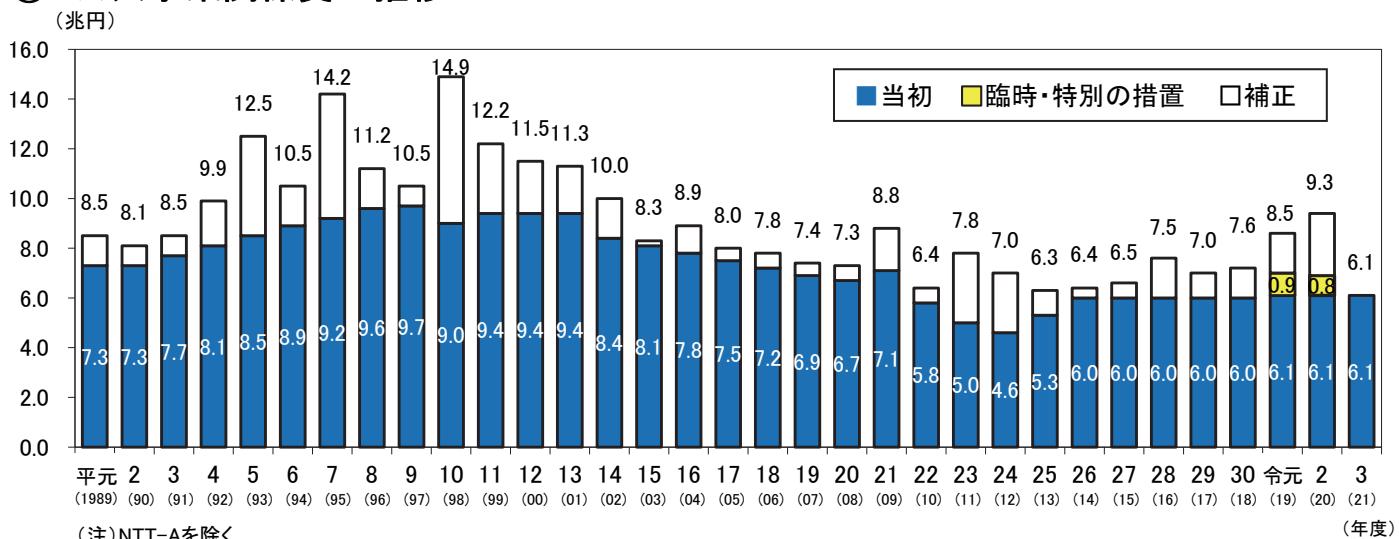
※ 一般財源

- ・ 地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等、臨時財政対策債が該当します。
- ・ 使途が特定されず、地方団体がどのような経費にも使用できる財源です。

(2) 公共事業

公共事業関係費はピーク時に比して減少しています。しかしながら、主要先進国と比較してみると、我が国的一般政府の総固定資本形成(対GDP比)は、引き続き高い水準にあります。また、人口減少が進む中で、社会資本ストックの人口一人あたり維持更新コストはより一層の増加が見込まれるとともに、ストックの利用者や維持・整備の担い手の減少も見込まれています。こうしたことから、今後の社会资本整備に当たっては、ストックの集約・長寿命化や新規整備の重点化を徹底していくことが必要です。

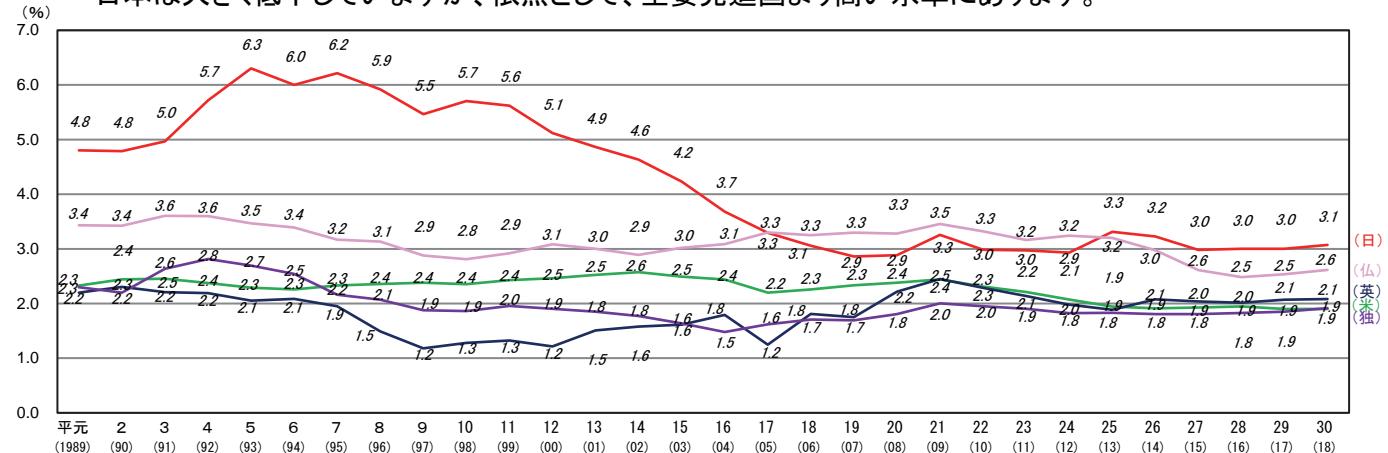
① 公共事業関係費の推移



(注)NTT-Aを除く。

② 一般政府の総固定資本形成(対GDP比)の主要先進国との比較

日本は大きく低下していますが、依然として、主要先進国より高い水準にあります。



(注)1. 日本…内閣府「国民経済計算」に基づいて計算した数値。諸外国…OECD “National Accounts” 等に基づいて計算した数値。

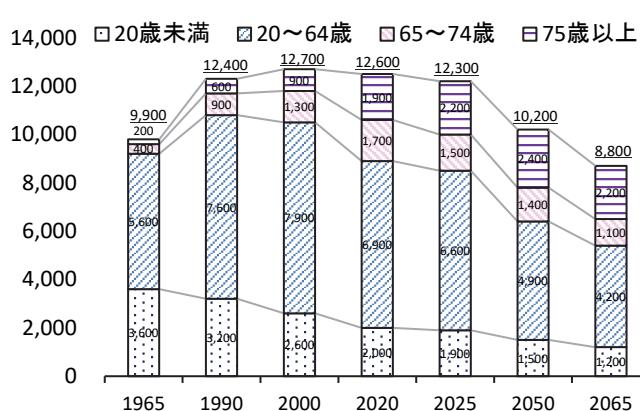
(暦年/年度)

2. 日本は年度ベース、諸外国は暦年ベース。

3. グラフ中、2004年までには旧基準(93SNAベース)、2005年以降は08SNAベースのIGより研究開発投資(R&D)や防衛関連分を控除。

(万人)

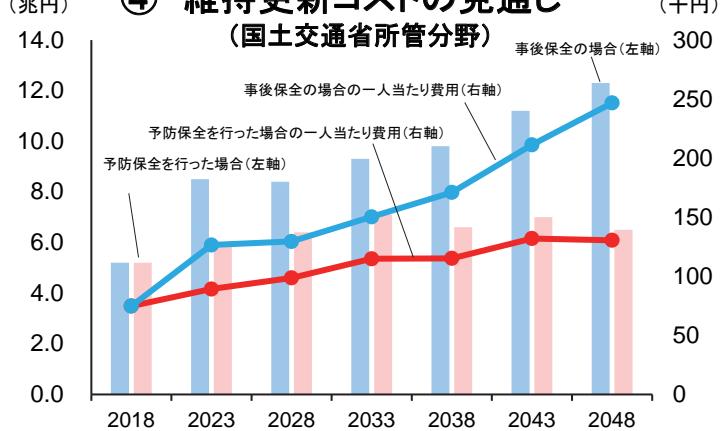
③ 総人口の見通し



(出所)2000年以前の人口は、総務省統計局「国勢調査」、2020年人口は、総務省統計局「人口推計(令和2年9月報)」、2025年以降の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)により作成

(兆円)

④ 維持更新コストの見通し (国土交通省所管分野)



※予防保全：施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。

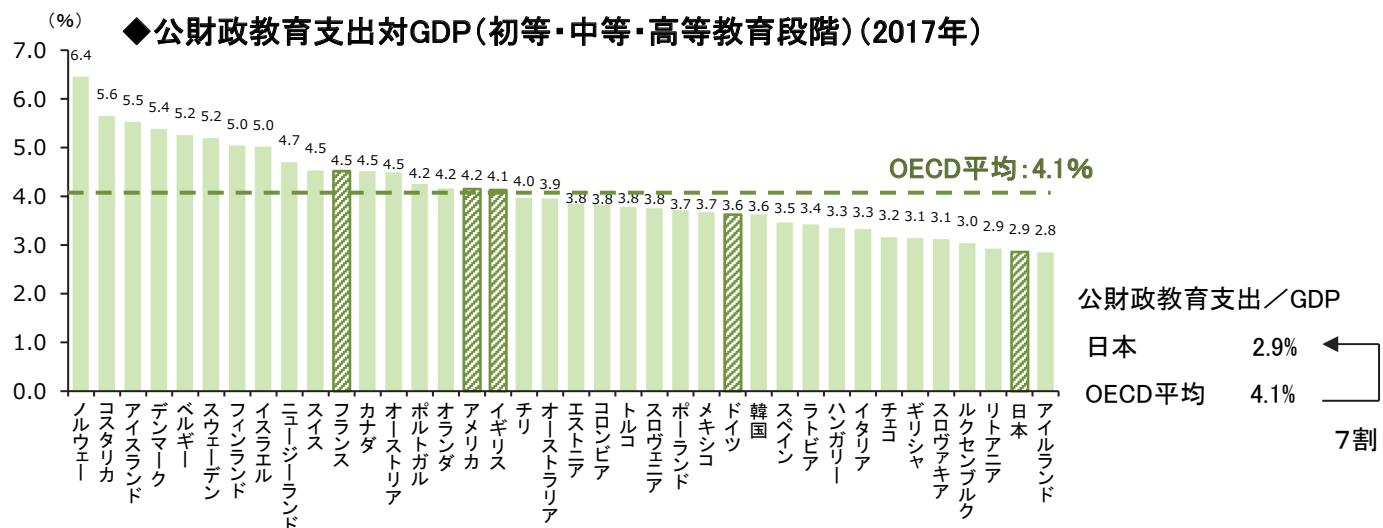
事後保全：施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。

※推計値は幅を持った値としているため、グラフは最大値を用いて作成している。

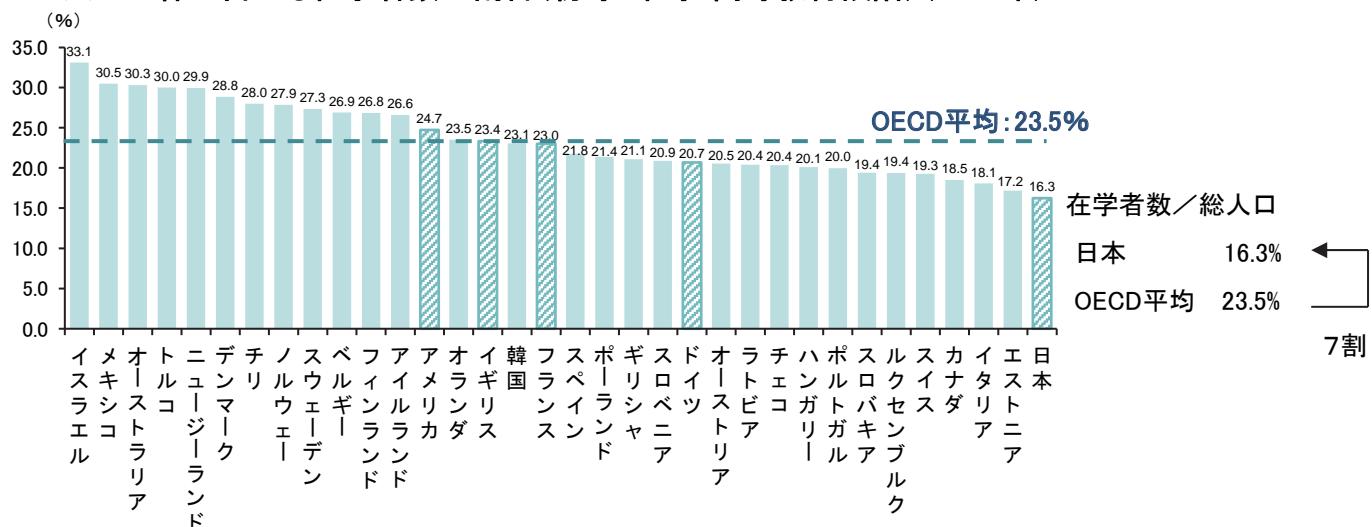
(出所)総務省統計局「人口推計(平成31年4月報)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)、国土交通省資料を基に作成

(3) 文教・科学技術

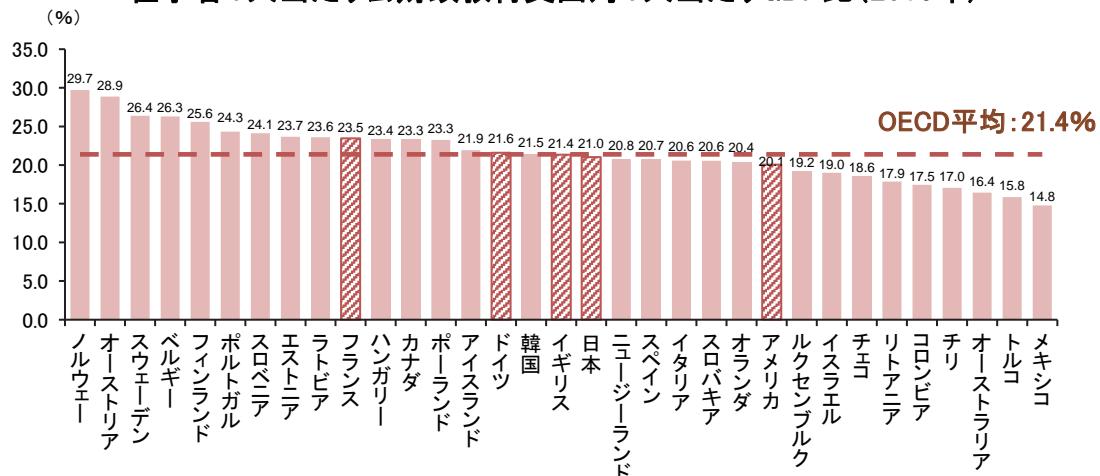
我が国は、公財政教育支出(GDP比)は、OECD平均の約7割ですが、子どもの数も、OECD平均の約7割となっています。したがって、在学者1人当たりで見れば、我が国は、OECD平均と遜色ない水準となっています。



人口全体に占める在学者数の割合(初等・中等・高等教育段階)(2014年)



在学者1人当たり公財政教育支出対1人当たりGDP比(2016年)



(出所)OECD「Education at a Glance 2016」、「Education at a Glance 2019」

(注1)OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。

(注2)在学者1人当たり公財政教育支出対1人当たりGDP比は、「在学者1人当たり教育支出の対1人当たりGDP比」に「教育支出に占める公財政支出の割合」を乗じ、算出。

①文教

<高等教育>

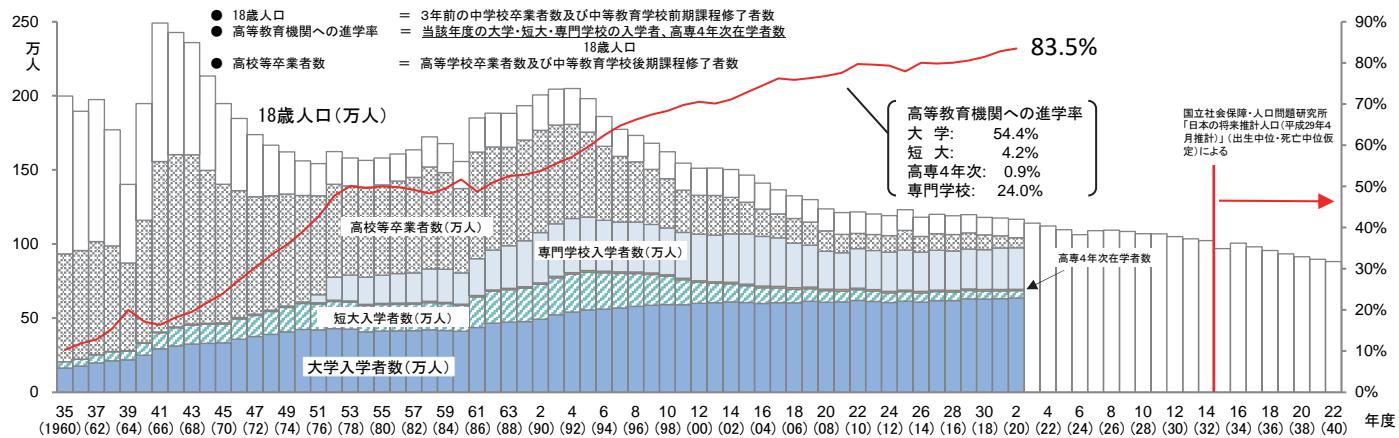
令和3年度予算政府案

国立大学法人運営費交付金:10,790億円

私立大学等経常費補助:2,975億円、育英事業費:1,235億円 等

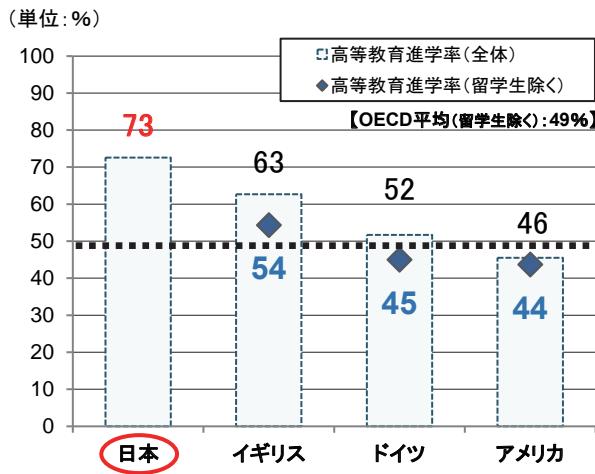
我が国の高等教育機関への進学率は8割に達し、国際的にもトップクラスの高さにあります。一方、多額の予算が投入されており、教育の質を考えていくことが重要です。また、現在、私立大学のうち約3割もの大学が定員に満たない状況であり、18歳人口は今後さらに減少していくと見込まれます。

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



(出所) 文部科学省「学校基本統計」、令和15年度以降については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)を基に作成

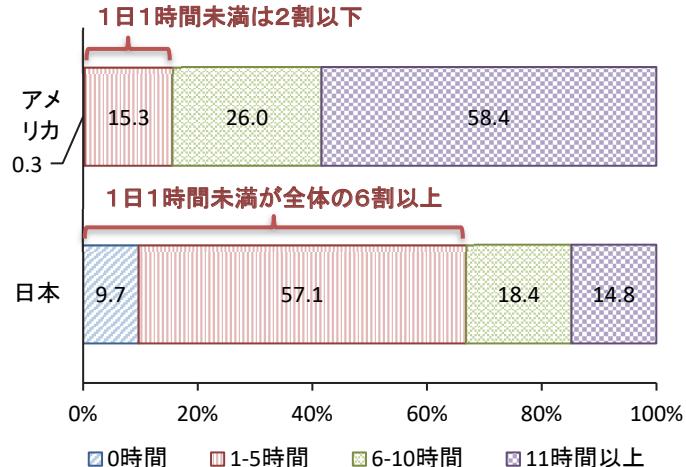
25歳以下の高等教育進学率(2018年)



(出所) Education at a Glance 2020(OECD)

(注)日本は、留学生除きデータはないが、在籍する留学生割合は4%。

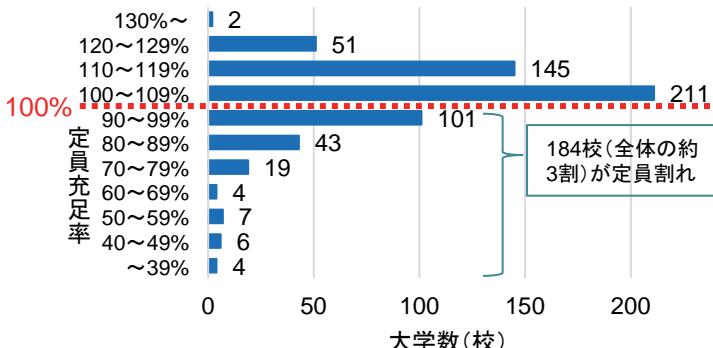
大学生の授業外の学習時間の日米比較(1週間当たり)



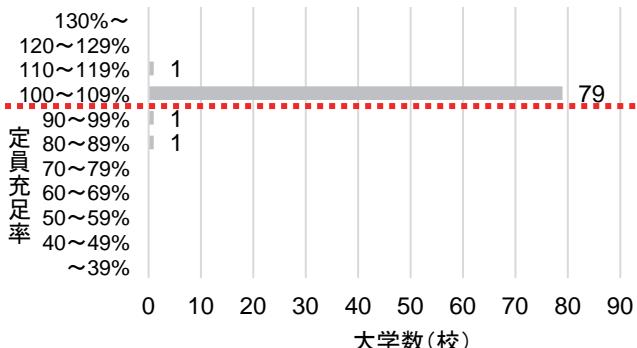
(出所) 東京大学 大学経営・政策研究センター「全国大学生調査2007年」等

大学の定員状況

私立大学(入学定員)



国立大学(入学定員)



(出所) 日本私立学校振興・共済事業団「令和2年度私立大学・短期大学等入学志願動向」、文部科学省調査

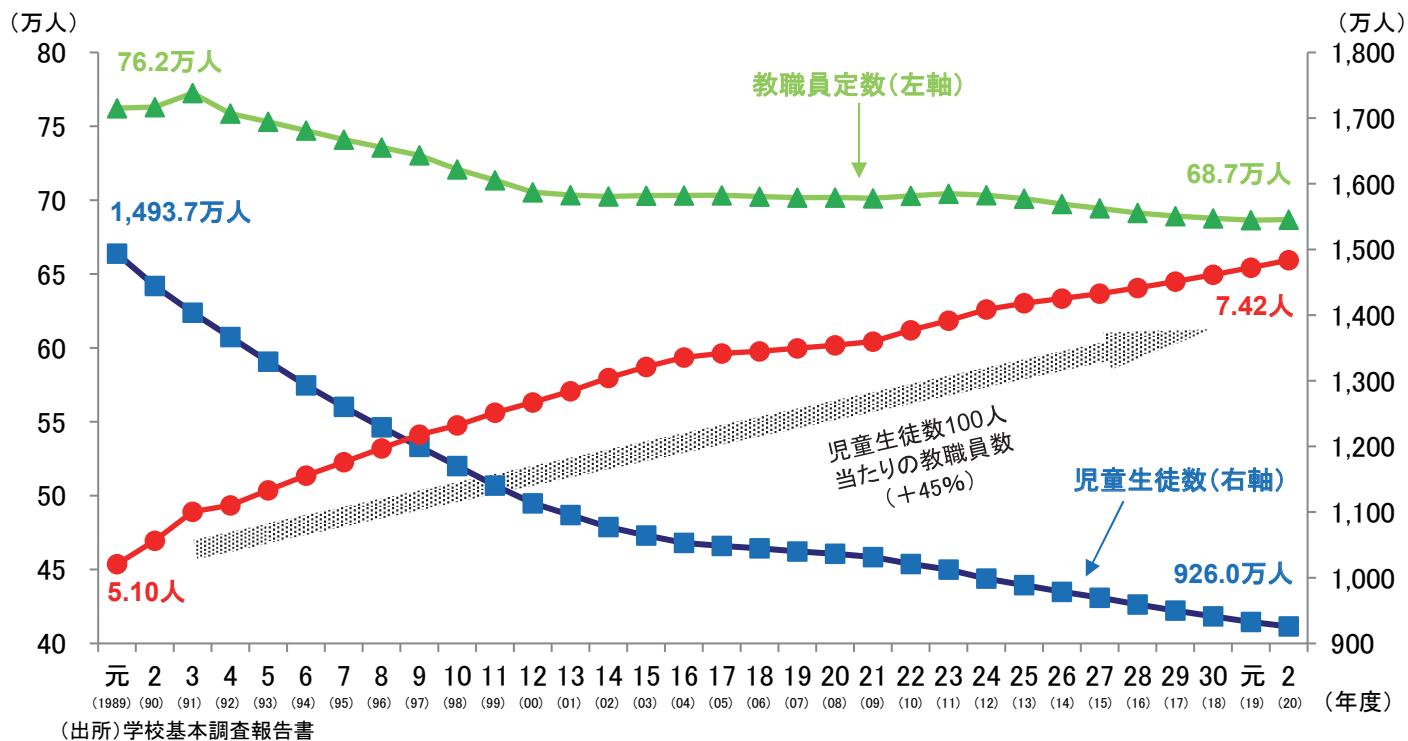
(注1) 入学定員充足率(入学者数/入学定員数)(令和2年度)

(注2) 株式会社が設置する大学、通信教育部のみ設置する大学、募集停止の大学は集計外。国立は大学院大学を除く。

今後、18歳人口の大幅減により、進学者数は減少する見込みである中で、社会のニーズに応え、高等教育の質の向上を図るため、大学の再編や教育力向上といった大学改革が急務になっています。

<初等中等教育>

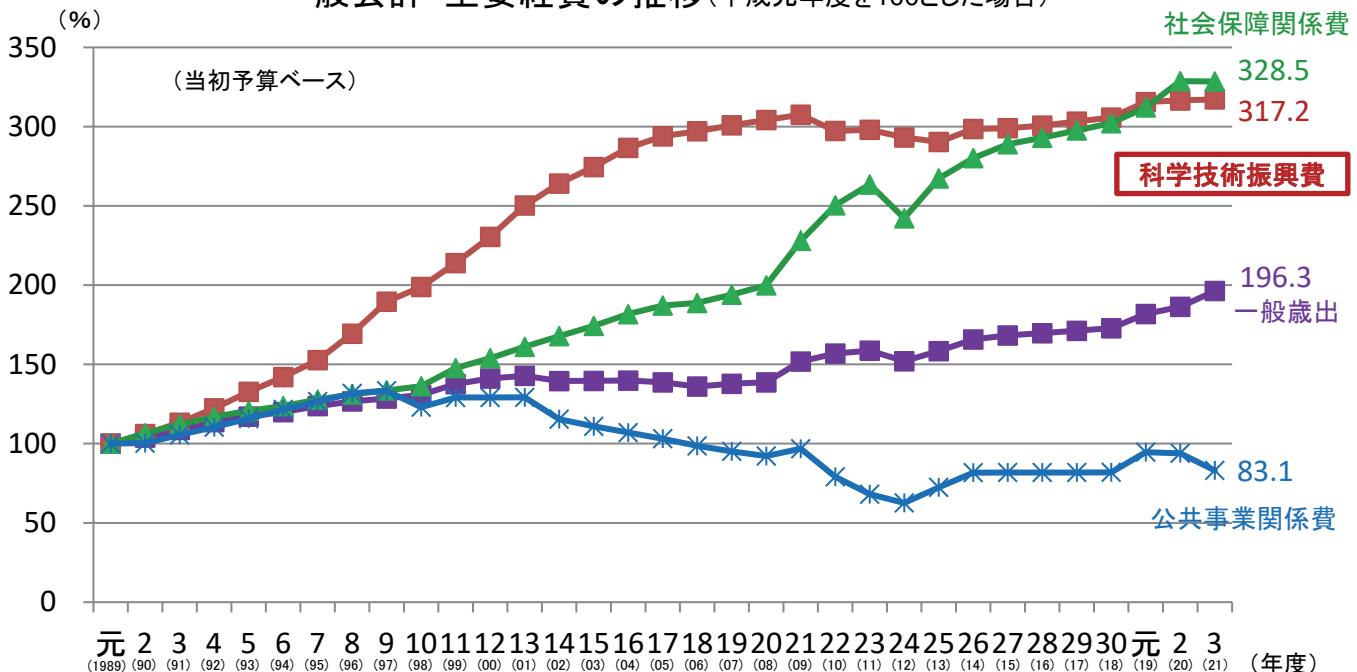
平成以降、少子化により、公立小中学校に通う児童生徒数が約4割減となる一方、教職員定数は約1割減にとどまっていることから、児童生徒当たりの教職員数は約5割増となっています。



②科学技術

科学技術予算は、厳しい財政事情の中にあっても、他の経費に比べても大きく伸びており、科学技術の振興を図るために必要な予算を確保してきています。

一般会計・主要経費の推移(平成元年度を100とした場合)



(注1)令和元年度及び2年度の各経費には「臨時・特別の措置」を含み、科学技術振興費については、令和元年度(13,597億円)において219億円、2年度(13,639億円)において74億円をそれぞれ計上。

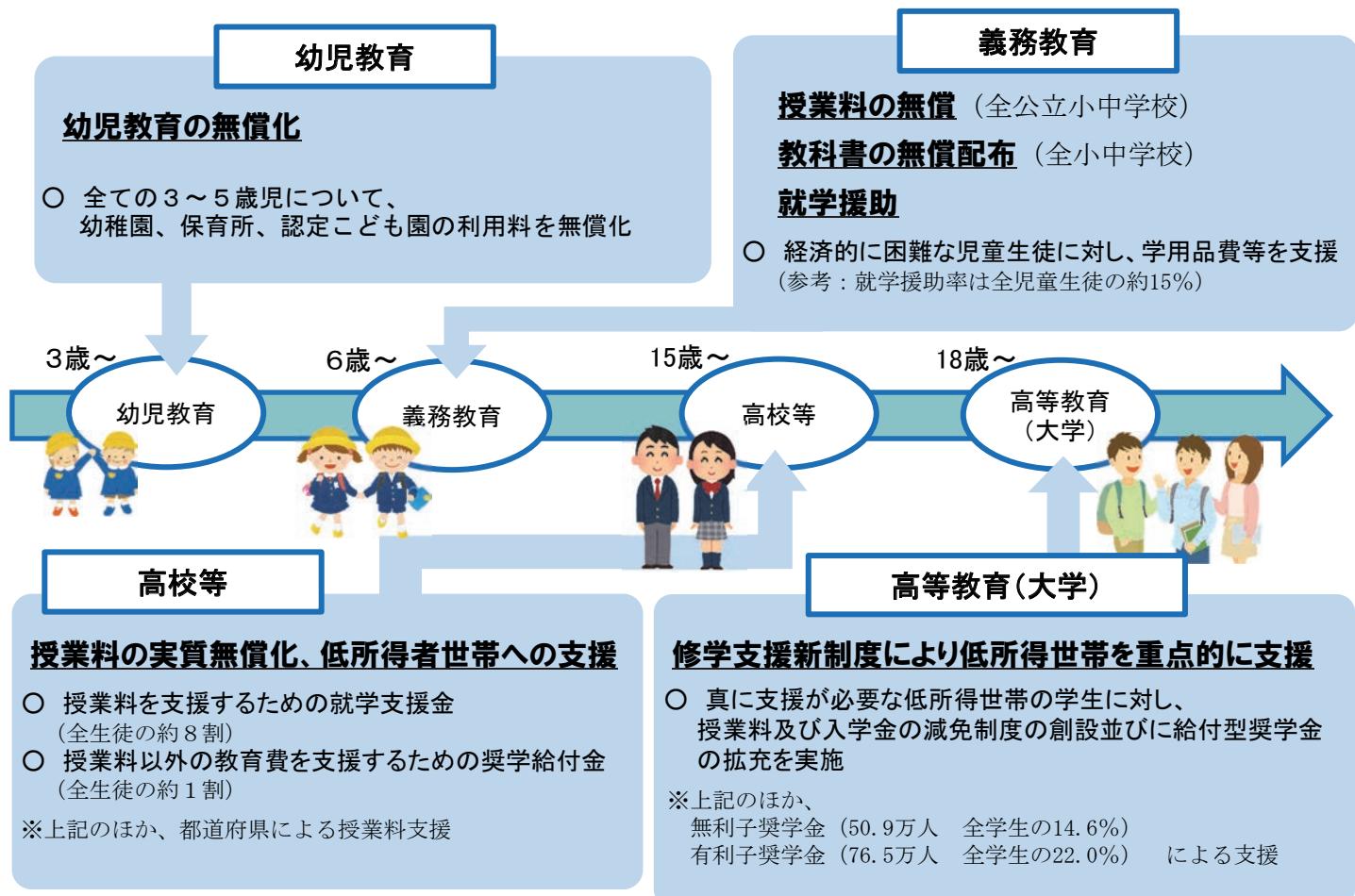
(注2)公共事業関係費は、NTT-Aを除く。

科学技術への投資が、研究開発の生産性向上につながるよう、科学技術政策の「質」を向上させる必要があります。民間投資を引き出し、適切な官民の役割分担の下、官民一体となってイノベーションの創出を図ることとしています。

<参考>

教育の負担軽減について

各教育段階における負担軽減の状況



幼児教育・保育の無償化 [令和3年度予算政府案 3,410億円] ※社会保障関係費

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化
 - ※ 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円の範囲で無償化
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

2. 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、月額3.7万円までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

3. 幼稚園の預かり保育

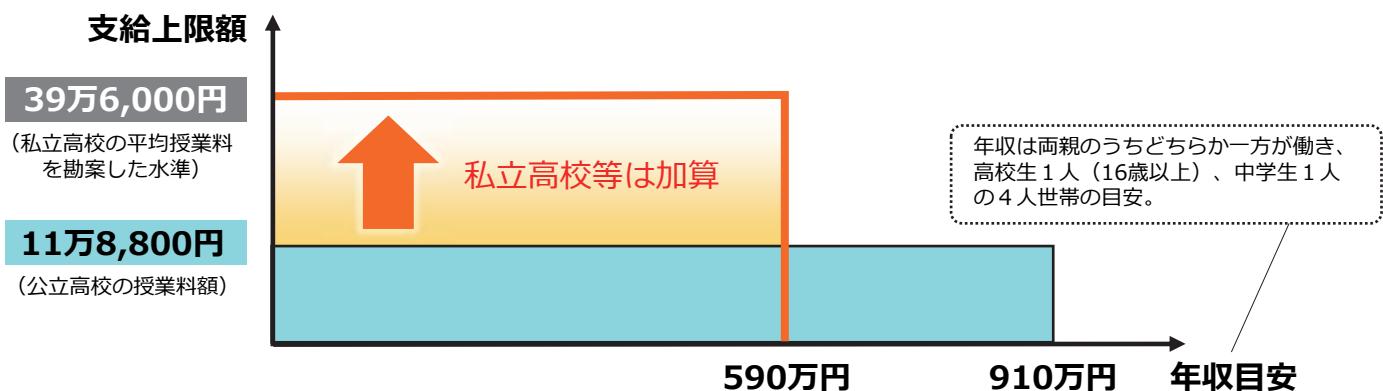
- 保育の必要性の認定を受けた場合、利用実態に応じて月額1.13万円までの範囲で無償化

<参考>

高校授業料の実質無償化(高等学校等就学支援金交付金)

[令和3年度予算政府案 4,141億円]

家庭の教育費負担の軽減を図るため、公立高校については年収910万円未満世帯の生徒等を対象に、私立高校については年収590万円未満世帯の生徒等を対象に高等学校等就学支援金を支給し、授業料の実質無償化を実施しています。



※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円

※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

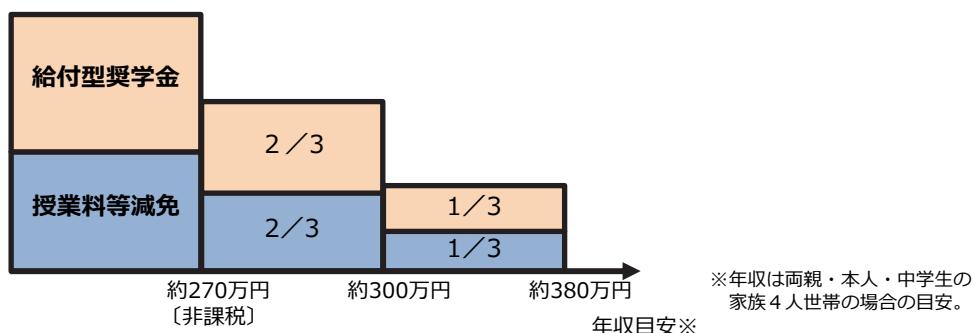
高等教育の修学支援新制度 [令和3年度予算政府案 4,804億円] ※社会保障関係費

- 消費税率引上げによる財源を活用し、真に支援が必要な低所得世帯の大学生等に対して高等教育の無償化を2020年4月から開始することとしました。
- 具体的には、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の大学生等に対し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしました。

(参考) 大学生(住民税非課税世帯)の例(年額)

	国公立		私立	
	自宅生	自宅外生	自宅生	自宅外生
授業料減免（上限額）	約54万円		約70万円	
給付型奨学金	約35万円	約80万円	約46万円	約91万円

高等教育の修学支援新制度のイメージ

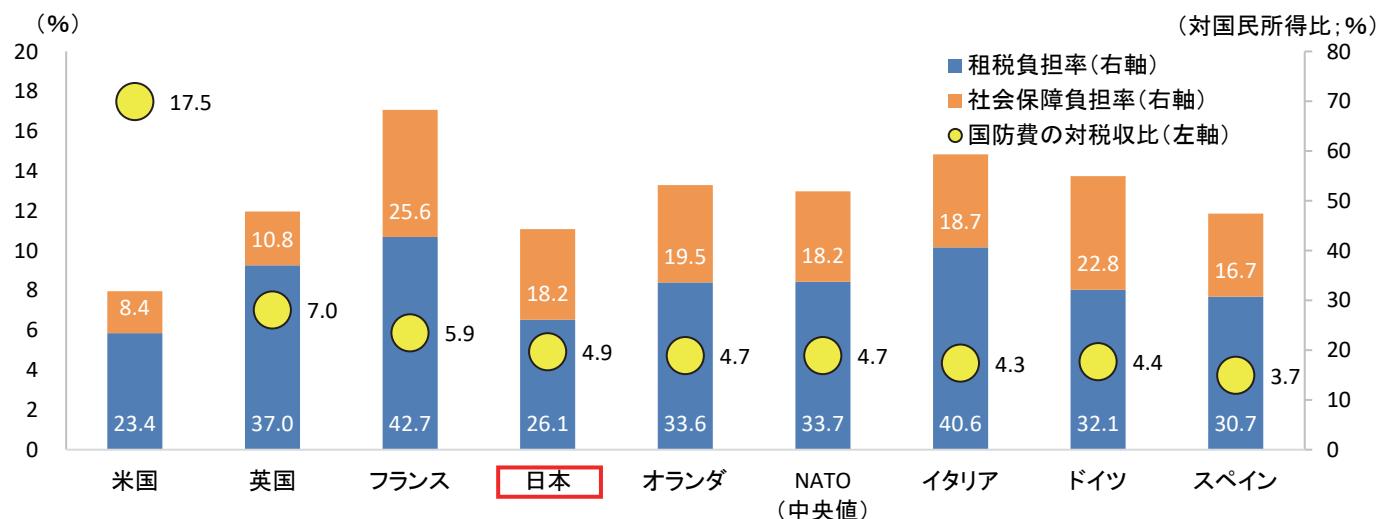


(4) 防衛関係予算

我が国の防衛関係費の対GDP比は各国と比べて低いとの指摘がありますが、各国の国防費に含まれる経費が我が国の防衛関係費に含まれているとは限らず、単純な比較はできません。また、我が国の租税負担率が各国と比べ低めであることから、防衛関係費を対税収比で見た場合、我が国は主要国と比較し遜色のない水準となっています。

したがって、防衛関係費の水準については、単なるGDP比での比較ではなく、国防費の範囲や租税負担率も含めた議論が必要です。

『各国の国防費(対税収比)と国民負担率(2018年)』



(出所) OECD "Revenue Statistics" "National Accounts"。ただし、日本の社会保障負担率および租税負担率は内閣府「国民経済計算」。

(注1) NATO (中央値) は、OECD非加盟国（5カ国）及び計数が取得できない国（2カ国）を除いた22カ国の中央値。

(注2) 国防費の対税収比は、国及び地方の税収の合計を使用。

防衛関係予算については、5年間の経費の総額と主要装備の整備数量を定める中期防衛力整備計画に沿って、計画的に予算編成を行っています。

中期防衛力整備計画(01中期防)における防衛力整備の水準については、我が国の防衛に必要な事業を積み上げた結果として、おおむね27兆4,700億円程度を目指し、その上で、一層の効率化・合理化を徹底することなどによって実質的な財源の確保を図り、5年間でおおむね25兆5,000億円程度を目指し、各年度の予算編成を行うこととしています。

『中期防衛力整備計画(01中期防)のポイント』

経費の概要		
	01中期防 (令和元年度～令和5年度) [平成30年度価格]	26中期防 (平成26年度～平成30年度) [平成25年度価格]
防衛力整備の水準	おおむね27兆4,700億円程度を目指す	おおむね24兆6,700億円程度を目指す
各年度の予算編成に伴う 防衛関係費	おおむね25兆5,000億円程度を目指す	おおむね23兆9,700億円程度の枠内
新たに必要となる事業に 係る契約額(物件費)	おおむね17兆1,700億円程度の枠内	—

V 所要経費

- この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成30年度価格でおおむね27兆4,700億円程度を目指す。
- 本計画期間中、他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得などの装備調達の最適化及びその他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね25兆5,000億円程度を目指す。なお、段階に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、従来とは抜本的に異なる速度で防衛力の強化を図り、装備品等の整備を迅速に図る観点から、事業管理を柔軟かつ機動的に行うとともに、経済財政事情等を勘案しつつ、各年度の予算編成を実施する。
- この計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約額(物件費)は、平成30年度価格でおおむね17兆1,700億円程度(維持整備等の事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く)の枠内とし、後年度負担について適切に管理することとする。
- この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情等の内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

中期防の構造

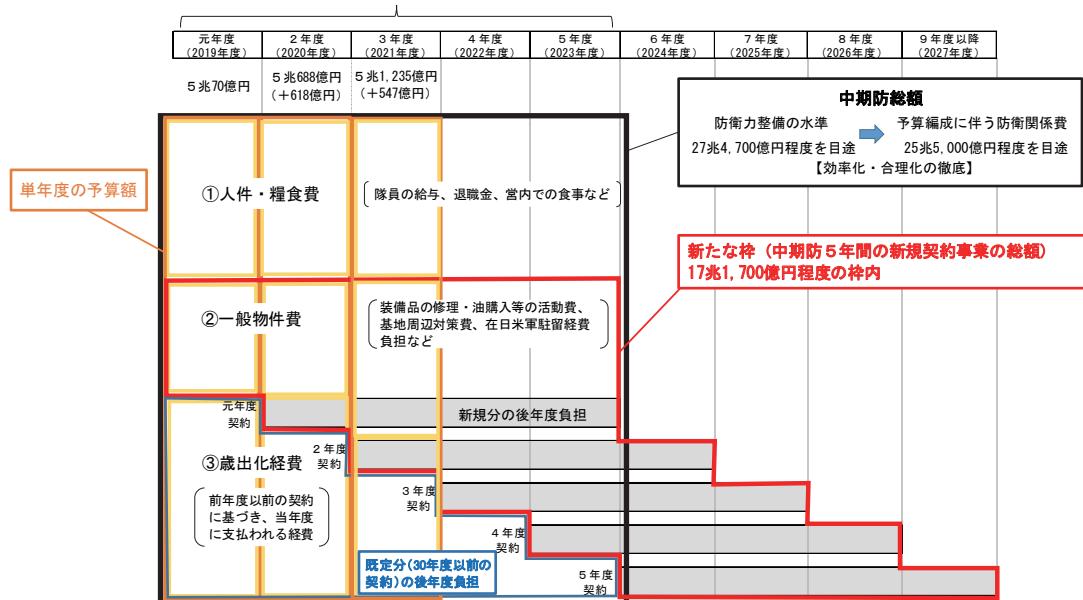
$$\text{整備水準 } 27\text{兆}4,700\text{億円} = \text{防衛関係費 } 25\text{兆}5,000\text{億円} + \text{効率化・合理化 } \alpha + \text{その他収入 } \beta$$

防衛関係予算は、人件・糧食費や歳出化経費(過去の装備品等の契約に伴う支払い)といった固定経費が過半を占めています。このため、翌年度以降の歳出化経費となる新規の後年度負担(国庫債務負担行為等)を適切に管理していく必要があります。

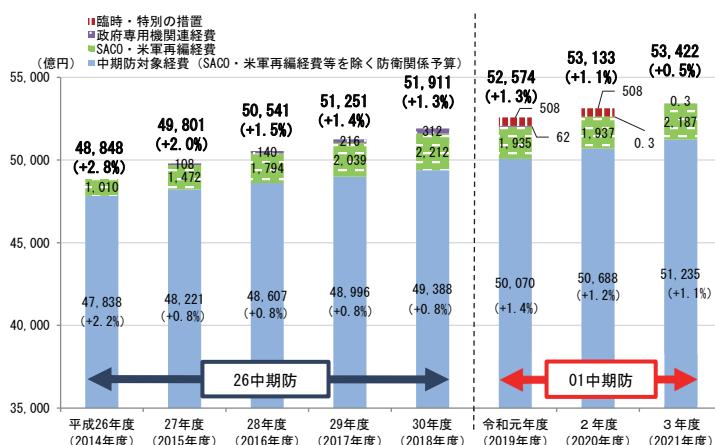
01中期防においては、「5年間に新規契約する物件費の額」(17兆1,700億円)を初めて明記し、これを上限として明確な経費の歯止めとしたところであり、防衛関係予算の管理の一層の適正化を図っています。

『中期防衛力整備計画の構造』

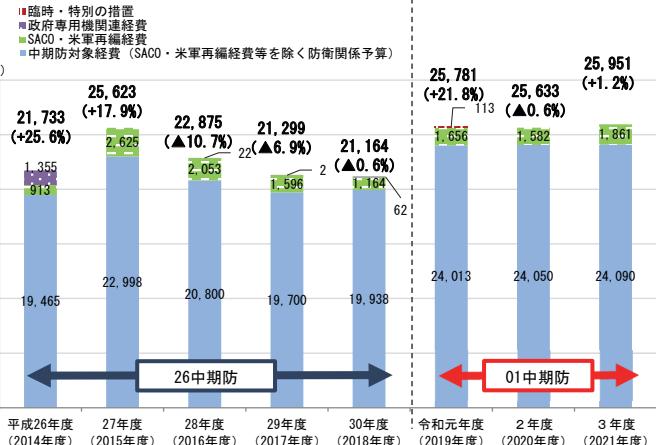
01中期防の期間 (5年間)



『防衛関係予算の推移』



『新規後年度負担額の推移』



(注1) 初期予算ベース。ただし、令和3年度は政府案による。

(注2) () 内は対前年度比。

(注3) 左図について、26年度は給与特例減額終了に伴う人件費増を含む。元年度及び2年度は消費税影響分を含む。3年度はデジタル庁等に振り替える分を含む。

令和3年度予算編成においては、原価の精査、仕様の見直し等の装備調達の最適化や、重要度の低下したプロジェクトの見直し等を徹底することにより、4,168億円の効率化・合理化を実現しています。

取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
事業等に係る見直し	2,173億円	1,922億円	2,068億円	—	—	6,163億円
仕様の共通化・最適化	338億円	839億円	288億円	—	—	1,465億円
一括調達・共同調達による効率化	163億円	324億円	381億円	—	—	868億円
長期契約の活用	356億円	53億円	104億円	—	—	513億円
原価の精査等	1,129億円	1,176億円	1,327億円	—	—	3,632億円
その他の収入の確保など	—	—	—	—	—	—
合計	4,159億円	4,313億円	4,168億円	—	—	12,640億円

(注1) 令和元年度の効率化額には、費用対効果の低いプロジェクトの見直し分(2,020億円)を含む。

(注2) 計数は四捨五入のため合計と符合しない場合がある。

(5) 公務員人件費

我が国には、約58万人の国家公務員と約231万人の地方公務員があり、公務員人件費は、国・地方で総計約26兆円となっていますが、その水準は、主要諸外国の中でも最も低い水準となっています。

公務員の人件費と人員

国家公務員

人 員 58.1万人
人件費 5.3兆円

行政機関

人 員 30.2万人

自衛官、特別機関

人 員 27.9万人

※その他大臣等の特別職を含む

地方公務員

人 員 231.0万人
人件費 20.2兆円

一般行政

人 員 98.3万人

教 育

(公立学校の先生等)

人 員 91.0万人

警察、消防

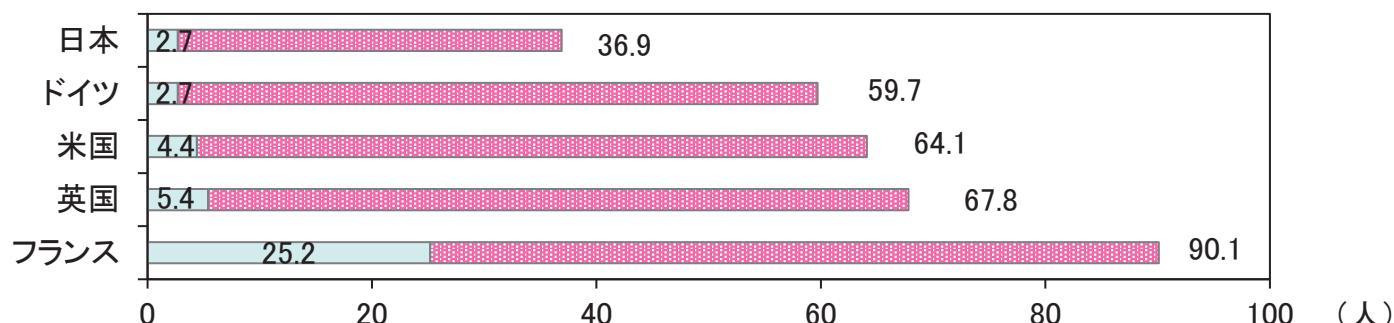
人 員 41.6万人

(注1)国の行政機関及び特別機関の人員については、一般会計及び特別会計の令和3年度末予算定員の合計、地方の人員は、令和3年度地方財政計画による職員数(通常収支分)。

(注2)国の特別機関とは、国会、裁判所、会計検査院及び人事院を指す。

(注3)人件費について、国は一般会計及び特別会計の純計(令和3年度予算政府案)、地方は令和3年度地方財政計画による人件費(通常収支分)。

人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較



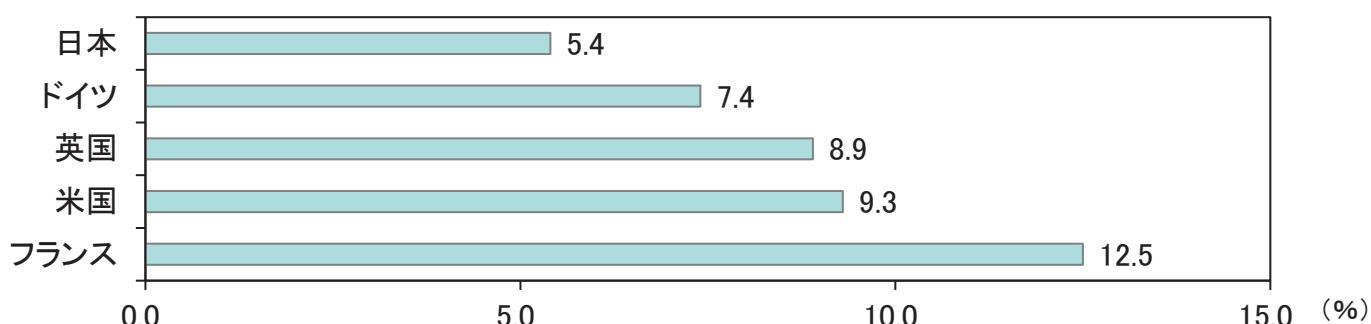
(注1) 内閣官房内閣人事局公表資料より作成。

(注2) 日本、英国及びフランスは2018年度、ドイツは2017年度、米国は2013年度。

(注3) [] は中央政府(国防除く)の職員数。

[] は中央政府以外の公的部門の職員数(政府企業職員、地方政府職員、軍人・国防職員)

一般政府雇用者給与対GDP比の国際比較



(注)OECD “National Accounts of OECD countries, General Government Accounts 2020” より財務省作成。

第2部 令和3年度予算等について

1. 令和3年度予算のポイント

3次補正予算と合わせ、

- ・ 感染拡大防止に万全を期しつつ、
- ・ 中長期的な課題（デジタル社会・グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など全世代型社会保障制度等）にも対応する予算。

感染拡大防止

- 予期せぬ状況の変化に備え、2年度においてコロナ予備費5兆円を確保しているほか、3年度予算においても**コロナ予備費5兆円**を措置。
- 3次補正予算で**病床・宿泊療養施設の確保**、新型コロナワクチン接種体制の整備・接種等を措置。さらに、以下により、感染拡大の防止に万全を期す。
 - ・ 感染症危機管理体制・保健所体制の整備
 - ・ 感染症対策のための診療報酬の臨時的措置
 - ・ 医療機器の国内生産能力の増強

等

デジタル社会・グリーン社会の実現

- 3年9月に、強力な総合調整機能を有する**デジタル庁**を設置。官民の高度専門人材を結集し500名規模の体制。**情報システム予算の一括計上**を進め3,000億円規模の予算を措置し、政府全体の情報システムを一元的に管理。このほか、市町村の体制整備への支援を通じ**マイナンバーカードの取得促進**。運転免許証とマイナンバーカードの一体化を推進。
- グリーン社会の実現に向け、野心的な二酸化炭素の排出削減に取り組む企業に対する**成果連動型の低利融資制度の創設**（今後3年間で1兆円の融資規模）やESG投資の呼込み支援を実施。再エネ・省エネ等の研究開発・導入を支援。3次補正予算においても、カーボンニュートラルに向けた**革新的な技術開発等**を支援。

活力ある地方創り（p.46参照）

少子化対策など全世代型の社会保障制度の構築（p.46参照）

歳出改革の取組の継続

- 「骨太方針」で定めた**歳出改革の取組を継続し、「目安」を達成**。予算の質も向上（p.48参照）。
 - ・ 社会保障関係費 +1,507億円（医療費動向を踏まえた前年度の土台からの実質的な伸びは+3,500億円程度）
 - ・ 非社会保障関係費 +330億円（これまでの取組の継続）

2. 令和3年度予算フレーム

【歳出・歳入の状況】

(単位：億円)

	2年度予算(当初)	3年度予算	2' → 3'	備考	
(歳出)					
一般歳出	617,184	669,020	51,837		
社会保険関係費	356,914	358,421	1,507	○ 医療費動向を踏まえた前年度の土台からの実質的な伸びは+0.35兆円。	
社会保障関係費以外	260,269	260,599	330		
新型コロナウイルス感染症対策予備費	-	50,000	50,000		
地方交付税交付金等	158,093	159,489	1,396		
国債	233,515	237,588	4,072		
うち債務償還費(交付国債分を除く)	145,394	147,317	1,923		
うち利払費	83,904	85,036	1,132		
小計	1,008,791	1,066,097	57,306		
臨時・特別の措置	17,788	-	△ 17,788		
計	1,026,580	1,066,097	39,517		
(歳入)					
税収	635,130	574,480	△ 60,650		
その他の収入	65,888	55,647	△ 10,241		
公債金(歳出と税収等との差額)	325,562	435,970	110,408	○ 公債依存度40.9%	
債務償還費相当分(交付国債分を除く)	145,394	147,317	1,923	○ 建設公債 令2：7兆1,100億円 → 令3：6兆3,410億円	
利払費相当分	83,904	85,036	1,132	特例公債 令2：25兆4,462億円 → 令3：37兆2,560億円	
政策的支出による赤字(基礎的財政収支赤字)相当分	96,264	203,617	107,353	○ 財政収支赤字(利払費相当分)と政策的支出に上る赤字相当分の公債金の合計)は28.9兆円。	
計	1,026,580	1,066,097	39,517		

(注1) 「社会保障関係費」、「社会保障関係費以外」の2年度予算は、3年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 税収には印紙収入を含む。

(注4) 公債金の分類は基礎的財政収支や財政収支の観点から行ったものであり、公債金による収入が直ちに債務償還費や利払費に充当されることを意味するものではないことから、「相当分」としている。

(注5) 現行の特例公債法は5年間の特例公債の発行根拠を定めており、2年度末で期限を迎える。このため、更に5年間の特例公債の発行根拠を設ける法案を提出。

【普通国債残高等の状況】

(単位：兆円)

	2年度末見込み (2年度当初予算ベース)	3年度末見込み (3年度予算ベース)	2' → 3'	備考
普通国債残高	906.0	990.3	84.3	○ 財政収支赤字 28.9兆円程度
名目GDP	570.2	559.5	▲10.7	2年度補正予算における公債追加 80.0兆円程度
普通国債残高/GDP比	158.9%	177.0%	18.1%	前倒債の減▲23.0兆円程度
(参考) 国債発行予定額	141.5	191.0	49.5	発行実績の反映等▲1.5兆円程度
うち一般会計における発行額	32.6	43.6	11.0	合計 84.3兆円程度
うち国債整理基金特別会計における発行額	108.0	147.2	39.2	

(注) 名目GDPは当該年度における政府経済見通しによる年度値。

3. 経済指標と財政状況

<経済指標>

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込み)	令和3年度 (見通し)
名目GDP成長率	0.5% (0.1%)	▲4.2% (▲4.6%)	4.4%
名目GDP	559.7兆円	536.1兆円	559.5兆円
実質GDP成長率	▲0.3%	▲5.2%	4.0%
消費者物価上昇率	0.5% (0.3%)	▲0.6% (▲0.4%)	0.4% (0.2%)
完全失業率	2.3%	3.1%	2.7%

(注1) 平成23年基準(2008SNA)による。

(注2) 令和2年度及び令和3年度は、「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和2年12月18日閣議了解)による。

(注3) 令和元年度及び令和2年度の名目GDP成長率及び消費者物価上昇率のカッコ内の計数は、消費税率引上げ等による影響を機械的に除いた計数。

令和3年度の消費者物価上昇率のカッコ内の計数は、Go To キャンペーン事業による影響を機械的に除いた計数。

<財政指標(一般会計)>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (政府案)
一般歳出	62.0兆円	63.5兆円	66.9兆円
税収	62.5兆円 (7.9兆円)	63.5兆円 (10.2兆円)	57.4兆円 (9.5兆円)
公債金収入	32.7兆円	32.6兆円	43.6兆円
基礎的財政収支	▲9.5兆円	▲9.6兆円	▲20.4兆円
公債依存度	32.2%	31.7%	40.9%

(注1) 計数は当初予算ベース。公債依存度は公債発行額を一般会計歳出総額で除して算出。

(注2) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

(注3) 令和元年度から令和3年度の消費税率引き上げに伴う増収分は、5%から10%への引上げに伴うもの。

(注4) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

(注5) 令和3年度予算における基礎的財政収支の考え方に基づき、遡及改定。

4. 令和3年度予算における各歳出分野の特徴

【社会保障】

- 新型コロナウイルス感染症への対応を引き続き推進。足下の医療費の動向も反映しつつ「骨太方針」に基づき歳出改革を継続。職員の処遇改善にも配慮した**介護報酬改定** (+0.70%・196億円)、**障害福祉サービス等報酬改定** (+0.56%・86億円) の実施に必要な経費を確保しつつ、**毎年薬価改定の実現**により実勢価格の下落を反映して国民負担を軽減(▲1,001億円・p.47参照)し、社会保障関係費の実質的な伸びを**高齢化による増加分におさめる**という方針を達成。
- 後期高齢者医療の自己負担割合の見直しなどの制度改革と併せて、子育て世代等の希望の実現に向けた少子化対策を推進（「新子育て安心プラン」に基づく**保育の受け皿の整備**（602億円）、不育症の検査・がん治療に伴う不妊に係る支援（23億円）等）。3次補正予算においても、**不妊治療費用の助成**について大幅に拡充。

【教育・科学技術】

- 「**教育のデジタル化**」の観点から、デジタル教科書の普及（22億円）、オンライン学習システムの全国展開（7億円）等を推進。3年度から5年間で**小学校の35人以下学級**を実現。
- 博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの確保を一体的に行う大学を支援する「**大学フェローシップ**」事業を創設（23億円）するなど、将来の学術研究を担う若手研究者を支援。

【活力ある地方創り】

- 地域活性化の自主的・先導的な取組を支援する「**地方創生推進交付金（1,000億円）**」における**移住支援事業を拡充**するとともに、**企業・自治体のマッチング支援**を行う「**地方創生テレワーク推進事業（1.2億円）**」等により、地方へ人や仕事の流れを拡大。
- 「**インバウンド消費2030年15兆円目標**」の達成に向け、国際観光旅客税収（300億円）の活用により、自然・文化を生かした**高付加価値なコンテンツの創出**や、ホテル・旅館の**サービス向上**を加速。
顔認証での決済の活用等の「**観光DX**」やワーケーションを推進。
- 地方団体に交付される地方交付税交付金は17.4兆円（+0.9兆円）。国・地方ともに税収減が見込まれる中、**一般財源総額を適切に確保**。

【公共事業】

- 公共事業について**安定的な確保**（6兆695億円）。その中で、流域全体での治水対策や新技術を活用した老朽化対策など、**防災・減災、国土強靭化への重点化**を推進。
- 国庫債務負担行為（2か年国債、ゼロ国債）の活用を拡充することにより、公共工事の施工時期を更に平準化。大規模な直轄土木工事における設計の3次元デジタル化を原則化し、**建設業の生産性向上**を促進。

【農林水産】

- 農林水産物・食品の**輸出5兆円目標の実現**に向け、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、輸出重点品目について、産地育成、輸出障壁の解消、海外での販路開拓を一体的に推進。
- 補助金の申請を含む行政手続きのデジタル化や農地の現地情報の統合など、**農林水産行政のDX**を推進。また、グリーン社会の実現に向け、温室効果ガスの吸収源となる**森林資源の適切な管理**や**木材製品の利用拡大**を推進。

【復興】

- 「第2期復興・創生期間」の初年度。地震・津波被災地域において**心のケア等の被災者支援**。原子力災害被災地域において、中間貯蔵施設の整備等に加え、**帰還・移住等の促進**などの本格的な復興・再生に向けた取組を推進。復興のステージに応じた被災地のニーズにきめ細かに対応。

【外交・防衛】

- 新型コロナウイルス感染症の国際的な収束に向け、**保健分野でのODAを拡充**。旅券の電子申請に向けた**デジタル化推進**をはじめ、外交・領事実施体制を強化。
- 中期防対象経費について、「**中期防衛力整備計画**」を踏まえ+1.1%の伸びを確保。宇宙・サイバー・電磁波といった**新領域の能力強化**など、領域横断作戦を可能とする態勢の構築を推進。

5. 主要経費別内訳

(単位:億円)

	2年度予算 (当初)	3年度予算	増減額	増減率	備考
一般歳出	617,184	669,020	+51,837	+8.4%	
社会保障関係費	356,914	358,421	+1,507	+0.4%	
文教及び科学振興費	53,912	53,969	+57	+0.1%	
うち科学技術振興費	13,565	13,673	+108	+0.8%	
恩給関係費	1,750	1,451	▲299	▲17.1%	
防衛関係費	52,625	53,235	+610	+1.2%	中期防対象経費: +1.1% (その他の事項経費を含む。)
公共事業関係費	60,669	60,695	+26	+0.0%	
経済協力費	5,116	5,108	▲8	▲0.2%	感染症の影響による海外留学支援制度: ▲6億円 等
(参考)ODA	5,610	5,680	+69	+1.2%	一般会計全体のODA予算は6年連続の増
中小企業対策費	1,723	1,745	+22	+1.3%	
エネルギー対策費	9,008	8,891	▲116	▲1.3%	エネルギー特会の剩余金等の増加を踏まえた繰入の減: ▲116億円 等
食料安定供給関係費	12,862	12,773	▲90	▲0.7%	統計システム整備費等: ▲21億円 等
その他の事項経費	57,605	57,732	+127	+0.2%	
予備費	5,000	5,000	-	-	
新型コロナウイルス感染症対策予備費	-	50,000	+50,000	+100.0%	
国債費	233,515	237,588	+4,072	+1.7%	公債残高の増に伴う定率繰入や利払費の増 等
地方交付税交付金等	158,093	159,489	+1,396	+0.9%	一般財源総額について前年度と実質的に同水準を確保
合計	1,008,791	1,066,097	+57,306	+5.7%	

(注1) 2年度予算は、臨時・特別の措置を除く。また、3年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

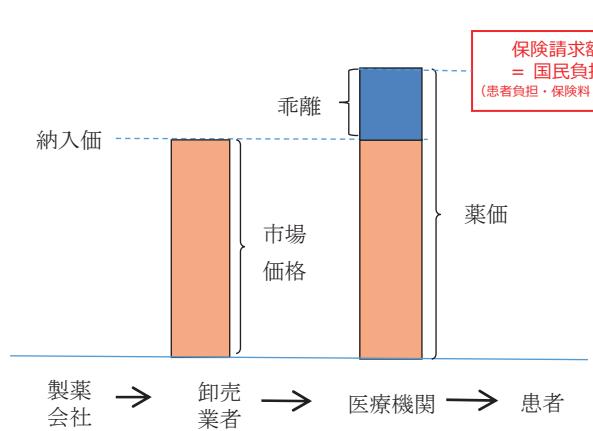
(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

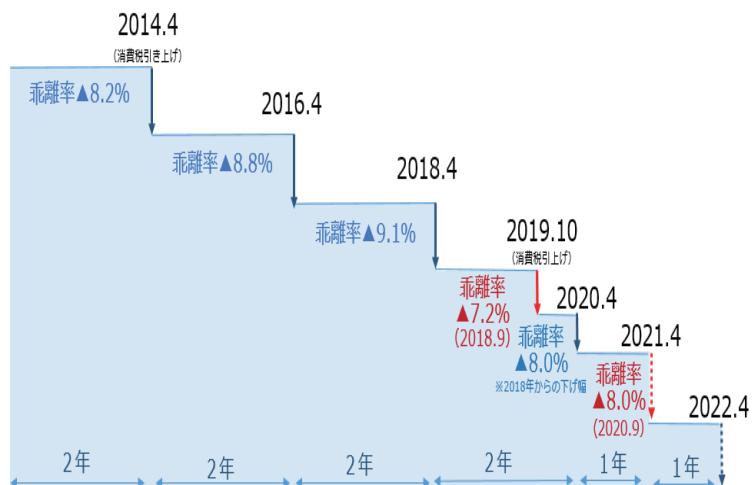
6. 毎年薬価改定の実現

- 医薬品の取引価格（市場実勢価格）が下落しているにもかかわらず、保険からの償還価格が一定程度据え置かれれば、患者負担、保険料負担、公費負担がいたずらに高止まりする。
- このため、これまで2年に一度実施されてきた薬価改定について、令和3年度から毎年薬価改定を実施することとし、市場価格を適切に薬価に反映していく。
- 令和3年度薬価改定については、毎年薬価改定の初年度であり、乖離率5%を超える品目を対象とする。
- また、新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、令和2年薬価調査の平均乖離率8.0%が、同じく改定半年後に実施した平成30年薬価調査の平均乖離率を0.8%上回ったことを考慮し、「新型コロナウイルス感染症特例」として薬価の削減幅を0.8%分緩和する。
- これらにより、薬剤費の削減▲4,315億円（国費▲1,001億円）【約7割の品目】を実現し、国民負担を軽減する。

◆ 薬剤価格と各事業主体の関係



◆ 薬価調査の結果



7. 予算の「質の向上」

縦割り行政の打破・省庁間連携

- 流域治水対策（国交省の防災・安全交付金8,540億円のほか、農水省、文科省、厚労省等の関連事業を活用）
 - ・ 河川管理者、都道府県、市町村等の関係者が協同して行う流域治水プロジェクト（土地利用やまちづくりも含めた総合的な治水対策）を推進。堤防・下水道、農業水利施設・水田、学校施設、福祉施設、国有地等の機能連携を進める事業へ、国直轄事業や、自治体・民間企業向けの交付金・補助金を重点配分。
- 木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築（経済産業省・農林水産省：12.5億円）
 - ・ 経済産業省と農林水産省で研究会を立ち上げ、木質バイオマス発電の課題を整理。両省が連携して、バイオマス燃料等の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業等を創設。

防衛力整備の効率化・合理化

- 防衛装備品の全般にわたり、重要度の低下した装備品の運用停止や、長期契約の活用、原価の精査等の調達の最適化などを図ることにより、▲4,168億円の効率化・合理化効果を実現。

人口一人当たりのインフラ維持更新コストの増加抑制

- インフラ老朽化対策に係る自治体向けの補助金・交付金について、施設の集約・撤去など費用の縮減に向けた具体的方針の提示を要件化。また、新技術等の活用によるコスト縮減の高い事業を優先採択。これらにより、施策効果の高い事業に国費を重点化。※ 各種補助金（道路：2,223億円、河川：15億円、港湾：12億円）のほか防災・安全交付金が対象

中小企業支援の重点化

- 中小企業であっても、大企業の子会社や課税所得が一定以上の者に対しては、補助の対象外又は大企業と同率の補助率とすることにより支援を重点化。

奨学金業務システムの刷新による申請・審査の効率化等

- （独）日本学生支援機構運営費交付金について、奨学金業務システムの刷新により、申請手続の簡略化、審査の迅速化を実現。システム保守費用及び審査費用も削減（令和3年度からの10年間で▲28億円の削減効果）。

8. 新経済・財政再生計画 改革工程表2020の概要

歳出分野	主な事項
社会保障分野	<ul style="list-style-type: none">➢ 国民健康保険制度における、法定外繰入等の解消及び保険料水準統一に関する事項の国保運営方針の記載事項への位置づけや、国保制度の財政均衡を図るために在り方等について、実効性のある更なる措置を検討。➢ 第4期の医療費適正化計画に向けて、地域医療構想の実現や医療の効率的な提供の推進のための目標など、適正な医療を地域に広げるための計画における取組内容を見直すとともに、毎年度のPDCA管理を強化するため、医療費の見込みの改定や保険料算定に用いる医療費との照合など、医療費適正化計画の実効性を高める方策について、見直しに向けて検討。➢ 後発医薬品の使用を更に促進するため、現行の「使用割合80%以上」の目標達成後の新たな目標について、検討。➢ 後期高齢者医療制度における一人当たり医療費の地域差縮減に寄与する都道府県及び知事の役割強化や在り方を検討。➢ 医療扶助における適正化について、頻回受診の該当要件の検討を行うとともに、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、ガバナンス強化に向けた中期的な検討を行う。
社会資本整備等	<ul style="list-style-type: none">➢ 本年度内にインフラ長寿命計画の改定及び個別施設計画の100%策定を実施。これにより、インフラの定期的な点検・診断、メンテナンスのPDCAサイクルを確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ転換。➢ 人口20万人以上の地方公共団体全てにおいてPFI事業を実施することを目指すとともに、人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFI導入を加速するため、交付金・補助金事業におけるPPP/PFI導入検討の要件化拡大等を実施。➢ 政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、2020年4月時点の14地域を2025年度までに100地域に拡大（都市OS導入地域数）。
地方行財政改革等	<ul style="list-style-type: none">➢ 自治体DX計画を策定し、デジタル人材確保（2021年から実施）など、必要な支援を国として提供するとともに、地方のデジタル化について、経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップ。➢ 都道府県が2022年度までに策定する水道・下水道の広域化計画の中に、デジタル化及びPPP/PFIの推進など民間活用に関する事項を盛り込む。2022年度までに、水道は650団体、下水道は450地区で広域化を目指す。➢ 2021年度以降、多様な広域連携に取り組む地方自治体間の合意形成を国として支援。
文教・科学技術	<ul style="list-style-type: none">➢ 全児童生徒が端末を十分に活用できる環境の実現及び義務教育段階の学校におけるデジタル教科書の100%普及（2025年度時点）を目指すとともに、システム全体の統一性や標準化・クラウド化も見据えつつ、ICTによる校務改善を推進。➢ GIGAスクール構想等の効果検証・分析を進め、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。これにより、2021年度までにエビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んだ教育振興基本計画の割合を100%とする。➢ 次期基本計画のレビューや基本計画に位置付けられる個別施策の立案や評価、国立大学等のマネジメントを通じた経営改善など、効果的なEBPMを推進。➢ 次期科学技術・イノベーション基本計画に沿って更なる若手研究者の支援を促進。

9. 令和2年度補正予算(第3号)の概要(令和3年1月28日成立)

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 43,581億円

1. 医療提供体制の確保と医療機関等への支援 16,447億円

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（病床や宿泊療養施設等の確保等）〔13,011億円〕
- 診療・検査医療機関をはじめとした医療機関等における感染拡大防止等の支援〔1,071億円〕
- 医療機関等の資金繰り支援〔1,037億円〕
- 小児科等の医療機関等に対する診療報酬による支援〔71億円〕 等

2. 検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備 8,204億円

- 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施〔5,736億円〕
- PCR検査・抗原検査の実施等〔672億円〕 等

3. 知見に基づく感染防止対策の徹底 17,487億円

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金〔15,000億円〕
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う感染症対策等事業〔959億円〕 等

4. 感染症の収束に向けた国際協力 1,444億円

- アフリカ、中東、アジア・大洋州地域への国際機関等を通じた支援〔792億円〕 等

II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 116,766億円

1. デジタル改革・グリーン社会の実現 28,256億円

- 地方団体のデジタル基盤改革支援〔1,788億円〕 ○ マイナンバーカードの普及促進〔1,336億円〕
- ポスト5G・Beyond5G(6G)研究開発支援〔1,400億円〕
- カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発支援のための基金の創設〔20,000億円〕
- グリーン住宅ポイント制度の創設〔1,094億円〕 等

2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上 23,959億円

- 中堅・中小企業の経営転換支援（事業再構築補助金）〔11,485億円〕 ○ 大学ファンド〔5,000億円〕
- 持続化補助金等〔2,300億円〕 ○ 国内外のサプライチェーン強靭化支援〔2,225億円〕
- 地域公共交通の維持・活性化への重点的支援〔150億円〕 等

3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現 64,551億円

- 中小・小規模事業者等への資金繰り支援〔32,049億円〕 ○ 地方創生臨時交付金（再掲）
- Go To トラベル〔10,311億円〕、Go To イート〔515億円〕
- 雇用調整助成金の特例措置〔5,430億円〕 ○ 緊急小口資金等の特例措置〔4,199億円〕
- 観光（インバウンド復活に向けた基盤整備）〔650億円〕 ○ 不妊治療に係る助成措置の拡充〔370億円〕
- 水田の畠地化・汎用化・大区画化等による高収益化の推進〔700億円〕
- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（生活困窮者支援・自殺対策等）〔140億円〕 等

III. 防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保 31,414億円

1. 防災・減災、国土強靭化の推進 20,936億円

- 防災・減災、国土強靭化の推進（公共事業）〔16,532億円〕 等

(注) 2. 「自然災害からの復旧・復興の加速」等に整理している事業も含め、防災・減災、国土強靭化関係予算全体で22,604億円を確保。

2. 自然災害からの復旧・復興の加速 6,337億円

- 災害復旧等事業費〔6,057億円〕 ○ 災害等廃棄物処理〔106億円〕 等

3. 国民の安全・安心の確保 4,141億円

- 自衛隊の安定的な運用態勢の確保〔3,017億円〕 等

■ 補正予算の追加歳出計 191,761億円

(参考1) 令和2年度補正予算(第3号)においては、上記「経済対策」の実行に係る国費に加え、国際分担金等の追加財政需要〔252億円〕等を計上。

(参考2) 上記のほか、労働保険特別会計において9,320億円、エネルギー対策特別会計において169億円の歳出追加等を計上。

10. 令和2年度補正予算(第3号)フレーム

(単位：億円)

歳 出	歳 入
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 43,581	1. 税収 ▲ 83,880
2. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 116,766	
3. 防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保 31,414	2. 税外収入 7,297
小 計 (経済対策関係経費) 191,761	
4. その他の経費 252	3. 前年度剩余金受入 6,904
5. 地方交付税交付金 4,221	
(1)税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額 ▲ 22,118	
(2)税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填 22,118	
(3)地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填 4,221	
6. 既定経費の減額 ▲ 41,963	4. 公債金 223,950
(1)新型コロナウイルス感染症対策予備費 ▲ 18,500	(1)建設公債 38,580
(2)その他 ▲ 23,463	(2)特例公債 185,370
合 計 154,271	合 計 154,271

11. 令和2年度3次補正後予算フレーム

(単位：億円)

	2年度予算 (当初)	2年度予算 (3次補正後)	2年度予算	備 考
			当初→3次補正後	
(歳 出)				
一 般 賽 出	617,184	1,346,420	729,236	
地 方 交 付 税 交 付 金 等	158,093	162,562	4,470	○ 3次補正概算決定時における新型コロナウイルス感染症対策予備費残額：50,424億円
国 債 費	233,515	230,246	△ 3,269	
うち債務償還費（交付国債分を除く）	145,394	145,394	-	
うち利払費	83,904	76,200	△ 7,704	
小 計	1,008,791	1,739,228	730,437	
臨 時 ・ 特 別 の 措 置	17,788	17,649	△ 139	
計	1,026,580	1,756,878	730,298	
(歳 入)				
税 収	635,130	551,250	△ 83,880	○ 公債依存度：64.1%
そ の 他 収 入	65,888	80,088	14,201	○ 建設公債 令2当初：7.1兆円 → 令2③補正後：22.6兆円
公 債 金（歳出と税収等との差額）	325,562	1,125,539	799,977	特例公債 令2当初：25.4兆円 → 令2③補正後：90.0兆円
債務償還費相当分（交付国債分を除く）	145,394	145,394	-	
利払費相当分	83,904	76,200	△ 7,704	
政策的支出による赤字（基礎的財政收支赤字）相当分	96,264	903,945	807,681	○ 3次補正後の財政収支赤字（利払費相当分と政策的支出による赤字分の公債金の合計）は98.0兆円。
計	1,026,580	1,756,878	730,298	

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 税収には印紙収入を含む。

(注3) 公債金の分類は基礎的財政收支や財政収支の観点から行ったものであり、公債金による収入が直ちに債務償還費や利払費に充当されることを意味するものではないことから、「相当分」としている。

12. 令和2年度補正予算(第1号)の概要(令和2年4月30日成立)

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	255,655億円
(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	18,097億円
・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）〔1,490億円〕 (PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等)	
・ 医療機関等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕	
・ 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世帯への布製マスクの配布〔233億円〕	
・ アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕	
・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）〔10,000億円〕 ※ 緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する事業に充当。	
(2) 雇用の維持と事業の継続	194,905億円
・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕 ※ 上記は一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用者に係るものであり、20時間以上の雇用者については、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。	
・ 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,316億円〕	
・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕	
・ 全国全ての人々への新たな給付金〔128,803億円〕	
・ 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕	
(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482億円
・ “Go To”キャンペーン事業（仮称）〔16,794億円〕	
・ 「新型コロナリババイバル成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設〔1,000億円〕	
(4) 強靭な経済構造の構築	9,172億円
・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金〔2,200億円〕	
・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔235億円〕	
・ 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化〔1,984億円〕	
・ GIGAスクール構想の加速による学びの保障〔2,292億円〕	
・ 公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進〔178億円〕	
・ 中小企業デジタル化応援隊事業〔100億円〕	
(5) 今後への備え	15,000億円
・ 新型コロナウイルス感染症対策予備費〔15,000億円〕	
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	1,259億円
補正予算の追加歳出計	256,914億円

13. 令和2年度補正予算(第2号)の概要(令和2年6月12日成立)

1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費

318,171億円

(1) 雇用調整助成金の拡充等

4,519億円

※ 上記は労働保険特別会計への繰入や週所定労働時間20時間未満の労働者にかかる事業について、一般会計で措置した額であり、この他、同特別会計で8,576億円を措置している。

(2) 資金繰り対応の強化

116,390億円

・中小・小規模事業者向けの融資〔88,174億円〕

金融機能の強化

・中堅・大企業向けの融資〔4,521億円〕

金融機能強化法に基づく民間金融機関に対する
資本参加スキームの期限を延長するとともに、
資本参加枠を15兆円に拡充。

・資本性資金の活用〔23,692億円〕

(3) 家賃支援給付金の創設

20,242億円

(4) 医療提供体制等の強化

29,892億円

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金〔22,370億円〕

※ うち医療〔16,279億円〕、介護等〔6,091億円〕。

・医療用マスク等の医療機関等への配布〔4,379億円〕

・ワクチン・治療薬の開発等〔2,055億円〕

(5) その他の支援

47,127億円

① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

20,000億円

② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付

1,365億円

③ 持続化給付金の対応強化

19,400億円

④ その他

6,363億円

・持続化補助金等の拡充〔1,000億円〕

・農林漁業者の経営継続補助金の創設〔200億円〕

・文化芸術活動の緊急総合支援パッケージ〔560億円〕

・自衛隊の感染症拡大防止・対処能力の更なる向上〔63億円〕

・地域公共交通における感染拡大防止対策〔138億円〕

・個人向け緊急小口資金等の特例貸付〔2,048億円〕

・教員、学習指導員等の追加配置〔318億円〕

・教育ICT環境整備等のための光ファイバ整備推進〔502億円〕

・学校再開に伴う感染症対策・学習保障等〔421億円〕

・スマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業〔14億円〕

(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費

100,000億円

2. 国債整理基金特別会計へ繰入（利払費等）

963億円

3. 既定経費の減額（議員歳費）

▲20億円

補正予算の追加歳出計

319,114億円

(注) このほか、令和2年度補正予算（第1号）で措置した新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、学生支援緊急給付金531億円（令和2年5月19日閣議決定）、医療用マスク等の医療機関等への配布1,680億円及び診療報酬上の特例的な評価（国庫負担分）159億円（令和2年5月26日閣議決定）を措置。

14. 令和2年度補正予算(第1号)フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	255,655	1. 公債金	256,914
(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	18,097	(1) 建設公債	23,290
(2) 雇用の維持と事業の継続	194,905	(2) 特例公債	233,624
(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482		
(4) 強靭な経済構造の構築	9,172		
(5) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	15,000		
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	1,259		
合 計	256,914	合 計	256,914

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

15. 令和2年度補正予算(第2号)フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費	318,171	1. 公債金	319,114
(1) 雇用調整助成金の拡充等	4,519	(1) 建設公債	92,990
(2) 資金繰り対応の強化	116,390	(2) 特例公債	226,124
(3) 家賃支援給付金の創設	20,242		
(4) 医療提供体制等の強化	29,892		
(5) その他の支援	47,127		
①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充	20,000		
②低所得のひとり親世帯への追加的な給付	1,365		
③持続化給付金の対応強化	19,400		
④その他	6,363		
(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	100,000		
2. 国債整理基金特別会計へ繰入（利払費等）	963		
3. 既定経費の減額（議員歳費）	▲20		
合 計	319,114	合 計	319,114

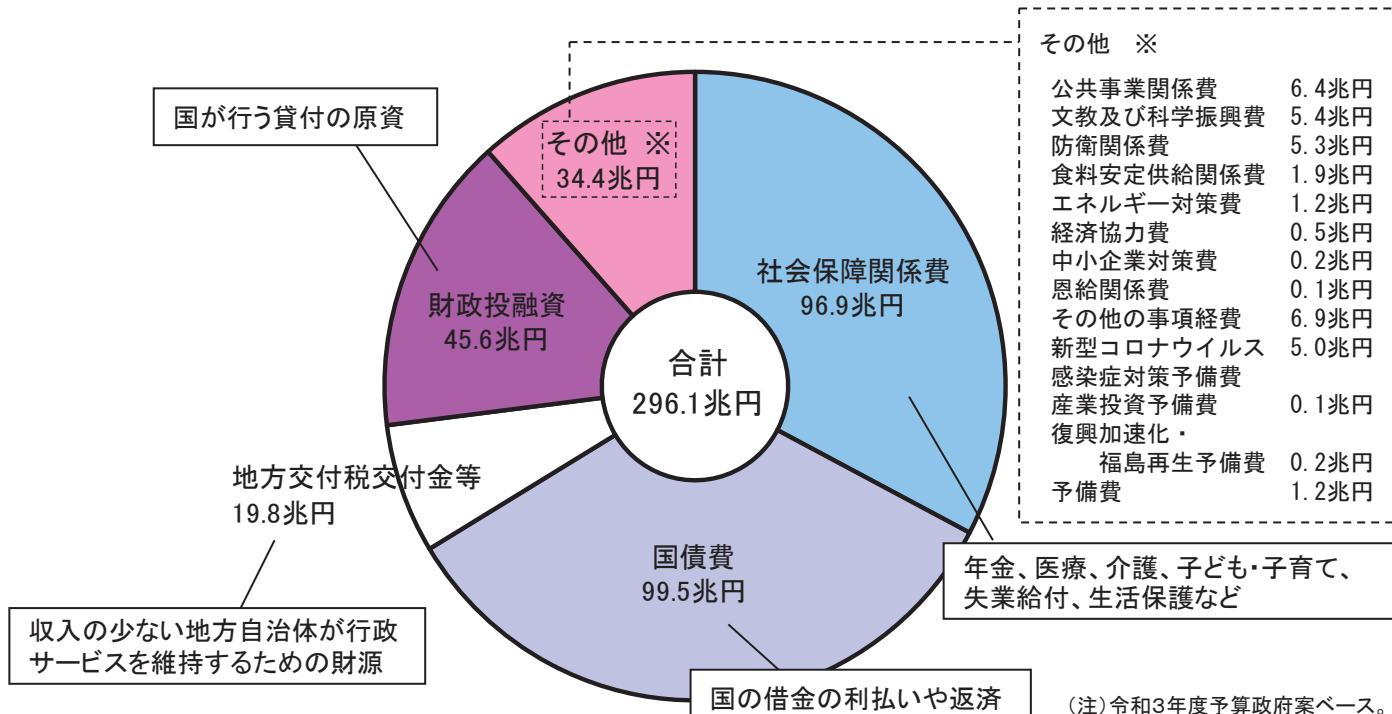
(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 1.(2)には国債整理基金特別会計へ繰入（日本政策投資銀行の保有する交付国債の償還4,432億円）を含む。

I. 一般会計と特別会計

○一般会計・特別会計の主要経費別純計

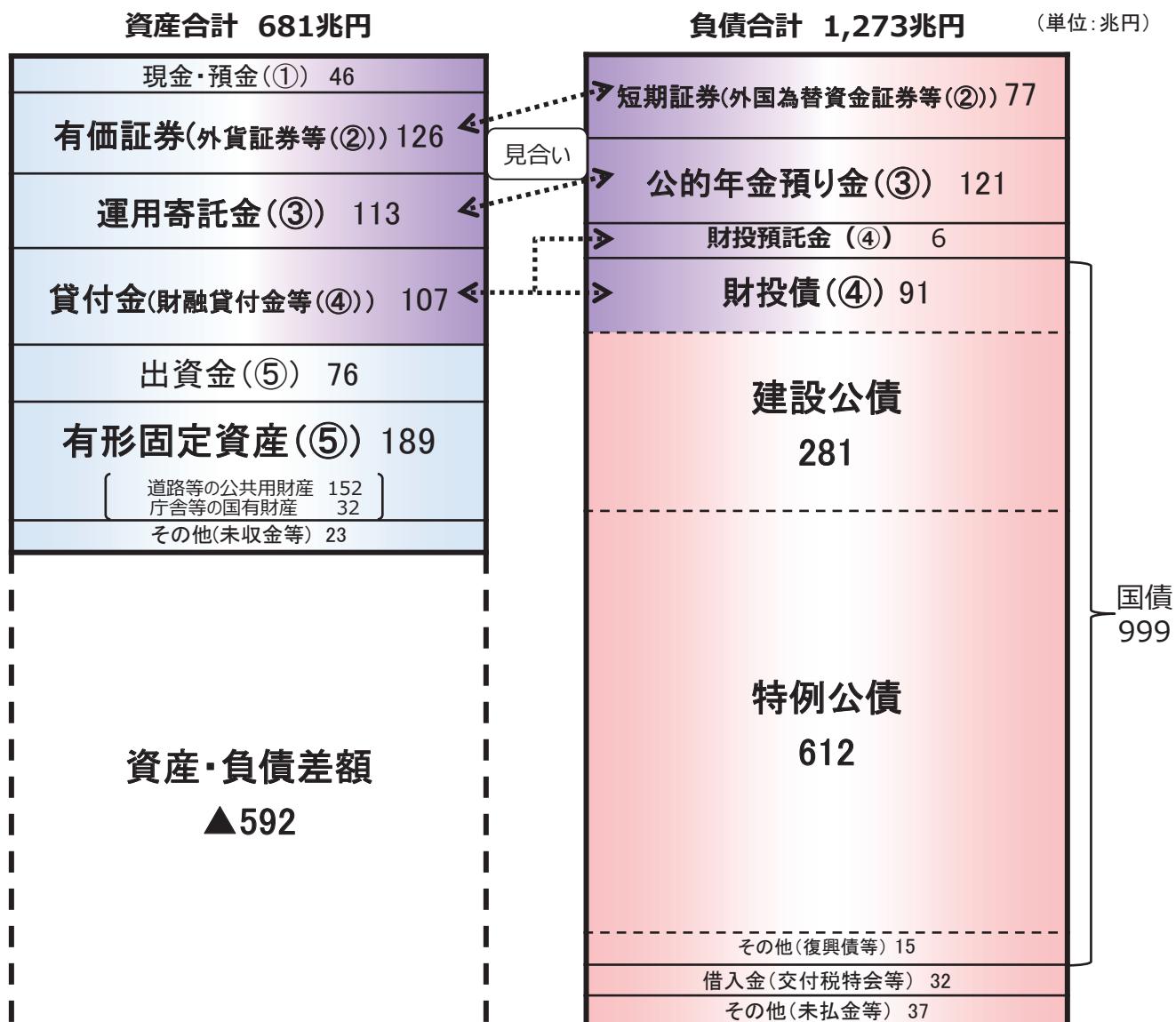
この主要経費別純計とは、一般会計歳出総額(令和3年度106.6兆円)と特別会計歳出総額(同493.7兆円)の合計から会計間の入り繰りを控除し、政策分野ごとに整理したものです。いわば国全体の歳出の全体像を示すものです。



II. 国の貸借対照表

財務省は、毎年度、国全体の資産や負債などのストックの状況をわかりやすく開示する観点から、企業会計の考え方及び手法(発生主義、複式簿記)を参考として、貸借対照表を作成・公表しています。

- ◇ 令和元年度末において資産は681.3兆円計上されていますが、その大半は換金処分して他の財源に充てることができないものとなっています（下図及び次頁をご参照ください。）。
- ◇ 資産、負債の科目の中には運用資産と調達財源がほぼ連動しているものがあります。
 - ・ 外貨証券(124.6兆円(有価証券の内数)): 購入のための財源は、外国為替資金証券 (76.2兆円(短期証券の内数))の発行により調達しています。
 - ・ 財政融資金貸付金(97.8兆円(貸付金の内数)): 貸付のための財源は、財投債(91.2兆円)の発行により調達された資金や預託金(5.9兆円)で構成されています。
 - ・ 運用寄託金(113.2兆円): 将来の年金給付財源として保有している保険料等の積立金の一部であり、見合う金額を公的年金預り金(121.2兆円)として計上しています。
- ◇ また、売却して現金化することを想定できないものが相当程度含まれています。
 - ・ 有形固定資産(188.7兆円): 道路や河川といった公共用財産等
 - ・ 出資金(76.3兆円): 独立行政法人の出資金や政策的に国に保有義務のある株式等



各科目の特徴及び留意点

「国の財務書類」は、企業会計の考え方及び手法を参考として作成していますが、各計算書に表示されている科目の中には、国の財政・会計制度の下で国の財政活動の特性を踏まえた整理を行っているものがあります。

貸借対照表に計上されている資産については、見合いの負債を有する資産や売却処分して現金化することが想定できない資産が相当程度含まれているため、国の負債規模、諸外国の財務状況との比較においてはこれらを考慮する必要があります。

以下、「国の財務書類」をより正しくご理解いただくために、貸借対照表に計上されている主な科目の特徴及び留意点についてご説明します。前頁の図もご参照ください。

① 令和元年度末の現金・預金(46.1兆円)は、年度末時点の実際の保有残高を表示ていません。

国の会計においては、当該年度の収入支出を整理する期間(出納整理期間)があり、貸借対照表に計上されている現金・預金残高の金額は、年度終了後の出納整理期間における現金の受け払いを反映したものとなっています。令和元年度末時点の国庫における実際の政府預金残高は12.6兆円(外貨預け金を除く)ですが、出納整理期間は税収等の受け入れが多いため、現金・預金残高は46.1兆円(外貨預け金を除いた現金・預金は33.9兆円)となりました。

② 外貨証券(124.6兆円)と外国為替資金証券(76.2兆円)について

有価証券の大部分を占める外貨証券(124.6兆円)については、その取得のため必要となる財源を、主に外国為替資金証券の発行により調達しています。したがって、資産に計上されている当該外貨証券を為替介入(外貨売り・円買い)によって売却した場合の収入は、原則として負債に計上されている外国為替資金証券の償還に充てられるものです。なお、令和元年度については、外貨証券と外国為替資金証券の間で差額が48.4兆円となりましたが、このうち39.6兆円は、国庫余裕金の繰替使用により外国為替資金証券の発行残高を減少させたことによるものであり、差額部分が見合いの負債の無い資産となっているわけではありません。

③ 運用寄託金(113.2兆円)と公的年金預り金(121.2兆円)について

運用寄託金については、将来の年金給付(厚生年金及び国民年金)財源に充てるために保有している保険料等の積立金の一部であり、運用寄託金等に見合う負債を公的年金預り金として計上しています。

④ 財政融資金貸付金(97.8兆円)と財投債(91.2兆円)等について

貸付金の大部分を占める財政融資金貸付金(97.8兆円)については、その財源は財投債の発行により調達した資金や預託金で構成されています。したがって、資産に計上されている財政融資金貸付金の回収金は、原則として負債に計上されている財投債の償還等に充てられるものです。

⑤ 有形固定資産(188.7兆円)、出資金(76.3兆円)などの計上額について

有形固定資産、出資金などについては、道路や河川といった固定資産(公共用財産)や独立行政法人などへの出資金など政策目的で保有しており、売却処分して現金化することが想定できないものが相当程度含まれています。また、公共用財産の資産計上額は、過去の用地費や事業費を累計することにより取得原価を推計した価額から減価償却相当額を控除する方法などによって算出しており、現金による回収可能額を表すものではありません。

※資産・負債差額(▲591.8兆円)について

資産と負債の差額である資産・負債差額(▲591.8兆円)については、その大部分が過去における超過費用の累積であることから、概念的には、将来への負担の先送りである特例公債の残高に近いものとなります。

III. PDCAサイクル

予算がどのように使われ、どのような成果をあげたかを評価・検証し、予算への反映等を行う、予算編成におけるPDCAサイクルの取組を行っています。

◆ 国会の議決・決算検査報告等の反映

- 決算に関する国会の議決については、審議の内容等を踏まえ、的確に反映。
〈例〉独立行政法人の不要財産を国庫納付させるなど、政府出資金等の規模の見直しを行った。
【財務省、財政投融資特別会計 等】【反映額：318億円（うち令和2年度補正予算（第3号）：29億円）】
- 会計検査院の指摘については、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し。
〈例〉国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金について、健診項目の実施状況等を踏まえた単価に見直すこととした。【厚生労働省】【反映額：▲2億円】
- 多額の不用が生じている事業等については、決算結果を踏まえ、個々の予算の内容等を厳正に見直し。
〈例〉鉄道施設総合安全対策事業の執行状況を予算積算に適切に反映した。【国土交通省】【反映額：▲8億円】

◆ 予算執行調査の反映

- 令和2年度予算執行調査については、37件の調査を実施。
- 調査結果を踏まえ、事業等の必要性・有効性・効率性について検証を行い、的確に反映。
〈例〉地籍調査について、調査区域に重点対象分野（防災対策等）に関する事業予定区域等を含まない場合には、原則、予算配分を行わないこととするなど、支援対象の絞り込みを行った。【国土交通省】【反映額：▲3億円】

※予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組。

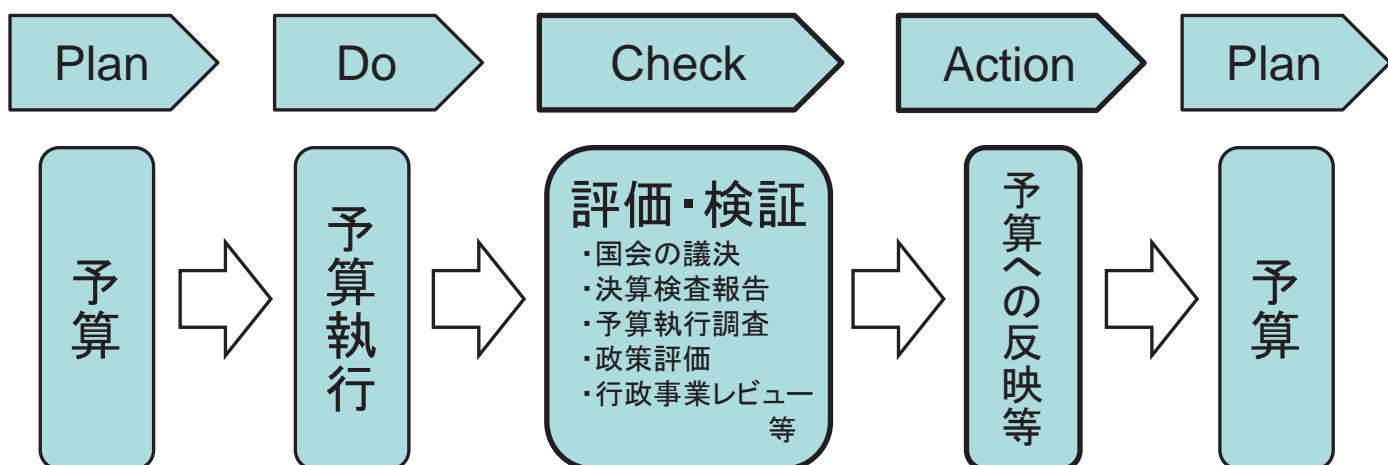
◆ 政策評価の結果の反映

- 各行政機関が行った政策評価の結果に基づき、個々の事務事業の必要性・有効性・効率性等について検証を行い、的確に反映。
〈例〉中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業について、中小企業の意識向上やセキュリティサービスの商用化に一定程度進捗がみられることから、行政主体による実証・普及啓発から、民間主体による共助の取組等の後押しへと事業転換し、引き続き中小企業のセキュリティ意識の一層の向上を図ることとした。【経済産業省】【反映額：▲2億円】

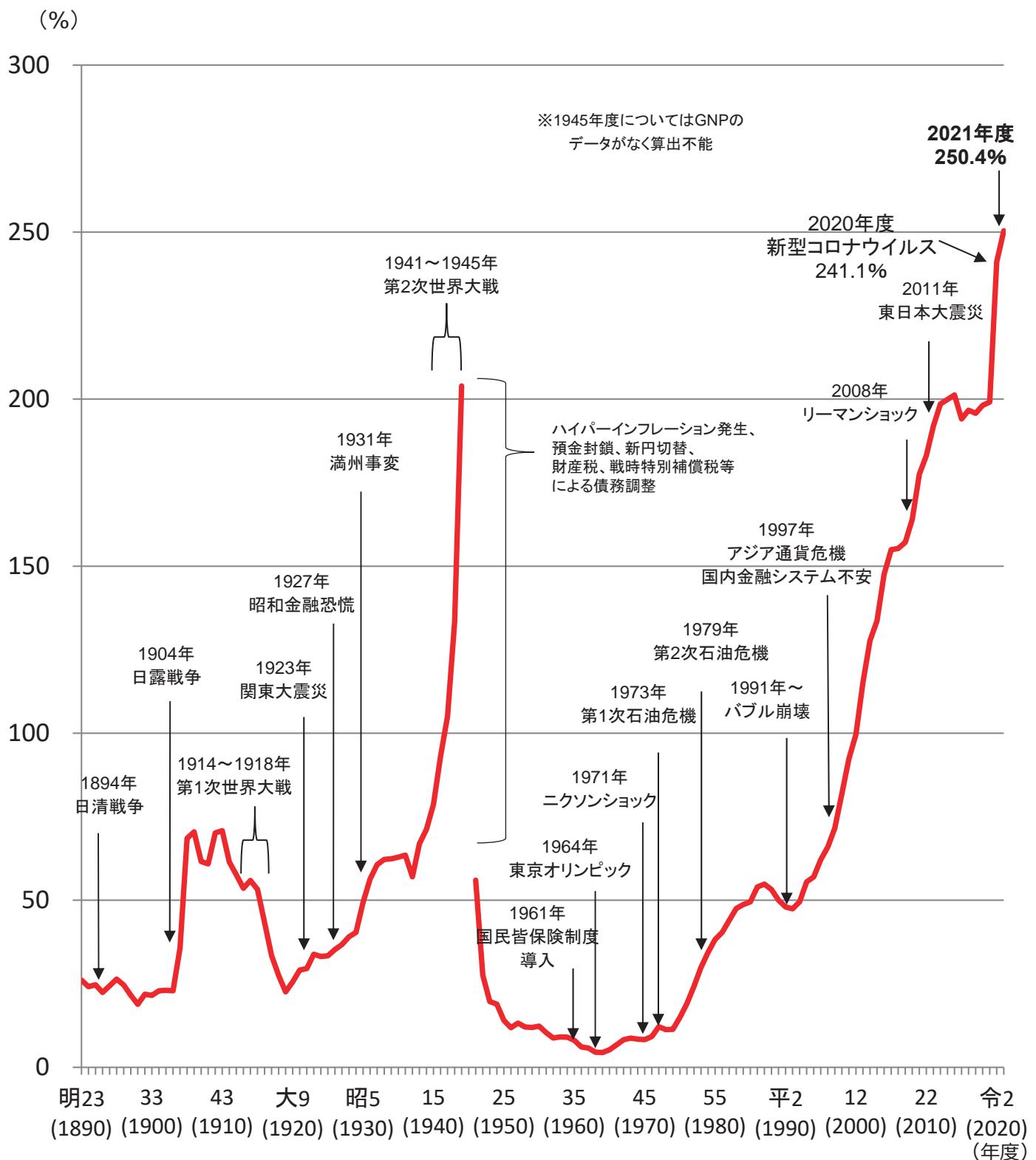
◆ 行政事業レビューの活用

- 行政改革推進会議の下で進める秋の年次公開検証（秋のレビュー）等の指摘を予算編成において適切に反映。
〈例〉「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」について、補助率の見直しや申請要件の厳格化等の事業の抜本的な見直しを実施した。【反映額：▲89億円】

(注) 計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。



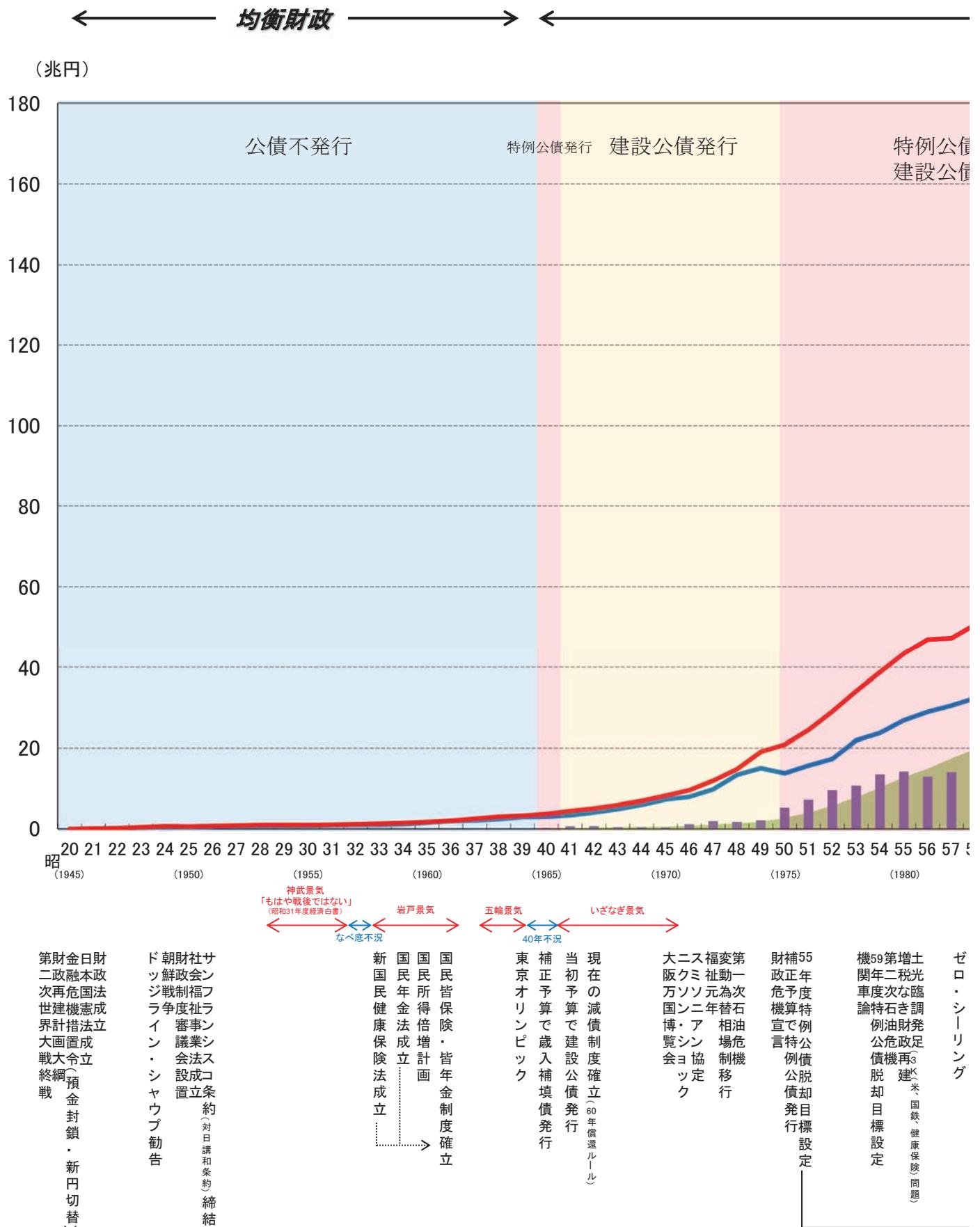
参考 戦前からの債務残高対GDP比の推移



(注1) 政府債務残高は、「国債及び借入金現在高」の年度末の値(「国債統計年報」等による)。令和2年度は第3次補正後予算、令和3年度は政府案に基づく計数であり、政府短期証券のうち財政融資資金証券、外国為替資金証券、食糧証券の残高が発行限度額(計210兆円)となっていることに留意。なお、昭和20年度は第2次世界大戦終結時によりGNPのデータがなく算出不能。

(注2) GDPは、昭和4年度までは「大川・高松・山本推計」における粗国民支出、昭和5年度から昭和29年度までは名目GNP、昭和30年度以降は名目GDPの値(昭和29年度までは「日本長期統計総覧」、昭和30年度以降は国民経済計算による(昭和30年度から昭和54年度までは68SNAベース、昭和55年度から平成5年度までは93SNAベース、平成6年度以降は08SNAベース))。ただし、令和2年度及び令和3年度は、「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和3年1月18日閣議決定)による。

参考 戦後における我が国財政の変遷

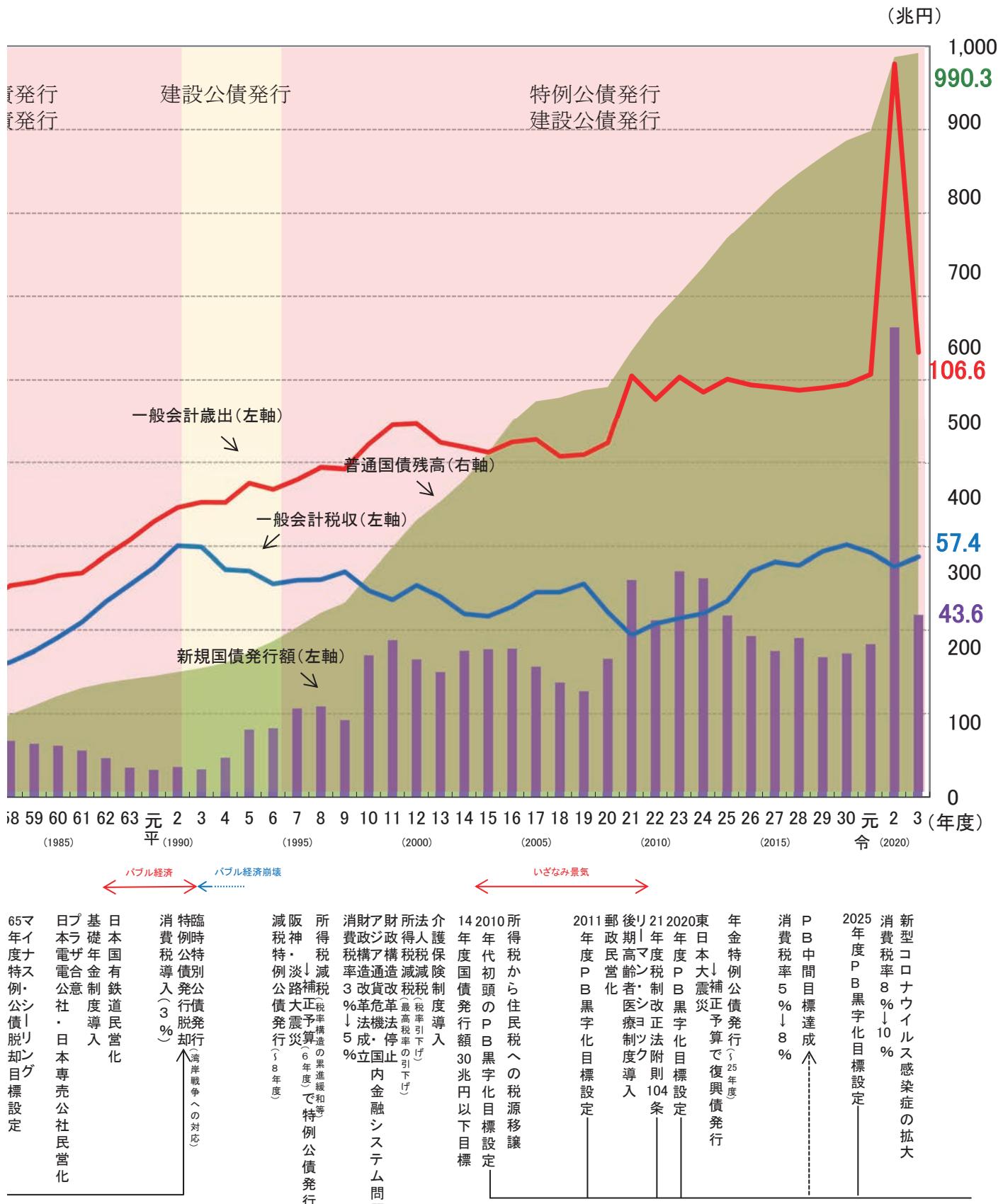


(注1)一般会計税収、一般会計歳出及び新規国債発行額は、令和元年度までは決算、令和2年度は第3次補正後予算、令和3年度は政府案による。

(注2)令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

(注3)普通国債残高は、令和元年度末までは実績、令和2年度末は第3次補正後予算、令和3年度末は政府案に基づく見込み。

不均衡財政



MEMO

MEMO

MEMO



財務省ホームページ

<https://www.mof.go.jp/>

財務省

検索



〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1